

平成26年6月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成26年 6月 9日 開会

平成26年 6月17日 閉会

飯 島 町 議 会

平成26年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成25年度飯島町一般会計補正予算（第7号）専決

日程第 7 第 4号議案 平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）専決

日程第 8 第 5号議案 平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決

日程第 9 第 6号議案 平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）専決

日程第10 第 7号議案 平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第11 第 8号議案 平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）専決

日程第12 第 9号議案 平成25年度地域介護・福祉空間整備事業高齢者障がい者交流センター
やすらぎ建設工事請負契約の変更に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第13 第10号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 平成26年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（１２名）

１番 北沢正文	２番 坂本紀子
３番 本多昇	４番 中村明美
５番 浜田稔	６番 久保島巖
７番 橋場みどり	８番 竹沢秀幸
９番 三浦寿美子	１０番 折山誠
１１番 堀内克美	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議開会

開 議
議 長

平成26年6月9日 午前9時10分

おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変ご苦労さまです。これから平成26年6月飯島町議会定例会を開会します。議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。なお今定例会は節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたのでご理解とご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成26年5月20日付飯島町告示第52号をもって、平成26年6月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。6月に入り田植え作業も終わり、輝く水田に植えた苗が初夏の風に合わせて涼しげに踊る季節となりました。昨年の今頃は天候不順が続いた中、春先からの低温とともに4月から5月にかけて凍霜害による農作物に対する被害が、特に梨やリンゴを中心に近年にない被害となってしまいました。本年は近隣では雹害による災害が見舞われておる町村もあるわけでございますけれども、当町はおかげさまでこのような被害もなく、夏を思わせる気候の中で農産物全般に今のところ順調に生育をしておると思われま。

一方、5月末から6月初めにかけては全国的に真夏並みの猛暑が続いたかと思うと、当甲信地方も昨年より5日早くこの5日には梅雨入りとなりました。また今年の夏は5年ぶりにエルニーニョ現象が発生する可能性が高いというふうに予想をされております。このため太平洋高気圧の日本付近への張り出しが弱く、長期予報によりますと梅雨入りから7月にかけて平年より曇りや雨の日が多いとともに、梅雨明けが遅くなるのではないかとというふうにも報じられております。うっとうしい季節とともに最近の雨の降り方は極めて局地的であり、ゲリラ的であることが予想をされます。東日本や長野県北部の震災も未だ癒えていないだけに今年は穏やかな災害のない梅雨であってほしいと願う次第でございます。

さて、内閣府の発表した5月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動から、このところ弱い動きもみられるというふうにされておりまして、先行きについては駆け込み需要の反動による弱さもしだいに影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で緩やかに回復をしていくことが期待をされてはおりますが、中国をはじめ発展途上国などの海外景気の下ブレへの警戒感が引き続き日本の景気を下押しするリスクとなって存在していると考えられます。このような中、5月末に発表されました4月の有効求人倍率によりますと、長野県全体では1.08倍と全国の平均と同じ数値となっております。このところの景気の緩やかな回復とともに雇用の状況にも改善がみられているところではありますが、半面、上伊那管内におけます有効求人倍率においては、上昇傾向にはあるものの、ここ5ヶ月間0.9倍台となかなか1倍台に届かない状況となっております。この雇用情勢とともに合わせて所得状

況においても大変厳しく、地方においては個人消費の持ち直し感も未だ見られず、まだまだ深刻な状況に変わりはありません。一刻も早い回復を望むところでございます。

次に国政の状況でございますが、集団的自衛権について衆議院の予算委員会や与党協議などにおいて集中的に現在行われております。集団的自衛権はアメリカなどの同盟国が武力攻撃を受けた際に、日本が直接攻撃を受けなくても日本への攻撃と見なして反撃できる権利で、日本への直接攻撃に対しても反撃できる個別的自衛権の範囲を同盟国や友好国まで広げようとするものであります。国連憲章においても国家固有の権利として認められてはおります。しかし日本は戦争放棄などを定めた憲法9条との兼ね合いにより、国を防衛するために必要最小限の範囲を超えると、この解釈から集団的自衛権の行使を禁じてまいりました。日本は戦後70年近く一環して平和国家としての道を歩んでまいりました。私たちの平和な暮らしを突然危機に直面するかもしれませんが、基本はこれからもこの歩みが変わっていつてはいけないと考えておる次第でございます。武力攻撃に至らないグレーゾーンの事態も含めて集団的自衛権の行使について政府は間違った方向に進まないよう、まず国民に目を向けた中で慎重かつ十分な議論をし、誤りのない方向付けをしてほしいと思っております。

さて、町では第5次総合計画に基づく前期基本計画4年目を迎えまして、計画とその成果の実現、また後期基本計画策定に向けた基礎調査等の年度ともなります。定住促進など成果につきましてもわずかながら見えつつあるところではありますが、町の将来像である「人と緑輝くふれあいのまち」の実現に向けて、前期基本計画に掲げておりますまちづくりの基本施策とともに、4つの重点プロジェクトを中心といたしまして、本年も様々な施策を実施をしてまいりますので議員各位のご協力を切にお願いする次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、専決処分を含めます条例案件5件、予算案件7件、その他案件1件の計13件でございます。いずれも重要案件でありますので何とぞ慎重なご審議をいただきまして、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、8番 竹沢秀幸 議員、9番 三浦寿美子 議員を指名します。

議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

久保島議会運営委員長。

議会運営
委員長

それでは議会運営委員会の報告をいたします。本日6月9日召集されました6月定例会の議会運営につきまして、去る5月23日午前9時10分より、町側から町長、副町長、総務課長にご出席をいただき、議長、副議長のご参加の下、議会運営委員会を開催・協議いたしました。はじめに会期について申し上げます。本定例会に提出された議案は、ただ今町長からおっしゃいましたように、条例案件5件、予算案件7件、一般案件1件の13

件でございます。請願・陳情につきましては4件であります。案件の内容から本日6月9日から6月17日までの9日間が適当であると決定いたしましたのでご報告いたします。なお審議方法につきましては13議案とも本日即決し、陳情2件を文書配布に、請願2件を社会文教委員会に付託することといたしました。以上議会運営委員会の協議報告といたします。議員各位におかれましてはご賛同とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長

お諮りいたします。ただ今の委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長

異議なしと認めます。従って会期は本日から6月17日までの9日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

久保島委員長自席へお戻りください。

会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長

(会期日程説明)

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

請願・陳情等の受理について報告いたします。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告いたします。3月から5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

次に町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは私の方からは4件についてご報告を申し上げます。

先ず平成25年度一般会計の繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度一般会計の繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法の規定に基づきここにご報告を申し上げます。平成25年度事業の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成26年度に繰越をいたしました。繰越いたしました事業につきましては1つに、高齢者・障がい者交流センターの建設工事。2つ目に、地域介護福祉空間整備事業の補助金。3つ目に子ども子育て新制度関連システムの改修業務などございまして、以下9事業でございますのでお手元の繰越計算書をご覧いただきたいというふうに思います。

次に、平成25年度飯島町土地開発公社決算についてでございます。平成25年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月30日開催の公社理事会において審議をお願いし承認いただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づきご報告を申し上げます。平成25年度の土地開発公社の事業といたしましては、代行用地の取得事業、工業団地の開発事業、及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。代行用地取得事業といたしましては懸案でありました旧コスモ21の跡地につきまして、地権者の皆様のご協

力により公社が用地を取得し、年度内に上伊那医療生活協同組合及び飯島町へ売却をいたしました。現在新たなまちづくりへの検討が行われておりますが、町に元気が出るような施設となるよう期待をいたしております。また柏木工業団地につきましては関係法令の同意が得られましたので、現在開発行為の申請を行っており、夏過ぎころには造成工事に着手ができるよう進めているところでございます。同じく開発中の陣馬工業団地の拡張分につきましては早期売却に向けて引き続き誘致活動に取り組んでおるところでございます。保有土地売却関係では赤坂グリーンヒル分譲住宅地の2区画を売却をし、これでグリーンヒルは全て売却となりました。また久根平工業団地2区画につきまして分割納付方式ではありますが2社と売買契約を締結することができました。残りの保有土地につきましても早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益につきましては土地取得事業で約52,000,000円。分譲地売却事業で約12,000,000円など事業収益が約70,000,000円、これに事業外収益を加えた収益合計は約71,000,000円となりました。これに対する費用につきましては取得原価約66,000,000円に一般管理費及び事業外費用等に加え、費用合計は約70,000,000円となり、差し引き1,000,000円の利益となりました。また平成24年度に引き続き平成25年度決算においても、一部の保有土地の評価を取得原価によるものから時価による評価へ切り替えを行いまして、これによる特別損失が約42,000,000円となったところでございます。これによりすべての保有土地につきまして適正な時価への切り替えが終了いたしました。この特別損失金に前期繰越欠損金約88,000,000円を加えた欠損金合計は約130,000,000円となりました。今後この欠損金の処理が必要となってまいります。町の財政も厳しい状況であります。慎重に検討しながら対応をしてまいりたいと考えております。公社決算の内容の詳細につきましてはお手元の決算報告書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと思います。

次に平成25年度第2期一般財団法人まちづくりセンターいいじまの事業報告について申し上げます。平成24年4月2日設立をいたしました一般財団法人まちづくりセンターいいじまも第2期の事業を進めてまいりましたが、事業報告、決算につきましては去る5月30日の評議員会において承認をされましたので、地方自治法の規定によりここにご報告を申し上げます。平成25年度のまちづくりセンターいいじまの事業は継続指定管理業務4業務、それから山岳施設の管理、道の駅本郷の管理、福祉救急医療情報キット、文化館の予約管理システムの構築、地域自然エネルギーの普及、活用、調査、観光協会事務局の6業務において契約に基づき業務を実施をいたしました。与田切公園管理では家族連れなどファミリーの利用者及びキャンプの利用者は増加をし、釜戸の利用客も増加をしております。利用料金も増加となっております。信州の名水、秘水15選の越百の水は年間を通し給水を行っているために、県外を含め多くの皆様にご利用をいただいております。特に土曜日、日曜日には順番待ちができるほど多くの方に利用をいただいております。飯島町の観光資源のスポットともなっております。千人塚公園では千人塚マレットゴルフクラブにより勤労者福祉センター跡地へマレットゴルフコースを8コース新設をされました。多くの皆様に一層のご利用をいただきたいと思います。また事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施をいたしました。マレットゴルフの年間登録者は117人と前年に比べて28人減少するなど登録利用者の利用が減少傾向にあります。自主事業のマレットゴルフ世界大会は第29回を迎え、140名、7カ国外国籍9名

を含めまして大勢の皆さんが参加し盛況に実施をされました。主な収益は指定管理料の収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入、キャンプ事業収入において合計で 57,008,058 円に対しまして、事業費では一般管理費を加えた合計で 57,116,488 円となり、当期収支額は赤字の 108,430 円となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力をしております。内容につきましてはお手元の決算書をご覧くださいと思います。

最後になりますが、株式会社エコーシティ駒ヶ岳第23期の決算について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ヶ岳の平成25年度第23期の決算につきましては、去る5月30日開催の同社株主総会において承認をされましたので、地方自治法の規定によりましてその経営状況についてご報告を申し上げます。第23期においてケーブルテレビ業界を取り巻く環境は大手通信業者の攻勢や若年層のテレビ離れ、スマートフォン、タブレット端末の普及によるモバイル時代への突入等、厳しい状況がさらに進みました。このような中で平成25年4月より、転送路の設備高度化事業による各家庭での工事を本格的に開始をし、地域の皆様のご協力をいただく中で工事は順調に進みまして、全体では約6割の家庭の工事を完了をすることができました。光化に伴い新たに開始をしたケーブル+電話サービスは地域の皆様方からご好評をいただき計画を上回る加入となりました。またBSパススルーの放送はデジタルチューナーがなくても2台目以降のテレビでBS放送が視聴できることから、多くの皆様にご利用をいただき解約の歯止めともなったところでございます。加入状況につきましてはキャンペーンの実施、光サービスの案内、インターネットサービスの速度向上と料金の値下げ、社員の声掛け等により新規加入者は確保できましたが総加入者数は微減となりました。エコーシティ駒ヶ岳はケーブルテレビ業界の厳しい環境が今後続くことが予想をされますが、業界全体での新サービスの検討や地域コミュニティチャンネルの充実を図るとともに、インターネット光トリプルサービスや料金面等メリットを前面に営業活動を行い、4行政はじめ関係機関と連携しながらきめ細かな地域情報の提供と、加入者の皆様にとって欠かせない生活の情報提供に努めてまいります。経営的には計画では14,000,000円程の赤字を見込んでおりましたが、ケーブル+電話の加入促進に伴う営業委託、工事委託料の増加により16,000,000円の当期純損失となったところでございます。決算の詳細につきましてはお手元の資料のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいと思います。以上4件についてのご報告をさせていただきました。

議 長

ただ今報告のありました件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第4 第1号議案飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

第1号議案飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生の観点から、及び税制抜本改革を着実に実施するため地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行規則の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則並びに航空機燃料譲与税施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除き平

	成26年4月1日に施行されたことにより、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。条例の主な改正点につきまして申し上げます。法人住民税では法人税割の標準税率が100分の12.3から100分の9.7へ引き下げられるもの。2つ目として軽自動車税では軽四輪等及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車は1.5倍に姿は約1.25倍に引き上げられるもの。13年を経過した軽四輪等について標準税率のおおむね20%の重課。いわゆる上乗せの税率が導入されるということでございます。さらに原動機付き自動車及び二輪車の標準税率を1.5倍に引き上げるもの。3点目として固定資産税では公害防止用施設、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置への「わが町特例」の導入により新たに定めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
4 番	
中村議員	軽自動車税の項目でお伺いしますが、あのまず新たに取得して税金が上がるのが27年度から、13年経過したものを継続している場合は税金が上がるのが28年度からというふうに認識したわけですが、軽自動車税というのはね、あの滞納とかそういう問題もあると思うんですけども、税が上がることによって町民のやはり税金を払うにあたって圧迫する部分があると思うんですね。そういうことに対する町はあの対策というか、今後どのようにしていくのか、お考えがあるのか伺います。
住民税務課長	税率についてはあのまあ1.5、それぞれ1.25上がるわけでございますけれども、この上げ幅からしまして現状のところはこれによる直接の滞納が発生するということは今のところ想定はしておりません。発生したらまあそのときに対応を考えていきたいというふうに思っております。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第1号議案飯島町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第5 第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることに

	ついて提案理由の説明を申し上げます。本条例案は第1号議案と同様、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成26年3月31日にそれぞれ公布され、平成26年4月1日に施行されたことにより、地方自治法の定めるところによりまして専決処分をしたものでございます。条例改正の主な改正点ですが、1つとして国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるということ。2つ目として国民健康保険税の軽減措置に伴う5割、2割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による所要の規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。
住民税務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
5 番	
浜田議員	今の税込 1,040,000 円が減額ということになる理解でよろしいでしょうか。その場合には2種類の項目の合算になると思うんですけども、第1点は2割、5割の対象の拡大による収入減、一方であの上限の見直しによる増収分、それぞれ分けてご説明いただけないでしょうか。
住民税務課長	5割軽減、2割軽減の方でございますけれども、軽減措置の拡大によります減額は1,520,000 円でございます。それから課税限度額の引き上げによりまして増額する部分につきましては480,000 円というふうに試算をしております。
議 長	他にありませんか。
	ありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第2号議案飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
	お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第6 第3号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第7号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第3号議案平成25年度飯島町一般会計の補正予算(第7号)専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会において報告を申し上げ承認を求めるものでございます。先ず初めに平成25年度事業につきましては、厳しい財政環境の下ではありましたが概ね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様をはじめ町民

の皆様の深いご理解とご協力の賜と心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 22,060,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,845,725,000 円とするものでございます。主な内容であります。歳入につきましては決算に見込みから法人町民税を 11,000,000 円減額をいたしました。各種交付金は交付確定に基づき補正をいたしましたが、特に特別地方交付税は約 100,000,000 円の増額補正となりました。町債につきましては事業の確定と財源組み換えにより約 44,000,000 円減額をいたしました。

次に歳出の内容であります。社会資本整備総合交付金事業等につきまして事業の確定により減額をいたしました。また繰出金につきましてもそれぞれの特別会計の事業の確定等により 5 会計合わせて約 28,000,000 円減額をいたしました。その他平成 25 年度の決算書にあたって必要な補正を行ったところであります。これら歳入歳出予算の調整を行いました結果、減債基金からの繰り入れ約 28,000,000 円を減額するとともに、地方特定道路整備事業に充当しておりました町債の発行を抑制をいたしました。また今後予定をされております各種の事業に対する必要財源に備えるために財政調整基金に 50,000,000 円、公共施設等整備基金に 40,000,000 円を積み立て、更に土地開発公社に 30,000,000 円の支援補助を行いました。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき承認を賜りますようお願いを申し上げます。

総務課長

(補足説明)

住民税務課長

(補足説明)

健康福祉課長

(補足説明)

産業振興課長

(補足説明)

建設水道課長

(補足説明)

教育次長

(補足説明)

議 長

ここで休憩いたします。再開時刻を 11 時 5 分いたします。休憩。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番

浜田議員

あの歳入の中で地方交付税について質問させていただきますけれども、1 億数百万というまあかなりの金額になっております。でこれ項目をみると特別地方交付税ということでもありますので、それなりの理由があるのではないかというふうに思いますけれども、どういう内容であったのか。もし具体的な理由があるのであればお聞かせいただきたいというふうに思います。

総務課長

交付税の関係でございますけれども、まあはっきり言いますと本年度当初予算、あの前年度に比べてあのはっきり言って少なめに盛ってございました。ということは昨年度まあ若干特交が少なかったということも含めまして、予算的には少なかったんですが、あのここ 2 回ばかり補正をしております。まあ普通交付税の方が中心に補正をとっておりますけれど、

	特交で見ますと平成24年度が約 157,000,000、それから今年度が約 150,000,000、ということであまり約 7,000,000 ばかり減ということですね。特交については、ですので前年度とあまり変わりません。で普通交付税の関係ですけどこれはあの 1,765,000,000 の前年度に對しまして24年度に對して 1,800,000,000 強という形で普通交付税がきております。ですので、ここであの差額で 50,000,000 ばかり普通交付税は増えております。ですのでまあ約総体的には前年度と比べると 40,000,000 から 50,000,000 増というような形で普通交付税は見ております。あの最終的な数字はそういうことになります。で、特徴的なことと言いますと、特別交付税の方については震災絡みの関係で、の絡みの町へ入ってくる分は当然このところ少なくなってきたております。それから登山道の整備がこれがなくなっております。それから千人塚センターの解体費これがなくなっております。それから住民票の自動交付システムその関係もなくなっております。農地・水の関係については若干増えておりますので、まあこれわずかですけど、この農地・水に對しての分はわずかですが増えております。ですので、まあ最終的には特交はわずか減っておりますけれど、同じ位の額というように思っておっていただければというように思います。以上です。
議 長 2 番 坂本議員	他にございませんか。
教育次長	35 ページのですね5321で、委託料の道徳教育総合支援事業ということで手を挙げて応募してという内容でしたが、この具体的なもう少し内容を教えていただけますでしょうか。
	中学校の方で公開研究授業ということで取り組んだのが10月の30日になります。費用的には講師の謝礼、それから講師の旅費、それから一番大きかったのは印刷製本費でございます、リーフレットの作成とか指導書の印刷というものに経費が掛かったものでございます。それについて公募して申請をしたところ教育費委託金の助成が付いたという解釈をお願いをしたいと思います。
議 長 11 番 堀内議員	他にありませんか。
	土木費関係ですが、まあ10年ぶりの大雪ということで非常に除雪費が掛かったと思いますし、また国の方からも交付金がきております。実際に今年の2月あの大雪で除雪関係の経費ってどのくらい経費を使っているのかお伺いしたいと思います。
建設水道課長	あの町の方の経費ということでよろしいでしょうか。
	(資料確認)
建設水道課長	お待たせしました。町の方の経費でございますが、除雪の関係、道路維持費の関係でございます。こちらにつきましてはまず委託料の関係でございます。こちらにつきましては除雪の散布で 1,000,000 円、それから塩カルの自動交付機こちらの方 1,000,000 円、それから原材料費といたしまして融雪剤の方で 5,000,000 円、それから除雪の協力費ということで 1,000,000 円、これが当初予算でございます。これにつきましてあと残りで補正の方を融雪剤といたしまして 2,000,000 円、それから除雪の機械の購入費ということで 400,000 円、それからあとあの2月の豪雪分の 1,000,000 ということで 6,000,000 近くの支出になろうかと思います。
議 長	紫芝建設水道課長

建設水道課長	失礼しました。19,000,000 円程度になるということでございます。
議 長	よろしいですか。はい坂本議員。
2 番	
坂本議員	3 5 ページのですね文化館費、5 6 4 1 の文化館費の音響反射板が 600,000 修繕費が使われなかったわけですが、文化館の暖房に関してはここ今年度、昨年 of 年末とか使っているところとあの老朽化の状況もあつたりしてあんまり良くないんですけども、まあ音響板は使われなかったんですが、その暖房って今後の暖房関係から始めてそういう具体的な方向性はというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。
教育次長	議員おっしゃる通りあの文化館も老朽化してきました。それであのこの件につきましてはいあの実施計画に従って進めているところでございまして、暖房の関係も新たに増えたわけでございますので、そこら辺も含めて今後の実施計画に反映させていきたい。これにつきましては早急に行っていきたいという計画でおりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
議 長	他にございせんか。
9 番	
三浦議員	2 3 ページなんですけれども、障がい福祉サービス給付ということで障がい者の支援事業があるわけなんですけれども、毎年あの予定よりも利用が少なかつたんじゃないかなというやうなあの結果になっています。であのこの制度についてはやはり障がいのある方が社会参加をしていく、まあ自分の自立の可能性を探していく良い機会の支援だと思ふんですけども、あのなかなかそういうことがやりにくいのか、知れ亘っていないというか、そういうこともあるのかというふうにも思ふんですけども、非常に重要な私はあの施策だと思ひますので、今後のあのこのまま評価をして利用者が少ないっていうだけじゃなくて、具体的なやう実際にサービスがもっと多くの障がいのある方に使つていただけるやうな取り組みというのが求められると思ふんですけども、その辺の考え方をお聞きたいと思ひます。
	それから 2 1 ページの公共交通整備事業といふことで緊急雇用でその作業がなされたというやうに思つておるわけなんですけれども、その具体的にどんな作業がなされて 2 6 年にどのやうに反映されるのかお聞きをしたいと思ひます。
健康福祉課長	先ず最初に、事業コードが 2 2 5 5 の障がい福祉サービスの給付費の関係でございまして、これにつきましては 3 月の補正でですね 1 月までの見込みを見ながら大変上昇しているといふことで、6,200,000 円の補正をさせていただいております。ところがその後利用者減がございまして、最終的に 6,100,000 円の減といふことで、ほぼ予算通りの執行ができたという状況になっております。でこれの周知につきましては総合支援法が新たになりまして障がい福祉サービスのケアプランも必要になってきておりますので、そこら辺につきましては総合的に調整しながら、利用したい人ができないといふことのないやうな形はとれるかと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。結果的にはほぼ当初予算で推移しているといふことでございまして。
総務課長	循環バスの関係で緊急雇用の関係ですが、臨時職員の賃金とそれから消耗品といふことなんです、臨時職員実は 3 ヶ月分のみ 4 月から 6 月という形で実施いたしました。といふことはあの 2 5 年度に全体的に見直しをして 2 5 年の 4 月から新たにデマンド方式をや

議 長
9 番
三浦議員
総務課長
議 長
6 番
久保島議員

っております。その聞き取り調査等をしながらやったというのが平成 25 年度の緊急雇用の主な内容になっております。以上です。

はい。

26 年度にどのように反映されているか。

25 年度と 26 年度の運行方法については変更しておりません。

他にありませんか。

37 ページの諸支出金なんですが、土地開発公社の運営補助金 30,000,000 円ということなんですが、当初予算に盛られていないんですよ。私も何回も申し上げているんですが、盛られていないのに補正、専決で 30,000,000 円、とんと盛ってきて、はい認めてねってというのはちょっといかがなものかなというふうに思いますが、この内容とですねその経緯につきましてご説明いただきたいと思います。

総務課長

以前一般質問等でも、予算の中でもこういうお話が出ておりました。土地開発公社の運営については先程町長からあの諸般の報告の中でご報告させていただいておりますが、130,000,000 円程の欠損というような形、要するにあの算定の仕方をまあ変えたということでそういうことになってきております。であのその中でも、町としてもという話があったりしておりますけれど、まああの決算を見ながらやらないということと、土地開発公社の決算、それから町の決算を見ながら、状況を見ながら以前にもそういう形でお話をさせていただいておりますけれど、まああの町の支援が当然必要だっていうことはご理解いただけたと思いますので、そこら辺のところを加味していただいて今回 30,000,000 円という形をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

議 長
6 番
久保島議員

久保島巖議員。

あのそれでは説明にはなっていないんですよ。何故じゃあ当初予算に盛らなかったんですか。盛ってもいいじゃないですか。この位補助をしたいと思いますっていう予算で、必要なければ逆にカットすればいいというふうに私は思うんですけども、その点いかがですか。

町 長

まああの公社の運営について報告でも申し上げましたように、あの当初の事業計画樹立した段階での取り組みと、現在あの少し時間を経た状況とでは時価動向等でだいぶまあ大きな開きがあつて、それがまあできるだけ今後の事業の取り組みには時価に合わせたやっぱり展開をしていくというまあそういう指導もございます。従ってあのどうしても簿価というものを時価に近いもので修正せざるを得ないというようなことで、あの場所によってまちまちいろいろあるわけでございます。結果としてまあ一時的にそうした欠損が生じると。これがあの円滑に今後順調に売却できればそこそこまあ差し引きゼロに近くなるわけでありまして。でその間をどうするかということでありまして。あの多くの市町村が有利な公社の経営改善の起債を借りて、町が負担をしてやっていくというような方法もあるわけでありまして、まあ当町の場合は 100,000,000 前後位のひとつの数字でございますので、まだまだ事業展開中でございます。これからもそうした計画もございますので当面現在の中で努力をさせていただいて、ただあまりこれがあの広がっていくというようなこと

は良くございませんので、これはあの元々町が一般会計でやことが可能なんですけれども、いずれあのそうしたギャップについては町が責任を持たなきゃならんと、そのための債務保証もしていただいておりますということでございます。従ってあのこれをどうするかっていうことはいろいろ議論の分かれるところだろうというふうに思いますけれども、やはり当初予算に盛れれば一番これはいいに越したことはないわけでありまして、ご承知のように大変あの厳しい状況の中で1年を見通す当初予算の中では見込めないと、あのその他の基金の積み立ての考え方も似たようなところがあるわけでありまして。1年間やってみて、それからできるだけの節減をしながら財源を生み出しながら、税の動向を見てそして最終的にこうした措置をさせていただくということでやってまいりました。従ってあのいろいろ前にもそうしたご意見をお聞きしておりますけれども、結果的にその効果としては決算の中での処理でございますのでなんら支障が出るものではないということを是非ご理解いただきたいと思います。

議 長
5 番
浜田議員

浜田稔議員。

今の関連質問ですけれども、ただ今の考え方は私は財政立件主義に反する考え方ではないかというふうに思います。本来予算というものは目的が明示されて、議会の承認を得て使われるのが本来の姿であろうと思います。で今回これはですね専決でしかも項目になかったものが盛られてくると。このやり方が今後も恒常的に続くのかどうか。土地開発公社の経営が良いとか悪いとかいうこと問題にしているのではなくて、こういう手続きが正常なのかということを私はお尋ねしたいと思います。むしろ今後もこういうやり方をなされるのか、私は改めてもらいたいと思いますけれどもご意見をお伺いしたいと思います。

町 長

まああのこうした処理が財政法等に則って適正であるかどうか、ちょっとこれはあのいろいろ議論の分かれることだろうというふうに思いますし、また上部機関等の財政指導の見解も聞いてみたいというふうに思っておりますが、あの確かに最後へ来てどんこの普通の数字より、普通の数字といいますか桁の大きい数字を後でご承認いただきたいというのも、まあ確かにあのその立場になればそういうふうにお感じになろうかと思います。今後十分その辺のところをまた検討していずれかの対応をしていかなきゃならんということでご理解いただきたいと思います。

議 長

他にありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第3号議案平成25年度飯島町一般会計補正予算(第7号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

日程第7 第4号議案平成25年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)専

町 長

決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

それでは第4号議案平成25年度国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会においてご報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ22,339,000円を追加し、歳入歳出それぞれ999,422,000円とするものでございます。内容につきましては国保税の収納状況、平成25年度における保険給付費の確定、これに基づく国、県、社保基金からの交付金、共同事業費の交付金及び支出金の確定により、また総務費及び保健事業費の執行状況に基づきそれぞれ増額または減額の補正をするものでございます。歳入では国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、及び療養給付費の交付金、これをそれぞれ増額をし、共同事業交付金及び繰入金を減額するものでございます。歳出では総務費、保険給付費、共同事業拠出金及び保健事業費をそれぞれ減額し、予備費につきましては増額をする平成25年度決算処理にあたって必要な補正をいたしました。

細部につきましては担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉課長

（補足説明）

議 長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番

折山議員

まだあのこれまあ決算の見込み段階で確定ではないんでまたあの次の時期でもいいかと思うんですが、あのまあとにかくあの今年金が減額になってくる、社会保障費は値上げになってくる、先程はまあ軽自動車もかなり大幅な税の負担増になってくる、こういった状況の中で国民健康保険というのは、前々から申し上げますが他の制度の適用を受けられない一番弱い皆さんのこの制度であります。で、26年度は基金を取り崩ずしてでも上げないという町長の姿勢、お伺いして良かったなと思っていたところなんです、この決算端的に見ますとかなり良い決算が25年度打てるなと思います。基金の繰入金10,000,000をやめました。予備費へ37,000,000円計上できました。簡単に言えば50,000,000を26年度へ送れるなということかなと思うんです。というのは多分あの保健事業その他の取り組みでですね、医療費の抑制があったりとか、大病を抑えてきたりとか、そういったこの1年間の努力の結果だというふうに思うわけで、是非まあこう取り組みを進めていってもらいたいんですが、大きくですね、原因何なのかなっていうのと、ちょっと気になるのが保険税の5,000,000滞納繰越分のここでの計上という部分で何か大きな事由あったのかどうか、この2点をお伺いしたいと思います。

健康福祉課長

決算の内容につきましては今後ということでございますけれども、概ねあの議員おっしゃる通り、大変あの財政上はあの黒字決算という形の中で、繰越金が一定の金額を確保できそうということで今回専決をさせていただいたところでございます。医療費につきましてはあの実はあの今年度になりまして大変伸びてございます。特に70-74歳の部分の入院費の部分でたいへん伸びておりまして、速報値によりますと300,000近くまで、年間の医療費あのトータルの平均でございますけれどもなりつつあります。当初その前の年24年度が250,000円台でしたので大変伸びてきているところでございます。今後大変危惧さ

れるところではありますが、これら決算状況を見ながら適切な保険事業であるとか内容の充実を図っていく必要があるということでは思っているところであります。

またあの 5,000,000 円の滞納繰越金のあのこれ当初あのあまり見込んでいませんので、実際にこれが入ってきた部分につきまして現実に合わせて補正をさせていただいているというところではございますが、徴収状況につきましては収納状況、大変良くなってきておりまして、前年度よりもプラスになっているということで、最新の速報値でいきまして現年でありますけれども 97.7%、前年が 96.7 でありますのでプラス 1 ポイント。また滞納繰越につきましては 22% から 23.6 というところでありますので、トータルいたしましても 84.9、約 85% が 87.5% になっているということで、あの徴収の方、あの私共の担当じゃなくて住民税務の方になるわけではございますけれども、大変ご努力いただきながら、うちの係も一緒になって滞納の縮減について取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議長
1 番
北沢議員

他にございませんか。

11 ページの出産育児一時金の件でお伺いをしたいと思います。まああの子育て支援の関連もございまして、この出産を取り巻く環境というのは依然、例えばそういった環境がこの地域ではまだ改善されていない。例えば医師の確保その他についてその方向が改善されていないという状況が続いているわけではございますけれども、この 10 人計上して 7 人という実績では、まああのできるなら多くの方が出産をしていただきたいという願うところではございますけれども、1 つお伺いしたいのは出産育児金がこれで割りますと 1 人 420,000 ですか、になるわけですね。これはあの現在の出産を取り巻く環境の費用、そういったものからいってまあ財政的に相当の支援になっているのか実情に合っているのか、そんな点についてお伺いしたいと思います。

健康福祉課長

これにつきましてはあの掛かる医療機関についていかあの産科の関係の機関によっても様々でございまして、一概にこれが高いのか安いのかということではあの言えない部分がありますけれども、あの場所によっては「あっこれではとても足りない」という状況もございます。この金額につきまして他のあの保険の関係でどの位出るかということ、あの詳細についてまだ調べでございませぬので、今後その点につきましては検討の余地があるのかと思いますので今後検討していきたいというように思っております。

議長

他にありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第 4 号議案平成 25 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。従って第 4 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長	日程第8 第5号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第5号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）専決について提案説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会においてご報告を申し上げて承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,530,000円を追加し、歳入歳出それぞれ114,680,000円とするものでございます。内容につきましては保険料、後期高齢者医療広域連合の負担金の確定などによりまして、平成25年度決算処理にあたって必要な補正をいたしました。歳入では徴収保険料を3,881,000、諸収入を7,000円増額し、一般会計繰入金を2,358,000円減額し、歳出では総務費を269,000円減額、後期高齢者医療広域連合納付金を1,799,000円増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第5号議案平成25年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第9 第6号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第6号議案平成25年度介護保険特別会計の補正予算（第3号）専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月飯島町議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会において報告をし承認を求めるものでございます。予算規模につきましては予算の総額から歳入歳出それぞれ46,618,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ968,426,000円とするものでございます。内容につきましては歳入において介護保険料を実績により5,500,000円増額し、事業確定に伴う国・県支出金、及び社会保険の診療報酬支払い基金からの負担金及び補助金を合わせて35,058,000円減額するとともに、一般会計繰入金につきましても、7,260,000円減額、基金繰入金につきましては繰入の必要がなくなったことから当初予算の9,800,000円全額を減額するものでございます。また歳出につきましては総務費における財源組み換え及び保険給付費の48,970,000円の減額、地域支援事業の

1,000,000 円の減額はいずれも事業確定に伴う補正でございます。予備費につきましては3,352,000 円を新たに増額をするものがございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第6号議案平成25年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第10 第7号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それでは第7号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、3月31日付で専決処分をしましたので今回の議会において報告をし承認を求めるものでございます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,000,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ355,442,000 円とするものでございます。主な内容につきましては事業の確定に伴い、歳入につきましては一般会計からの繰入金と分担金及び負担金を減額し、使用料及び手数料の増額をいたしました。歳出につきましては各事業費と公債費を減額し、予備費の増額をいたしました。細部につきましてはご質問により担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議を賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
 (なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。
 (なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 これから第7号議案平成25年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第11 第8号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3

		号) 専決を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第8号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 専決について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は3月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、3月31日付で専決処分をいたしましたので今回の議会において報告をし、承認を求めるものでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ11,000,000円減額し、歳入歳出それぞれ270,809,000円とするものでございます。主な内容につきましては事業の確定に伴い、歳入につきましては一般会計からの繰入金と町債を減額し、使用料及び手数料の増額を行いました。歳出につきましては一般管理費として各管理費と公債費の減額を行いました。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第8号議案平成25年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 専決を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議	長	日程第12 第9号議案平成25年度地域介護福祉空間整備事業高齢者障がい者交流センターやすらぎ建設工事請負契約の変更に係る専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	それでは第9号議案平成25年度地域介護福祉空間整備事業高齢者障がい者交流センターやすらぎ建設工事請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。平成25年12月2日付で契約を締結いたしました平成25年度地域介護福祉空間整備事業高齢者障がい者交流センターやすらぎ建設工事につきまして、工期の延長及び消費税率変更に伴う契約金額の変更を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、今議会においてご報告を申し上げ承認を求めるものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
健康福祉課長		(補足説明)
議	長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案平成25年度地域介護福祉空間整備事業高齢者障がい者交流センターやすらぎ建設工事請負契約の変更に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	日程第13 第10号議案飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第10号議案飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。非常勤消防団員の処遇改善を図るため消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、当町におきましても非常勤消防団員の退職報償金の支給額を国基準額と同様、全階層50,000円を基本に増額し、平成26年4月1日以降の退職から適用するために条例の一部を改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第14 第11号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第11号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴いまして、介護補償に関わる条文中の引用部分について改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 1 号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第 1 1 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 5 第 1 2 号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第 1 2 号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業によりまして平成 2 5 年度の繰越事業としまして整備を進めてまいりました、高齢者障がい者交流センターの施設につきまして 7 月下旬に工事が竣工いたす予定でございます。そこでこの施設を障がい者地域活動支援センターとして移転供用を開始するために設置位置の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第 1 2 号議案飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って第 1 2 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	昼食の時間ではありますが日程上続いて議事に入りたいと思います。
議 長	日程第 1 6 第 1 3 号議案平成 2 6 年度飯島町一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 1 3 号議案平成 2 6 年度飯島町一般会計の補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 22,396,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,448,565,000 円とするものでございます。主な内容であります。県営農村地域防災減災事業につきまして県営ため池等整備事業に振り替えられたこと、また多面的機能の支払推進交付金の増額によりそれぞれ予算の組み替えを行いました。また経営体育成事業、消防広域化に対する県の補助金、宝くじ助成事業、公共スポーツ施設等活性化助成金がそれぞれ交付決定とされましたので、これらを財源とする事業を計上をいたしました。B&G プールの修繕につきましては当初予算で計画をしていた B&G 財団の助成が受けられなくなってしまいましたが、2 月の大雪の際に上屋シ

総務課長
産業振興課長
建設水道課長
教育次長
議 長
6 番
久保島議員

ートに被害を受けましたので、これに対する共済金を充当することとし災害復旧事業へ振り替え予算計上をいたしました。更に3月末に七久保地区で発生をいたしました農業及び林業施設への被害に対する災害復旧予算を計上をいたしました。その他新年度となりまして間もない時期でございますので、緊急性がある当面の事業執行に必要な補正を行いました。細部につきましては担当課長それぞれ説明申し上げますので、よろしく審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

(補足説明)

(補足説明)

(補足説明)

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10ページ、企画費のところとそれから防災対策費なんですが、非常にコミュニティーが活発に動いていて助成金等取れて良かったなというふうに思うんですが、この具体的内容についてですねご紹介をいただけないかというふうに思います。というのは他の自治会もしくはコミュニティーについてもですね見本にされたらよろしいんじゃないかなということでございます。是非、ご紹介をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

総務課長

それではコミュニティーの関係ですが、まず荒田自治会の関係につきましては獅子舞の関係の備品等含めた関係のものがございます。続いて田切地区地域づくり委員会につきましては運動会関係の備品になります。まあいろいろ諸々合わせて2,100,000であります。それから本郷地区地域づくり委員会まあこれはあのイベントの備品ということでテント等含めて、テントはあの他の事業にも使えるということでイベント備品ということになっております。それから追引自主防災会ですが、これはあの防災倉庫と中に入れる備品若干ということで2,000,000円ということになっております。以上です。

議 長
2 番

他にありませんか。

坂本議員

12ページですね住宅土木費の01の4551、住宅のいま北梅戸と言ったんですけども、この北梅戸、そのほかに管理している古い方の町営住宅全体的にあの今の入居数とそれから管理状況はどんな感じになっているかをお願いします。

建設水道課長

住宅の入居状況ということでございます。本年度の4月1日現在でございますが、豊岡、舟久保につきましては入居停止ということでございます。現在19戸入居という状況でございます。それから北梅戸住宅につきましては54戸中49戸、5戸が空き家でございます。上通り住宅は11戸中11戸で空き家はございません。グリーンリーフ12戸中現在10戸ということで2戸の空き家。陣馬住宅につきましては32戸中19戸、13戸の空き家。それからグリーンハートにつきましては18戸中11戸、7戸の空き家ということでございます。管理をしております入居停止以外でございますが127戸中100戸ということで79%の入居率ということでございます。

2 番

坂本議員

関連なんですけどその今おっしゃったまああの古いところの部分は、今後古いのは壊すなりっていうことでしょうけれども、その新しく建ったグリーンハートの現在まあ努力はし

	ていらっしゃるんでしょうけれど、7つ空いていてグリーンリーフの方も2つ入っていないんですが、どういうふうな住民に対してPRをしているかそこをちょっと教えてください。
建設水道課長	あのグリーンリーフ、グリーンハート、若者定住ということで住宅の方建設をしております。すみません今の状況でございますが、ちょっと今手元の資料がございません。細かい資料ちょっと今出てきませんが、9戸両方で今空いておりますが、こちらにつきましては約半数が地元へ出られて、残りの半数が町外へ出られたということでございます。半数が定着をしておるということで、すいませんちょっとあの細かい数字、概数でございますが、5戸のうちの1戸が自宅へ入れられて、その他は地元へお家を建てられたというそんな状況でございます。ということで住宅の本来の目的であります地域へ定着をするというのが約5割くらいが地域の中へ留まっていたいておるというそんな状況かと思えます。それであのやはり住宅に入るのは年度末、年度始めのこの移動の時期でございますので、そこらへんをメインになるべく募集をかけておるということでございますが、なかなか100%埋るといのは今の状況の中ではちょっと大変かなということでございますが、あの近隣町村併せまして入居の案内をさせていただいておるというそんな状況でございますのでご理解をいただきたいと思えます。
議長 4番 中村議員	他にどうですか。
	15ページ、海洋センターの補修についてなんですけれども、当初その屋根とインターロッキングの改修にまあ予定をしていて海洋センターの助成事業に採用されなかったということで、この額が減額されてそしてあのシートの方だけは災害の復旧工事ということでできるわけなんですけれども、このインターロッキングの改修は先送りになるということだと思んですが、この辺の改修に対するそのインターロッキングのですね改修の計画というか緊急性はないのか、改修予定はどうしていくのかをちょっと伺います。
教育次長	インターロッキングの改修工事できなかったわけですが、この件につきましてはあのごく一部分でございますので、そこはあの通行止めにして安全を確保したいと思っております。で、今後の関係まだインターロッキングの他、支えています鉄骨の塗装等もあります。それについても今回26年度においてまた助成申請をしていきたいとそんなふうに考えております。精力的に働きをかけて何とか採択になるようにしていきたいとそんなふうに思っております。よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第13号議案平成26年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。従って第13号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後 0時32分 散会

平成26年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年6月11日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員

北沢正文 議員

中村明美 議員

坂本紀子 議員

堀内克美 議員

三浦寿美子 議員

○出席議員（１２名）

１番 北沢正文	２番 坂本紀子
３番 本多昇	４番 中村明美
５番 浜田稔	６番 久保島巖
７番 橋場みどり	８番 竹沢秀幸
９番 三浦寿美子	１０番 折山誠
１１番 堀内克美	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議	平成26年6月11日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。なお、本日の一般質問の答弁のため午後から市村教育委員長にご出席をいただくこととしております。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨に則り明確に質問するようお願いをいたします。
6 番	6 番 久保島 巖 議員
久保島議員	それでは通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。今回私は3点につき質問をいたします。時間の関係もございます。町長には大変申し訳ないですが端的なご返事をいただきますようお願いを申し上げておきます。1点目はですね、先刻発表になりました町民に大きな衝撃を与えました日本創成会議の人口推計により、消滅の危機にある市町村に飯島町が入ってしまったという点につきまして。第2点目は「まちなか活性化協議会」と「越百づくり会議」の件につきまして。第3点目は今年度適用拡大を実施いたしました福祉タクシー券、この件につきましてお尋ねしてまいりたいと思います。 最初に5月8日に日本創成会議が発表いたしました2040年の人口推計でございます。お手元に資料をお配りしてございますが、このパネルのようにですね上伊那の人口推計で上伊那では飯島町が断然1位っていいですか最下位っていいですか、他の市町村を引き離してですねー50%を超えてー67.8%ということでございます。まあ一番いいのは南箕輪村でございます8.9%となっております。で、県下ではどうかというふうに申しますと資料2枚目以降になりますけれどもおめくりいただきまして、一番いいのがですね下條村でございます、8.6%。で、南箕輪が続きます高森町が5位、宮田は6位、箕輪町も11位に付けているということでございます。さて飯島町はどうかと言いますとですね、もう1枚おめくりをいただきまして3ページ目でございますが、なんと77市町村のうち70位、ワースト8ということでございます。全国的にどうかといいますと、全国には1,800の基礎自治体がございますけれども、そのうちのですね93位ということでございます。資料1ページにお戻りいただきまして、赤線を引いてありますが町長がですね新聞のインタビューに答えて、現実問題として厳しく受け止めていると、減少率を鈍化させるためこれまで以上の努力が必要だと険しい表情で語ったというふうに載っています。一方ですね、まちづくり懇談会の席ではリーマンショックによる外国人労働者の流出が原因で、このままの数字が30年後に現実になるわけではないと、またならないように定住促進や子育て支援や福祉政策をしているんだと、決して悲観的になる必要はないと多少強気な発言をされております。この推計値は2005年から2010年までの間のことをですねもって2040年を推計するというものでございますから、2009年のリーマンショックはまさしくこの中に入っているということでございます。では当時はどうだっ

たかと言いますとですね、2005年の4月現在人口は10,881人、20代、30代の女性は言うとも、232人でございます。2010年に国勢調査がありましたので、この年にはですね2011年の1月1日現在という形で統計が出ていますけれども、その時は10,247人、5.8%減ということですね全体では。20代、30代はというと1,076人で156人減少しております。で12.7%ということでございます。まあ全人口に比べて倍以上の減少率になっているということでございます。まあここが問題なんだろうと。よく思い起こして見ますとですね、その時に確か国勢調査の実勢率は9,987か何かの数字であったと思いますね。この差額が私は外国籍労働者の分かなあと10,247と9,987のこの間、このすき間ですね、これが外国人労働者かなと思っていましたので、町長の発言には「あれそうかな？」というふうにちょっと考えるところがございます。この辺の数字のことにつきましてですね外国籍の方がどの位いるのかということにつきましては、後程どこかでですね資料公表をいただければというふうに思っています。私は町長と違ましてですね多少ですねちょっと日本創成会議の示した数値っていうのはかなりシビアに感じています。このままでは2040年、飯島町の存亡がですね危機がやってくるというふうに思われても仕方ありません。確かにリーマンショックによる企業の雇用条件の悪化によって減少したっていうことは大きな要因でしょうけれどもそれだけでしょうか。他にも飯島町特有の要因がなかったかと、この時期にはですねショッピングセンターの閉鎖とか、縮小とかですね、路面店の閉鎖とかがありまして町の賑わいとか商店での雇用なんかも減っていった、これが若年女性ですね流出を促しているのではないかなと思っているところです。一昨日もちょっと議論がありましたけれども、町営住宅のグリーンリーフ、グリーンハートですね、この辺が空室状況というのが議論されましたけれども、30室中ですね9室が空き部屋というのはこれはちょっと異常ですね。これは大問題だというふうに思っております。撤退した人の50%が課長の説明によると実家に帰られたり町内に家を建てられた。言い換えますと50%の方は町外へ出ていってしまったと、この方は何故出ていってしまったかと、その辺を分析されているかどうかですね。私の聞いた話によると、こんなに買い物に不便な町はないと言って出ていった人がいたというふうに聞いています。その辺もちょっと危惧するところでございます。町長はですねこの日本創成会議の発表をどう受け止めて、どう分析されておられるのか改めてお聞きしてですね、統計上の数値のことだけではなくて何か町独自のですね要因というのがないかどうか、その辺のお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者でいらっしゃいます久保島議員の質問に順次お答えをしてみたいと思います。まず人口問題、特にこの若年女性減67%というまあ調査機関、報道の発表を受けてのこの見解、それからその背景には町として何かこう特殊的な一つの要素もあるのかどうかというようなことのご質問でございます。お話にございましたように、この民間の有志の皆さんでつくる研究機関でございます日本創成会議という機関が2040年、これから26年後、四半世紀の後の時代になるわけでございますけれども、この日本の人口はどうなるのかという試算発表をされました。今お話にございましたように資料にもいただいておりますけれども、飯島町は全国で約3分の1、長野県下でも約44%の市町村が、このまま行けば消滅する可能性のある自治体の中にまあ入ったということございまして、大変まあそれは指定された地域、まあ指定されたわけではござ

いませんけれども、そうした区分に入れられた地域にとっては大変衝撃的なものであるというふうに私も受け止めております。ただまあ統計がそのままその地域にあてはまるというふうにも限らないのではないかというふうに思っておりまして、先般のまちづくり懇談会の折にも少しお話をさせていただきましたけれども、あの決して言い訳をするつもりは毛頭ございませんけれども、この発表のデータの基はお話にもございました平成17年の国勢調査と平成22年の国勢調査との比較によりまして、人口減少率あるいは各世代間における人口減少率などを将来予測して推計するという組み立てでございまして、当飯島町におきましてはその5年間における人口減少率は大変大きいということでございます。その要因の一つにお話にもございました世界的に見舞われましたこのリーマンショックによる経済状況の悪化ということに基づく多くの町内の企業の派遣社員のリストラ措置によるものが大変大きな要因であるというふうに受け止めておるわけでございまして、特にあの町に居住をしておられましたほぼ100%に近い外国人の労働者の皆さんが帰国のために転出をされまして、その人たちの年代層というものがほぼ20代から40代前半ということをお占めておりまして、そうした派遣社員の採用をしておりました1企業だけで約1,000人おりました従業員が420人の若者が全員帰国をしたというふうにこちらとしては承知をしておるところでございまして、住民基本台帳による統計を見ますと日本人のみの人口推計をしますと、年々まあ少しずつ人口は減少しておるわけでございますけれども、外国人の方を含めますとその時期の人口の減少率というものは集中して大変大きなものであったというふうに思っておる次第でございます。そうしたまあある意味特異な状況の中での予測されたものでございますので、これをもってまあ一概に消滅の危機というふうに受け止めることはいかがなものかなというふうに、決めつけられても困るなというふうに実感でございます。従ってまあこの統計はそのまま鵜呑みにするわけではございませんけれども、同時にこの最近の平成25年度中の出生率、現在飯島町54名ということになっておりますけれども、大変少なくなってまいりまして、この傾向を見るにつけても今回のこの報告は当町の将来の人口動態、町の存続ということについても大変大きな警鐘を鳴らしておるというふうに受け止めておる次第でございます。だからこそ子育て支援施策をはじめ人口対策についてはこれまで積極的に取り組んできたつもりではありますけれども、更に今後、子どもの人口を増やすべく若者世代の移住・定住促進あるいは婚活を進めること、また子どもを安心して産み育てる環境づくり、女性が働き続けることのできる環境づくりについて地域や事業所と連携をしながら更に大胆な施策を行うよう検討をしてみたいというふうに考えております。併せて住民の皆さんのご意見も是非賜りたいというふうに思っております。行政だけではなかなか解決できない根の深い問題であろうというふうに思っております。同時にまたこの人口減対策につきましては各自治体のみがこの競って対策を講じてみましても、おのずからそこには限界があるというふうに受け止めておるわけでありまして、日本の国の人口減が国の存亡にも関わる大変大きな問題であるというこの基本に立ちまして、国がやはり本腰を入れて対策を講じて自治体、地域と連携の中でやっぱり手を打っていくべきではないかというふうにいつも私も思っておるところでございます。

それからご質問のこの統計上の数値だけでなく、町として何かこの特殊要因というものがあるのではないかというご指摘もいただきました。確かにあの現在の住居状況等を見

ますと、ああしたちょっと心配の傾向もあるわけでございますので、特にあの婚姻率ですね結婚をする率、あるいは産んでいただく合計特殊出生率というふうに呼びますけれども、これについてやっぱりちょっと飯島町も特徴的な部分があるようでございます。従ってこれはあのそうしたことについて県が調査をしたデータが最近のものがございまして、参考になるかと思っておりますので担当課長からその辺の内容を少し申し上げてお願いをしたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

健康福祉課長

それでは補足の説明でありますけれども婚姻率についてでございます。この婚姻率の増減がまあ人口増減の1つの要因になるということが考えられます。婚姻率は当該年における一定人口に対し婚姻した値でございまして、例えば5.0であれば人口1,000人当たり5人婚姻したことになります。伊那保健福祉事務所の平成25年度保健福祉事務所業務概要によりますと、当町の婚姻率は平成21年度から23年度の3年間平均で3.5でございまして、全国平均が5.4でございまして1.9も下回る状況となっております。これはまあ県下の平均をも下回っておりまして、上伊那においても最も低い値ということでございます。ちなみに上伊那で最も高い市町村は南箕輪村の5.8、次いで箕輪町の5.1となっております。また当町の離婚率でございますけれども、婚姻率と同期間の平均で人口1,000人当たり1.57でございまして、上伊那の平均1.54を上回る数値ではございますけれども、県や全国平均を下回っておりましてこの影響は少ないものと考えられます。

次に合計特殊出生率でございますが、合計特殊出生率というものはまあ一定期間1年間の出生状況を着目したものでございまして、その年における各年齢層の女性の出生率を合計したものでございます。地域ごとに平成20年から24年の15歳から49歳までの女性の5歳階級別出生率の5倍を合計して算出してございまして、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当します。地域の比較に用いている数字のことであります。この合計特殊出生率について平成20年から24年の人口動態保健所市町村別統計、これは県が公表しているわけでございますけれども、当町の場合1.46でございまして、この値につきましても当町は上伊那で最も低い値でございまして、県下の平均1.53をも下回っているという厳しい数値となっております。このように婚姻率、合計特殊出生率ともに上伊那地域で最も悪い状況でございまして、現状の飯島町を映すひとつの客観的データであるというように思っております。以上でございます。

久保島議員

丁寧な説明ありがとうございました。えーと私はですねそういうことではなくて社会的要因が大きいのではないかということを申し上げておきました。NHKのデータファイルジャパンというので、第1回に女性が消える社会というのを放送がございまして、その中で人口の下支えをしてきた地方の女性が減っていて少子化に一層拍車がかかると、これは今あの課長の言った数値がそのまま反映してくると思います。でその要因は何かっていうと地方に働く場所がなくなると、でここはあのこの番組では静岡県の伊豆市を取り上げているんですが比較的まあ大きな町ですね。1,000人以上この10年間で減って30%も人口が減っていると。で地元の小売り店でも若い女性向きの化粧品などのコーナーがですね10年前の4分の1に減ってしまったと。で職員の縁談に事欠かなかった市役所もですね今20代、30代の半数が独身という課もあるということでございまして非常に困っていると。小売業、卸売業ですね、それから製造業で働く人が20%も減っていて仕

事がないと。地元で仕事を探していた就職活動中の女子大生もですね自宅から通えるところには仕事がないということで東京に勤めちゃうということに決めたということです。同じことが当町でも起こっていないかなあというふうに思っているんです。飯島町に働く女性ですね働く場所を確保する必要があると、先程町長もおっしゃっていただきましたけれども、飯島町ですね雇用の場と言いますとですね大きいところで役場がございます。クリアしなければならない問題や課題沢山あると思いますけれども、ワーキングシェアをやってみたらどうだろうかと。つまり4時間から7時間半までの30分刻みの働き方をですね選択できるようにして、それぞれの事情に合わせて子育てのママも時間をちょっと短くする。それから介護で親の面倒を見れなかった人もですねできるようになるというふうなことで、それでやればそこに不足してくるところをですね補充採用すると、延べ人員では増えてくるんですが実質人員ではそう変わりはないというふうに思います。でそれにはですね0歳から3歳までの託児所っていうのも必要になってきますから、そこにも雇用が生まれると。男性職員も当然ですね育児のためにこのシェアをですね利用してもらおう。育メンを作るっていうことですね、女性で休みの取りにくい職場ってありますよね、例えば看護婦さんとかっていうようにですね、その方の夫との夫婦間の間でもお子さんを産んで育ててもらうこともできると。社協もですねこれをやるといいと思うんですね。そんなようなことをしながら町が民間に任せるんじゃなくて雇用をつくっていくということも大事じゃないかなと。町のイメージアップにもつながります。そして私がもうひとつ言いたいのは町営の食料品店作りましょうよ。直営っていうわけにはいかないでしょうけれども、何か方法はあるはずだというふうに思います。そこにはですね雇用も当然生まれます。町営ですからトントンの採算でいいわけですので可能性はあると思います。利益を上げようとするとか厳しいかもしれませんが、そのところは福祉政策も兼ねてですね生鮮食料品店を開店しましょう。女性の職場づくりっていうことに対して具体的に町長どんなことをお考えかお聞かせいただきます。

町 長

まああの前段、確かにあのこうした若い、特に女性が町から減っていくということについて、今申し上げた婚姻率であるとかあるいは特殊出生率、これはあの結果論でありまして、その前段の要因があるからそうしたことに繋がるということは十分承知しております。だからこそいろんな手を打っていかなくちゃならない。その中にひとつ女性の職場づくりが大切だということで、私ども元よりそうした事に当たっておるわけでございますけれども、ただまああの全体としてこの法律で定めております均等法であります男女共同参画法の雇用機会均等法があるわけでございまして、それらとまあ十分あのこう整合性を図っていかなくちゃならんと施策的には、という面もあるわけでございまして、なかなかこの女性専用的な職場を町が行政が確保するということは難しい課題かなというふうにもまあ実感として思うわけでございますけれども、ただあの女性ならではのできない職場もあるわけでありまして、その辺はまたあのいろんなこう意向調査も含めてですね、今、ワーキングシェア的なこともお話がございましたけれども、今ある若い皆さん方のいろんな動向を把握しながら必要な手を打っていかなくちゃならないというふうに思っております。であの、いろいろご提案もいただいておるわけでありましてけれども、そうしたとにかくあの行政でいろいろ先行的に考えても、この実態が浸透した受け止め方がないとやはりこれはあの実を結ばないという形がありますので、今あの町が店舗を開設して女性の職場を確保したらとい

うことがございますが、まあこの食料品店をはじめ町がこの店舗を開設してというようなことはこれは本来あくまでも商行為というものはひとつの民間活力に任せてお願いしていくという形が原則だろうと思いますので、まあ商工会辺りともいろいろ言っておるわけでございますけれども、今後の町のいろんなあの事業展開も今見えてきておりますので、その中でまたいろいろと一緒に研究をさせていただきたいというふうに思っております。まあひとつのあの試みといたしましてはまた、あの成人式が毎年やっておるわけでございますので、その辺にちょうど若い皆さんが集まる機会でございます。あの一方ではピロリ菌の検査なんかもそこで便乗して最近やって、これはあの町の1つのユニークな取り組みでありますけれども、そこにそうした意向調査的なアンケート的なこともちょっと今年からは含めて対応したらどうかかなということで今考えておるところでございますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

久保島議員

若い人たちの意見を聞くってということがね大事だというふうに思います。そこでですねお配りしました資料の一番最後のページにですね、この創成会議座長のね、増田寛也さん、元岩手県知事ですね、の話が載っています。最下段のところにちょっと囲ってあるんですが、若者の流出を止めるダム機能を果たせる地域拠点都市に踏ん張ってもらうという考え方を提案したいと。そこに政策や資源を集中的に投入するという戦略が考えられるというふうに言っておられるんですね。そうすると町独自で頑張ってもダメだよということなんでしょうけれども、まあお互いに役割分担をしながら支え合いながら消滅を防いでいくんだということなんでしょう。確かにそれは総体的にそんな方向なんでしょうけれども、我が町でも独自にやれることはやっていきたい。町長も今までもやってきた定住促進、先進的に取り組んできましたし、子育て支援や福祉医療についても先進的に取り組んできました。それがですねいまひとつ、まあ昨年度は57世帯ですか移住があったわけでございますけれども、いまひとつこの創成会議の結果にも評価されていないということをちょっと寂しく感じているんですね。じゃあどうしたらいいんだという話になってきますよね。じゃそこで町長も私もですが、おじさんたちがいくら考えてみてもこれは始まらないと、若い女性の意見やそれから考え方というのは分かるはずもないと。そこで若い女性ということ中・高生、中学生高校生、20代30代の女性に集まっていただいてですね、飯島町に将来に亘って住み続けるためにはどんな条件がいるんだ、こんなことも欲しいっていうような話をしてもらえらる懇話会というものを作って意見聴取をしていったらどうかと、これは継続的に続けていく必要があると思います。ここではですねやっぱり厳めしい町長やですね課長が出ていくと話ができませんので、もう若い女性担当にしてもらってまあケーキでも食べながらワイワイガヤガヤとやってもらうというような形で、自由な討議をもらうというような形の懇話会というのを私は考えているんです。まあ最初から若年女性まちづくり会議なんていうようなこんな堅い名前をつけないでですね、もう少し柔らかい感じのもので若い女性の方たちに集まってもらって意見を聞いていきたいとそんなふうに思っているわけです。名前もですね参加者の皆さんに決めてもらったらいいじゃないですか。もう横文字の名前でも結構ですし、何とか48でも結構ですけれども、いかがでしょう町長、こんなようなお考えはございませんでしょうか。

町長

まああの若い皆さんが少しでも町に住んでいただくことを考えていく上で、ひとつのお話、ご提案では女性だけに限った懇話会的な気楽なその話し合いの場、検討の場を設けた

らというご提案で大変あの結構なことだと思いますが、あの今町でも、まあ言ってみればあの従来堅い言葉で言うとは結婚相談とか、それから最近は婚活というようなことで言っていました、この婚活という言葉も少しあのそれを前提にしたというニュアンスの中で抵抗もあるやに聞いておりますので、そのことを先行き目指すんだけれども少し若いこう皆さん方が集团的に集まっている、お茶やコーヒーを飲みながらいろんな会話の中でそのことが醸成をされていくという1つの狙いによって変わってきておりますので、まあ言ってみればそれも今ご提案の一分野かなというふうに思いますけれども、もう少しあのレパートリーを広めてですねやっていくことはいいことではないかというふうに思っております。まあいろんな意向を把握していくという前提の中であの考えていきたいというふうに思いますが、ただこれがあの女性だけでいいのかどうかということもまあ人口増という大きい目から見てもいいと、やはり若い男性も含めて、それからその一緒になってサポートするのも若い女性職員だけがいいのかどうかという、このこともまあ検討してみる必要があるんじゃないかと思っておりますので、あのご提案はご提案として受け止めてですね、ちょっとまたあの手法等についてはまた今後のよく研究をして、どういう形にするのが良いかということのひとつまた研究してみたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

久保島議員

まあ女性だけって言ったのはですね、あのやっぱり男性が入ると少し意識をしてしゃべりにくいところがあるかなというふうに思いましたので、女性は女性のグループを作ってもらい、男性は男性の若いグループを作ってもらって、そこでの交流ということも考えていったら良いのかなというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは次にまいります。昨年ですねまあ私が言うのもあれですが、鳴り物入りで発足いたしましたまちなか活性化協議会、動きがですね今ひとつ見えてきません。第1回の会議ですね役員さんが決まってその後役員会で具体的な動きを決めていくというような話でしたが、その後ですね秋口ですが地域おこし協力隊員の配置が認められたということもあったのでしょうか、その隊員の着任をじっと待っているというような状況だったというふうに思っています。またですね総務課の担当だったはずなんですがいつの間にか定住促進室、産業振興課の担当に変わってしまったと。これはどういうことかなと。当初JR飯島駅の発券業務をシルバー人材センターに委託するにあたって、単なる切符販売だけでなく駅舎の利活用や駅前広場、駅前商店街の活性化、周辺の活性化、これを担っていくというのが、まちなか活性化協議会だったというふうに思います。私はその秋に去年の秋にですね、このメンバーでは地元の商店者・経営者が入っていない。地元の住民も入っていないと。実践を伴わないお飾りの協議会になってしまいますよっていうように言いました。まったくその通りじゃないかなというふうに思っているんですね。単に会議を作れば出来上がりということではないというふうに思います。まちなか活性化協議会の動きにつきましてお伺いをいたします。

町 長

次のご質問はまちなか活性化の問題でございます。昨年度発足をしましたまちなか活性化協議会の現在の動きについてでございます。その活動内容、現在のところでございますけれども、昨年の11月発足以来、追ってみますと12月に役員会を開催して協議会の進め方について検討を行っていただき、それから今年の2月に入りまして現地調査としてJRの飯島の駅の他に駒ヶ根の駅や伊那大島の駅等を実際に電車に乗ったりして、周辺状況

を視察をして確認をいただいております。それからまた今年の4月の新年度入りまして役員会の中で今年度の協議会の進め方を検討いただきまして、6月の19日には更に全体の協議会を開催をしていくというような形になって、いよいよ具体的な取り組みを一步踏み出していくという段階が見えてきたというふうに思っております。今お話の担当部署につきまして、総務課から産業振興課に移ったわけでございますけれども、当初まああの駅前広小路を中心としたまちなか活性化という位置付けの中で、駅の有人化の問題を総務課で担当しておりましたのでそのように発足をして所管いたしましたけれども、その後いろいろまああの町全体の活性化等、あるいは産業振興に結びつく部分もございますので、単なるこの事務的だけでなく、それからもう一つあとでまたご質問出ると思いますが、越百会議等との連携もございますので、そちらの方は産業振興の方が所管でございますから一体化した方がよかろうという話の中で、検討の中でそのようにさせていただいたことをご理解いただきたいというふうに思います。であの現在まだ見えてきていないわけでありまして、駅舎の中ではいろいろあの絵を飾っていただいたり、写真を飾っていただいたり、花を飾っていただいたりまあいろいろしておるわけでありまして、これからがまあ正念場というふうに私も思っておりますので、今いろいろ意見が交わされておる具体的なことについて今お答えできる範囲内で課長の方からちょっと具体的に説明させていただきたいと思っております。

産業振興課長

それでは私の方から具体的な取り組みについてご説明申し上げます。まちなか活性化協議会の今後の進め方としましては、意見交換会それからアンケート調査、現地調査等を行ってまいりましたが、その中で出されました意見等、またあの協議会の参画団体で個別的にあのまちなか活性化について検討されておりますけれども、そういった活性化策を協議会で集約しまして課題を整理する中でまちなか活性化の全体のテーマ、それからコンセプトを定めてまいりたいというふうに考えております。またあの協議会で集約されました意見や提案等を協議会の参画団体で担当しまして、テーマに沿った具体的な活性化策を検討していただくということで進めてまいりたいと思っております。またあの先ほど実践がなかなか難しいんじゃないかというご意見もありましたが、まあ提案の実践に当たりましてはあの委員会、それから参画の各種団体、地域等の連携によって取り組んでまいりたいと考えております。現在あの具体的に各団体の中で取り組みとして提案されているものとしては、駅舎、駅前広場の活用、それから空き店舗等のタウンステーションとしての活用、それから空き地を使いました軽トラ市、野菜の直売の開催等が具体的に提案されているところでございます。なおあの担当課が産業振興課に変わったわけですが、各課の連携も必要でございますので庁内の連絡会というようなことで幹事会を設けながら、まちなか活性化協議会の幹事として意見それぞれ集約しながら進めてまいりたいと考えております。

久保島議員

はい分かりました。全く動きがないということではございしたね。それでは全くこの活性化協議会がですね渋滞している間に、先程町長の話がありました旧コスモ21に建設されます生協病院の空きスペースを利用したその周辺を活性化すべく、「越百づくり会議」というのが立ち上がりました。この会議につきましてですね町長はコスモ21から駅前につながる、まちなか活性化ができればいいというふうにおっしゃっております。今もそのようなスタンスで一体化というのが言っておりました。しかしですねこの生協病院は今

の建物を全部ほとんど取り壊してですね、一部中間に広場っていうのができるんですが、その広場を活用したイベントというふうに限られてくるのではないかなというふうに思っています。そうするとそれはですね言っているまちなか活性化には繋がってはいかないというふうに思います。まちなか活性化というのはあくまでですね駅舎の利活用だったり、駅前から広小路までの活性化だったり、の同じ位置付けで旧コスモ21の跡地の利活用活性化というのがあるというふうに思っているんですね。イコールではない、この辺を混同していないかなというふうに思っているんです。この辺の役割と関係性、それから違いですね、この辺を町長もう一度お願いします。

町長

前段のご質問の駅前まあ広小路、あるいはまあそれに拡大したまちなか活性化協議会、それからただいまの越百づくり会議、いわゆるコスモ21跡地の利活用をした医療生協の施設を中心にしたこの活性化会議が設けられたこの2つの役割、連携という形でございます。まちなか活性化協議会は今も申し上げましたけれども、飯島駅前やその周辺地域の活性化に必要となるこの事項の協議、それから実践を目的として町が主導で設置した協議会でございます。それから一方で越百づくり会議の方は旧コスモ21の跡地を中心として新しいまちづくりを拠点的に考えて、魅力ある新しい情報発信を進めることを目的として上伊那医療生協さんが中心となって設立をされておるわけでございます。で、どちらもこのまちなか活性化協議会が対象として考える地域はJRの飯島駅周辺から旧コスモ21までの、あるいはアイタウンのエリアまで含めたものでまあ検討しておるわけでございまして、決してあの別なものが孤立してそれぞれの道を行くと、あの中には拠点的にそういう部分もあろうかと思えますけれども、町のひとつ全体の活性化としてはやはりこれは連携して、そう遠い距離にあるわけではございませんので、今度の153号エリアまで含めてのやっぱり検討していく必要があると、これをどう構築していく必要があるかということがやっぱり課題になってくるかと思えますので、あの決してあの別々なものというふうにも思っておりません。ただあの母体的には別なものであるということのひとつこれはあの明確に区分にしておかなければならない部分があるわけですが、実践という段階になりますとこれはお互いに連携し合っていかなきゃいけないなということで、それぞれの会議に私もそのことを申し上げてご理解をいただいております。まだまだどちらもいろいろ進んではきておりますけれども、まだまだ顔が見えてまいりません。今後のひとつの大きなまた取り組んでいく重要な課題の要素であるというふうに思っております。

久保島議員

そこですねその、まちなか活性化担当の地域おこし協力隊員を採用したということでございます。まああの地域おこし協力隊につきましては私が24年の9月にですね提案をして検討しようという形で採用されたということもありまして、非常に気に掛けているんですね。3年間で必ずや成果を出してもらいたいというふうに思っています。越百づくり会議のですね専門になっちゃったら困るというふうに思います。生協病院に対してですねもちろんあの義理もありますし恩義もありますし責任もあるということですが、やっぱり混同しちゃならない。これはやっぱり町のまちなか活性化の、いわゆる町長もおっしゃいましたように、町が主導のものと生協病院が主導のものと分けてしっかり考えていかなきゃいけないと思っております。まあ生協病院さんの計らいでですね町の中に今1つイベント会場ができると、それをまあ自由に使わせてもらうことができる、そんなスタンスでよろしいのではないかなというふうに思います。生協病院さんに対してですね

越百づくり会議があまりにも介入したりすると重荷になっていって心配しています。設備に対してもですねあれが欲しいこれが欲しいということを言い出しています。それはとても酷な話で本末転倒になりかねないというふうに心配しているんです。で、協力隊員はですね小間使いではありませんので、町全体の活性化、町おこしに斬新的なアイデアを出してもらいたいんですけども、そこを方某にやってもですねできないだろうというふうに思っているんですね。で主は町の駅舎利用やそれから中心商店街の活性化、その辺に軸足を置いてほしいなというふうに思っています。まちなか活性化の協議会と越百づくりの会議の整理をしてですね、で協力隊員の立ち位置、仕事がやりやすいようにしていただきたいなというふうに思いますが、町長その辺はいかがでしょうか。

町 長

地域づくり協力隊の設置につきましては、この原点となるのはやはりあのまちなか活性化を如何にこう取り組んで、グレードアップをしていくかという狙いの中でご協力をいただいたわけでございまして、4月からそのようにスタートいたしております。そしてあのエリア的には今お話を申し上げたように、この中心商店街中心にした活性化と、それからもう1つ次の越百会議の周辺としたこの活性化策も出てきておるわけでございまして、発足はそれぞれあの考え方が違うわけでありますけれども、やはりこれはあの手を携えてやって連携していかないとまったく別なものである。それから行政の関わり方もそこから一歩も前へは手を出さないというわけにはいきません。必要な越百会議あるいは医療生協さんのいろんなこの活性化策についての取り組みについては、町も出来るこの支援や協力はして連携をしていかなきゃならんと。そこに協力隊員の位置付けというものがあるわけでありますけれども、やはりあの原点のこのまちなか活性化協議会をひとつのメインにした活動の中で、そのエリア的な、これはあのコスモの跡地だけでなく、町全体の活性化、七久保、本郷、田切、含めての活性化も当然これはあのお手伝いをいただきたいというふうに協力隊には申し上げてありますし、いろんな場面で顔を出してもらって顔を覚えてもらったり、地域の事情をまず覚えていただくというようなことから始めておりますので、決してあのきちっとこの壁を作ってそこから一歩も協力隊員の手を出さないというふうではまずいというふうに思っております。おのずから発足は違いますが結果として連携した良い形のものが町に活性化として生まれてくれればいいなというふうに思っております。

久保島議員

私もですね壁を作るのではなくて軸足はそこに置いてほしいということで申し上げておきました。時間もなくなっちゃいました。3番目にまいります。1番と2番と作りましたけれども併せて話してしまいます。今年度ですね福祉タクシー券の券が大幅に改善されて喜びの声もございます。でも一部にですね不満の声も出ているんですね。まあ私があの一般質問でやってねという話をしたもんですから、私のところに何件か苦情がきています。その話をいたしますと、先だってあの本郷の懇談会の時にもですねそんなような同じような話が出ていましたけれども、土日休みの週休2日の人の話ですけども、やっぱりこの方も公務員だということで家族がですね、もう全然受け付けてもらえなかったという話でございまして、で、この方の家族もやっぱり教員さんで土曜日はほとんど部活の顧問をやっていたり、それから遠征の付き添いということでほとんど家にいないということでございまして、土曜日はだめよと。ところがですねご近所で民間企業にお勤めの方なんですけれども、不規則な勤務なんでしょうが平日も顔を見る家族がいるのかかわらずタクシー券

をもらっていると、これは不公平じゃないのっていう話をしていました。で循環バスの話もこの間出ていましたよね。あの昨年からデマンドバスにすることによって停留所の間引きとかですね予約制で非常に不便になったと、これがですねちゃんと便利に今まで通り使えていれば福祉タクシー券なくてもいいと、この辺の考え方がですねやっぱりあの確かデマンドにするときにそれを補う意味で福祉タクシー券を拡大しようという話が町長からありました。それからですね他にも土日休みなんだけど子どもの部活とかですね、やっぱりその試合があるわけで、その応援やですね送り迎えも行かなきゃいかんと、やっぱり土曜日はねやっぱりおばあちゃんの迎えはできないと。そのまたあの違う家族はですねやっぱり家族土曜日休みなんだけど、普段帰りが遅いので土曜日はねどうしても朝寝坊して起きてこない、起きて病院へ連れてってと言うことはできないと、おばあちゃん遠慮しているわけですよね。買い物はいいんですよ何とかなる。だけどね病院・医者通いが問題になってくるんで、今回の見直しですと福祉タクシー券の以外の方はね、土曜日に全部行ってくださいねという話ですけどもこれは現実的ではないですよ。日中独居高齢者の定義をですね月曜日から金曜日の間に昼間、家族の送迎を受けられない方に拡張しようよ。そして希望者にはね申し込みをいただいて窓口で話を聞けばああ無理ないねとなると思うんですよ。まあそれは嫁さんとね折り合いが悪いから頼めないから嫌だから福祉タクシー券をくれと、これはダメだけど、いないという人だったらしょうがないじゃないですか。ここで窓口で判断をしてもらって拡張しましょう。やっぱり高齢者にですねこう不満感や不公平感っていうのはやっぱり健康的にもよくありません。それから近所ともねその不仲になったら困るんで、コミュニティーの崩壊ということになりかねない。まだ始まって2ヶ月ですので来年度からなんて言わないようにですね、即、明日からでもいいじゃないですか。あの民生委員さんにもお願いして、どうですか困っている人がいませんか、困っている人がいたら対応しますよということでできませんか。是非ですねその辺で対応できるようにお考えいただきたいと思いますが町長のお考えをお聞きします。

町 長

最後のご質問、福祉タクシー券の適用の問題であります。まあいわゆる町が運行をしております循環バス、これはあの補完する要素としてあの従来からあるわけでございますけれども、その利便性を拡大するために少し質・量ともに拡大をしたのが今年の福祉タクシー券の施策でございまして、ただ結果といたしましてはあの65歳以上の独居高齢者等が中心になりますけれども、申請件数189名に対しまして結果的な交付者は185人、あまり変わっていないということが伺えるわけでございます。まあいろいろ事情があろうと思います。それからまたさっきの本郷での懇談会に久保島議員さんも同席をされておまして、生の声を、お1人の意見でございましたけれども聞かれたケースもございました。でそこにはやはりあの循環バスとの兼ね合いの問題も絡んでまいりますし、それからこちらとしてはあのやはり制度としての公平性というものはなければならない。あのいろいろ個々の事情はあろうかと思えます。それであの家庭内の問題、それから家族・親戚等の問題、それから本人の考え方の問題、まあいろいろあってあの適用になる、ならん。あるいはあの公金との問題もあったりして、なかなかあの内容複雑であるわけでございますけれども、一応これの実施にあたっては民生委員の各地区の個々の実情も踏まえた上で現在の185人が一応対象者として交付決定をされておるという経過がございますので、今すぐ明日にでもこれを大きく変えてというわけにはなかなかまいりませんけれども、ひとつの

健康福祉課長

あの考え方の中身が披れきされた部分がありますので、担当課長の方からその辺の今までの議論の経緯と、それから今後内部的にどうまた再構築するのがいいのかどうかというようなことを含めてお答えをさせていただいて、今後の検討課題と、いろいろ出ております意見を集約して検討課題とさせていただきたいとこんなように思っております。

それでは日中独居の考え方につきましてご説明をさせていただきます。まあ新たに拡充をしたという事業でございまして、より多くの皆様方に大変良かったというようにいただいているところでございますけれども、その日中独居の定義ということ、どこかで線を引かないと日中独居の判定できないということでありまして、現在概ね午前9時から夕方5時までの間、高齢者のみになり、運転可能なご家族が勤務状況7日間の勤務のうち2日間休みが取れる条件で勤務している方は該当になっていないということでございます。7日間勤務で1日だけの休みの方と比較して2日間の休みのうち1日は高齢者のために使える状況にあると想定しているということでございます。ただ今部活の関係であるとかその他の活動いろいろあるかと思いますが、基本的には1年間を通じてどういう状況にあるのかということが判断材料にひとつなることでございます。一時的にはこう忙しい時があるかと思いますが、1年を通じてどういう状況にあるかということでひとつのチェックシートを設けながら、それに基づいてどこに該当するのかということで4つの区分を設けてやっているところでございますけれども、1つは月曜から土曜日まで同居の家族が仕事などで留守。これがあの要するに週に1日しか休みがない方でございます。それから月曜日から日曜日の中、要するに1週間の中で家族の休みが1日しかない。これがあの水曜休みであったりということも含めて、要するに週休1日という方でございます。もう1つが家族が留守になることが大変あの不規則な場合。その状況も考えながら概ね今言った週休1日というのがまあ3週位続く方は該当にしていこうというようになっております。夜勤についても同様にまあ大きく見て週に5日の休みの方までというような形の中でお願いをしているところでございまして、あの現状あのいろいろなお問い合わせもいただいているところでございますけれども、そういった説明をさせていただいてご理解をいただいているところがほとんどでございます。今後につきまして、まあこれにつきましてもあの、このほかにもあの認知症の判定をいただいている方につきましては、まあ日中独居であってもちょっと降った先の判断が難しいということもございますので、対象外とさせていただいているところでございます。まあ先程町長からお話がありましたように、民生委員さんによる状況の確認も日中独居の方についてはお願いしているところでございまして、今後これらいろんな情報を得ながら今後更に充実したものになる、またあの公平性が保たれるものになるように問題があれば検討していきたいというように思っております。以上でございます。

久保島議員

終わります。

議長
1番

1番 北沢正文 議員。

北沢議員

それでは一般質問を行いたいと思います。今回は行政制度のアピール・説明や理解の促進度合いの評価・進め方、これについてまずお願いをしたいと思います。最初にお聞きしたいのは、住民参加・協働のまちづくりの基となる行政の理解度合いをどう評価し進め

ようとしているかということですが、住民参加の行政あるいは協働のまちづくり、これを目指して久しいわけでありますが、この間いろいろな手法により行政を身近に感じるための諸方策が講じられてきたことは承知をいたしているところであります。例えば町長への手紙、町長と語る日、いいちゃんポスト、職員の耕地担当制、また地域づくり委員会の設立、4地区への支援員の配置、そして広報の充実やインターネットなどによる情報の提供、条例の制定や重要な事項の決定にあたってのパブリックコメントの規程付けなどもそうでしょうか。そうした努力の結果、町長としては住民の皆さんの行政の施策に対する理解度合いをどんな評価をしておられますか。合併論議の折には大いに町民の皆さんの関心も高く、自立のまちづくりを目指して手ごたえが感じられたのではないのでしょうか。今日はどうでしょうか。医師確保、今も質問がございました生鮮食料品を中心とした町内での購買、ごみの減量、自然エネルギーの普及、防災、福祉や健康づくり、子育てや人口増などどれをとっても住民の皆さんと一体となって事を進めながら、その成果を作り出していく必要性に迫られていると思います。特に10,000人を割った当町としては行政規模の面からこの人口規模が利便とならなければならないのではないのでしょうか。これから基本構想のうち後期5カ年計画の飯島町の進むべき道を決める大事な時期に差しかかるわけですが、前期の5カ年計画の結果の評価なども住民の皆さんに問いかけたいと思います。その結果が後期計画の基礎データとなるとと思いますが、住民の皆さんに評価を求めるためには理解の度合いが前提であると考えるところであります。この理解度合いを深めるためにはどのように進めるか。この2点をとりあえずお伺いしたいと思います。

町 長

北沢議員の質問にお答えをしまいいりますが、まず住民参加、行政参加、協働のまちづくりの基となるこの行政の進め方に対する町民の皆さん方の理解度を掴む必要がある。そしてそのことをどう進めようとしているかということでございます。今お話にございましたように町では町の行政運営執行というものを原則公開というスタンスの中でこれまでもやってまいりましたし、これからも実施をしまいいります。できるだけ情報、施策の内容というものを住民の皆さん方にご理解をいただいて、それからそのご協力の下の中でまあ進めていくという基本的な考え方でございます。と同時にどういうふうにこれを受けとめていただいているのかということもやはり把握をしていかないと、それが次の施策の展開に結び付いていかないと、おっしゃる通りだというふうに思います。あのこれまでもいろんなあのテーマごとにいろんなあの調査も行ったりアンケートを行ったりしてまいりましたけれども、ごく最近の一般的な行政評価的な反応についてのアンケート的なことは今データがないのが事実でございまして、調査を行ってみる必要があるというふうに思っておりますが、たまたま今お話の5年ごとの後期計画の策定段階に入っておりますので、当然あの町政全般的な1つのアンケート調査をお願いしていくわけでございますので、そうした諸々のことを含めた調査内容でもって町民の皆さん方の理解度を量っていきたいというふうに思っておりますので、もう間もなくこの作業が始まってまいりますのでひとつご了解いただきたいというふうに思っております。

北沢議員

まあタイミング的にはあのこれから後期計画の住民アンケートをとるということでございまして、まあ前回から基本計画の中には数値目標が示されておるわけございまして、その中にまああのいわゆる満足度という数値が示されておりまして、非常に曖昧でございまして、まあそういったものが今回調査の対象になっていくわけでございますが、

あの先程も申し上げてちょっとくどいようでありますけれども、まあそのためにはあの例えば今さっきの質問の中で話題になりました老人福祉の面でいけば、その該当者の皆さんはその内容がよく承知をしておるわけですが、まあそれに直接該当しないとまあ私自身もそうですがなかなかその、その分野におけるいわゆる理解度が、ほとんど関心を示さないというのが実態でございまして、まあそういった部分をまあそういった人たちも対象にそのアンケートというのとはとられていくわけであります。で、回答が出てくると。従ってあのまあ回答方式はおそらくいくつかの項目を示してその番号による選択制っていうことがとられる、そういったアンケート方式が多いわけでありますけれども、まあその項目によって大きくその内容が変わってくるということが懸念されるところであります。従ってその私としてはそのいわゆる町の政策が町民の皆さんにどの位こう全体的な内容が理解されているか、こういったことがアンケートをとる場合の前提になるというふうに考えているわけでありまして、その部分においてアンケートにどのような、そういった部分における工夫ですね。そういったものを考えながら今後いわゆる町民の理解度合いを考えていくか、そこら辺についてお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

町 長

まあ住民の皆さん方のこの施策についての総体的なまあ統計的な把握は数字としては持っていないわけでありますけれども、まああの全ていろんな機会の毎に、まあ議員さんのこうした議論もそうでありますし、それからいろんな懇談会、それから町長への手紙、それからその他いろんな場面であの側面的には町民の皆さん方の考え方、ご意見、反動的なものはまあお聞きしておるわけでございまして、ある程度あの承知できる段階にあるわけでございますけれども、でまあ今後統一的な1つのアンケートを実施するという段階で内容的に今そうしたことがどういうふうに掌握できるかどうか、その内容になるのかどうかっていうことであります。努めてそのような内容にしていきたいということで、今あの具体的に箇条書きで今申し上げるまだ準備が出来ておりませんけれども、今お話のようなことをできるだけ盛り込むような形で工夫をしてみる必要があるということで、また担当課の方とも十分また指示をしながら対応してまいりたいというふうに思っておりますけれども、まあそこであのいろんなご意見があろうかと思っておりますけれども、やはりあの基本的には町が一方的にこの情報を流して、多分町民の皆さん方は承知してくれているだろう的な考え方はもう捨てなきゃいけないと、やはりこれがストレートに返ってくるような仕組みを考えていくべきであると、まあそのことがあの一方的には広報であり有線でありインターネットであり、まあいろいろあるわけでございますけれども、現在もあのその跳ね返ってくるものについてはいろいろ工夫をしたり手紙をいただいたりしておるわけでございますけれども、是非まあその町民のひとつの代表である議員の皆さん方にもその粒さな声を聞かせていただいて、ただあの固有的な意見でどうのこうのというわけには行政としてまいらない面もございますので、その辺をまあ集約していただいて是非ひとつご協力をいただきたいというふうに思っております。

北沢議員

次のテーマにも関係しますので、そこでもう少し深めたいと思います。次の項目でございますけれども、あんまりまあ良い話題ではないもんですから、そう思いながら質問事項を頭を掻きながら書いたわけでございますけれども、そこに書いてありますとおり税金が高い、土地が高い、若い女性の働き口がないなどのまあ声に対してアピールや理解度不足はないか、まあこういった問題であります。これは先程の先の一般質問の内容にもかかっ

てくるわけでございますけれども、この問題についてはこれは人口減少時に特に若者の減少が町で巷で話題になるときの、どこからともなく聞こえてくる話でありまして、税金は一昨日のまあ税条例の改正にもありましており、まあ標準税率を採用しております近隣の市町村より高いということはないというふうに承知をしておりますし、むしろ都市計画税などを適用している市があればそこよりはトータル的には税金は安いわけでありまして。それから土地は当町は地価評価でいきますと近隣の市町村に比べて谷間になるほど低いと思うんですけれども、我々の中では「どこの自治体では宅地分譲すれば完売するよ」というような話、それから若い女性が働く場を作っていない、行政機関だってそういうことをやっていないじゃないかと、これが投げやりの言っているということはどうもいかんというのが今回の質問でございます。まあ先程の最初の質問にも関連する部分がございます。町民の方全員が万全に現状理解ということは到底無理があると思いますけれども、よく言われる話に将来を担う子どもたちに影響力がある大人、まあ親や家族はもちろんでございますが、飯島の悪いところを常に唱えていてはそれを聞いた子どもたちの大半はまあ新天地に夢を求め、この地に帰っていないんじゃないかと。若者の定着には生活費、住居、働く場所、これは大切でございます。消費税が上がり税全体に関心が高い時でもありますし、新制度の政策浸透も最も大切であります、該当する町民の方だけでなく広く行政の知識を情報として提供することが現在必要ではないでしょうか。町民の方が良い意味での広告塔になってもらう、こういった理想に向かって何かできないものでしょうか。町長の所見を伺います。

町 長

まあ、住民の皆さん方の純朴な気持ちとして、まあ税金が高いとか、あるいはまあ土地が高いとか、その他女性の職場が少ないとか、まあいろいろあのご意見があるわけでありましてけれども、まあ議員のあの今こうしたご質問をいただく段階の中で、何故こうしたその疑問というかお持ちなのかどうか、その視点がどういう視点に立ってそういうことが発せられておるかということを、まあ私も町としましてもまあそのことを知らなければならぬし、その上に立っているんなあ説明責任も果たしていかなきゃならぬということでございますので、この質問の前提であるという立場に立って発せられておるかということをご承知いただいております議員がもし聞いておられるお考えがありましたらひとつ、議長さんの許可を得てここであの教えていただきたいというふうに逆に思うわけでございます。従ってあのそういう疑問に対して、あるいはご意見に対しては私も逐一お答えをしていかなきゃならないし、全てあのそういうご意見に沿うというわけにもなかなかいかない内容もあることはもうご承知のとおりでありますので、いろんな情報を提供をしてありとあらゆる手段でもってご理解いただくようにまあ努力をしてみたいと思います。今後ともそういうことだというふうに思っております。ただまあいろんなあの書面でもってパンフレット等でそのことを集中的にやっぱあの数ばかり増やしてみたいと、一方であの各耕地総代、自治会長さん、隣組長さんからも、ちょっとそのお知らせ文書が多過ぎると、なんかかならないものかというようなこともいただいてご指摘をいただいておりますので、その辺も配慮しながら今工夫をして出来るだけの情報伝達ができるように苦勞をしております。その辺のところもひとつご理解いただきたいというふうに思います。

北沢議員

あのまあこういった声がですね出ている、まあそういったところについてはその深い意味はないと思うんですが、話題としてですね出た時にそういう声が出てしまうということ

でありまして、まああの強いて言えば、例えば上伊那の中でも非常にあの若者定住が進んでいる町と飯島町を比較して単純にあのその原因として飯島町は税金が高いんじゃないかとか、それから宅地の開発についていわゆる町が開発しても、例えば某村では簡単に売れてしまうけれども飯島町はなかなか売れないという話であります。まあ若い女性の問題についてはこれはこれから行政がそういった取り組みをしていくどうかに懸かっているわけでございますけれども、私は先程の中でも考えるに、あのいわゆる税の場合でいけば標準税率を適用している以上は他の町村に対して決して高いということはないと思うんですが、それがその各市町村とのその個人的な比較の中で単純にそういうふうにそういう声が出てしまう。やはりそういったものに対する制度、新しい政策を始めた制度を普及させるだけではなくて従来の生活の基本となるそういったデータの情報が不足しているんじゃないかというふうに考えるところでもあります。従ってそういった部分においてもある程度機会を捉えて町民の皆さんにお伝えをしていく必要があるんじゃないかと、そんなふうに考えてこの声に対する対応としてはそんなことをやったらどうかと、こんなふうに考えるところでもありますけれども如何でしょうか。

町 長

まああの全体としてということでもなくとも、一部の人の実感としてそういうものを持つておるということも事実だろうというふうに思います。またそれはそれとしてまたあの北沢議員さんのお立場からもひとつその知り得る行政のひとつの議員の立場としても説明をいただければ、お手伝いいただければありがたいというふうに思っておりますし、こちらとしても出来るだけの新規の施策のみならずですね既存の町全体の施策のことについても、先程から申し上げておりますように、いろいろな手段でもってまあ理解を求めていきたいというふうに思っております。あの決してあの町の宅地が売れなくて他の町村はすぐ完売というわけではないと思います。他の市町村の土地開発公社辺りも抱えた財産が大きすぎて四苦八苦というようなことも現実としてあるわけでございますので、どこも厳しいなというふうに実感をしておりますので、精一杯今後とも情報提供に努めてまいります。

北沢議員

まああの私がその場に居れば、今言ったような問題については否定をしたり説明をしたり現況をすることは勿論行っているわけでございますけれども、まあ私があの出役する区域というのは限られておりますので、もっと広いところではそういった話題が出ているんじゃないかと、その中でですねお互いに情報不足のためにその話題がですね増幅していくようなことがあるとこれはまずいなというふうに考えるところでもあります。まあ従ってそういった部分を今後考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えるところでもあります。それとですね、もう1つはあの先程から若い女性のまあ飯島町の在住が少ないというような問題があるわけでございますけれども、まああの飯島町が企業誘致をしたまあそういった企業の中にはですね、十分若い女性の働き口もある企業もあるわけでございますが、まあお聞きをするところによりますとですね、この町内のある事業所に勤めているその方々がですね、実はその居住はお隣へ居住していると、お隣の町へ居住しているというようなことがあるというふうにお聞きをしているわけでありまして、まああの住民票云々ではなくてですね、ご縁を大切にする広い意味でまあそういったあの町内に働いている皆さんも住民として捉えて、そういった対応をしていくことが大切ではないかというふうに考えるところでもあります。勿論その若い皆さんが飯島町に住んでいただければこれに越したことはないわけでもありますけれども、まあ当面個人の問題でございますのでそういった

問題が難しいとすれば、そういった方々もですね、いわゆる準組合員という言葉がありますけれども、準住民として捉えてですね、大きな意味で飯島町の若い女性とそんなような行政の進め方、こういったことも必要ではないかというふうに考えるところでありますが町長どうでしょうか。

町 長

まあ町内にあの職場に勤めていただいております方が町にいろんな面で関わりを持って昼間は生活をしていただいたり、できれば住んでいただくということは理想かと思いますが、まあ逆の発想をしますと今度は他の町村に飯島から勤めていっておる方の市町村にも叱られる面も出てまいりますので、それはそれとしてご縁があって町内に勤めていただいている方も大事にしていなきゃなんということだろうというふうに思います。ただあの全体として地元で勤められるようなサイクルというものを図っていくことが、特に若い皆さん方のこの定着人口増ということに繋がってくるかと思いますので、その辺も含めてまた十分努力をしてまいりたいと思っております。

北沢議員

まあ今3つの町内での話題、これについて取り上げたわけでございます。このこれらの状況ということ認識した中でですね3番目は提案でございすけれども、暮らしの便利帳などの手法で行政に対する関心度・理解度を高めることはどうかという提案でございす。先の税の問題や保育料の軽減、これらは何に対してどの位当町の独自の政策であるか。まあよく言われるのは交付税の処置、積算内容どおりに行政を進めれば全国金太郎飴の自治体ができると揶揄されることがありますが、政策の差別化を分かりやすくした方が理解されやすいんじゃないかと思うのですが、そういう工夫をしたものを便利帳としてまとめ発行すると。まあ先程まあそれぞれの自治会の皆さんからいろんな配布物が多いというようなことも言われているようでありますので、まあこういった便利帳みたいなものにまとめてまあそういうものを発行してお手元に届けたらどうかという提案でございす。飯島町でも行政制度の一覧を発行した例は過去にはあろうかと思いますし、定住促進室の説明書もその類かと思うのですが、町民の皆さんに広く広告塔になってもらうためにはこういった手法も必要ではないかと考えるところであります。もう1つはPPPと言われるパブリック・プライベート・パートナーシップ、これをこの暮らしの便利帳の発行の手法として研究したらどうかと思うのですが、この手法については広く指定管理者制度や民間活用とこういったものも含まれるという手法の一環でございすので、既に指定管理者制度などは当町も取り入れられているところですが、これを便利帳の発行に応用するものであります。自治体規模が小さいところが気になるところでありますが、提案し町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町 長

町からもいろんなあの行政資料、説明資料、パンフレットのものを1つにまとめてインパクトにしてお知らせしていくということは、いろんな面で非常にいいことだというふうに思いますが、あのそれなりに工夫もしていかなきゃというふうに思っておりますが、ただあの今北沢議員言われましたようにあのかつてご承知かと思いますが、暮らしの便利帳なるものを町が直接発行をして、いろんなあの税の問題から福祉の問題、教育の問題、それからいろんな制度、数字等も入ってまいります、いうのをひとつ保存をいただきたいというような形でやった経過もございました。ただその反省点として今あのその当時出たのがやはりあの国の制度、町の制度、変わる度に使い物にならないというようなこともひとつの反省事項として出た経過がありまして、中断をしたと、中止したという経

過が苦い経験があるわけであります。まあその辺のところを使い分けてやっていくのがいいかどうか、いろいろ工夫はあろうかと思えますけれども、ただいろんなあの枚数ばっか多くなるこの資料提供でなくてですね、コンパクトにしたものは有効かなというふうに思っておりますので、それがあの今後の検討をしてみたいというふうに思っております。ただ毎年毎年差しあの替えて冊子なるものを新旧合わせてご覧いただきたいというのもまたこれなかなかできないことだと思えますので、その辺のひと工夫が必要ではないかというふうに思っております。それから民間活用、これは駒ヶ根市が数日前に新聞に出た内容かと思えますけれども、県下の中にはいくつかの市町村そういう形でやっておりますゼンリンさんというような名前も出ておりますけれども、地図の会社かと思えますけれども、あのその辺のところも含めて町もまたいろんな面で検討してまいります。

北沢議員

私がこの提案をするに至りましたのは、実はあの3年程前ですか議会の社会文教委員会で自然エネルギーの視察で都留市に行ったわけでごさいます、ここではあの都留市の職員の皆さんがそういった便利帳を手作りで作りまして行っておりました。で今日その行っていたその発展の過程で都留市はこの民間企業とこのPPP制度によって手を組んでそれを全戸配布すると、こんなような行政の経過がございまして、全国で既に取り入れられているところがあるわけでごさいますので、そういった部分について検討をいただき、更に先程言いましたように、まあ例えば制度的に言いましても基本的に変わらない例えば税金であれば標準税率を適用してこういうふうですよってというような知識がですね常に手元に情報としてあるような、そういった取り組みが是非必要ではないかというふうに考えております。今の都留市の例、それから今お隣の市、そういった例もあるようでございしますので、是非検討いただきたいと思いますところでありますが、具体的にですねまあそういったものが出される、まああの方法としてはですねそれだけではなくていろんな方法もあろうかと思えますので、まあこれは1つの提案でございしますので是非取り組みをしてもらうことが必要かというふうに考えるところであります。まあこの1番目の質問全体を通じてですね、是非町長にはこういった問題について取り組みをお願いしたい、まあそれによって町民の皆さんが是非良い意味での広告塔になって飯島町をPRしていただきたいと、こういうふうに考えるところでありますけれども、もう一度町長にそこら辺の総括的なご答弁をいただいてこの1つ目の質問を終わりたいと思えます。

町 長

まああの町の行政情報というものをご理解をいただくためにも出来るだけの提供をして、それからまたそれをどう受け止めていただくかということも把握をする努力をしていかなきゃなんということでございしますので、手法的にはいろいろあの課題があると思えますので、十分検討させていただいて、出来るだけ前向きに対応してまいりたいというふうに思っております。

北沢議員

それでは2番目の質問に入りたいと思います。2番目の質問については地震防災訓練の進め方についてお伺いをいたします。地震防災訓練と一口に言っても非常に幅広くまた深い課題でありますので、今回はその中から絞って市町村被害想定に基づいた具体的な職員訓練についてお伺いをいたします。この地域は東海地震による大規模な地震災害を少しでも減災するために国を挙げて取り組みが本格的に始まったのが昭和53年でございします。今から36年前であります。幸いなことにこの間についてはこういった大きなこの地域は被災に巡り会わなかったということでございしますが、そしてその間でですね今日まで淡路阪

神大震災、これは平成7年の4月17日午前5時46分、また平成23年3月11日14時46分東日本大震災、この2つの大きな震災を日本は経験したわけであります。更に近年については地震学の深まりにより東南海や伊那谷活断層など当町にも大きな被災の可能性がある想定が発表されております。まあ地震予知というのは非常に難しく、ある日突然発生をするということを想定した方がまあ確実というふうに言われております。まあ国の方ではまあそういった政策に合わせて建築基準法の改正が淡路阪神大震災を踏まえて行われて、昭和56年6月以降耐震対策が建物的には取られ、当町も鋭意これを取り入れて震災対策は進めてきたところであります。また特に最近では飯島町防災計画や初期行動マニュアルが整備され、これら災害に対する備えが充実されつつあることは喜ばしい限りであります。見るに最近の動きではハード面の充実に対してソフト面での対応が遅れているような感じのところでもあります。そこで今回は震災に対し生命を守り減災の対応の第一線となる役場職員の市町村被害想定に基づいた具体的な実践に即した訓練について伺いたいと思います。地震災害のみならず風水害被害も記憶の中ではここしばらくないわけでありまして、まああのこれはいわゆる治山や治水、まあそういった防災対策・減災対策が進んでいることもございますが、58年の災害以来おそらく経験がないんじゃないかというふうに感じております。来年度は大きく職員が入れ替わると聞いております。そうすると大規模自然災害の経験者はまあ皆無に等しくなるんじゃないかというふうに危惧するところでもあります。被災時における住民自らの自助、共助は非常に大切であります。何といたっても一刻一秒を争う有事に際し防災関係職員の行動は大切であります。そしてその経験値を補うものは訓練であります。区や消防団との連携も実践に基づいた訓練からその課題等が見えてくるはずであります。住民に防災訓練をお願いし実践に備えてもらう。あるいは防災意識の高揚を図ってもらう。これと同時に役場職員の防災能力アップを図ることについてどのように考えているか伺いたいと思います。

町 長

2つ目のご質問は地震防災訓練の進め方について、特にあの被害想定に基づいた具体的な職員訓練の件でございます。阪神淡路大震災あるいは東北震災等の例を出しながら示されてまあご質問をいただいておりますけれども、長野県が実施をいたしました長野県地震対策基礎報告書では東海地震を含め6つの地震を想定をしております。このうち当町では伊那谷の活断層帯を震源とする直下型地震による被害が最も大きいというふうにされておまして、町内の最大予測震度は7というふうにされております。ただし今後30年以内の発生確率はほぼ0%というふうにまあ言われておるわけでありまして、今後30年以内に発生する確率が最も高い86%とされております東海地震では、最大予測震度が5強というふうにも予想がされておるところでございます。決して予断は許さないという状況でございます。そこで被害想定に基づいた職員の訓練であります。土砂災害に関した訓練につきましては以前はまあ毎年のようにいろんな災害が発生しまして、職員もそうしたことにだいぶまあ慣れたというか精通をしておった時代がありますけれども、最近はそのことがあまり実戦的な部分がないわけでありまして、最近では平成16年度に七久保地域の皆さんの協力の下に職員と伊那建設事務所とともに一緒に行いまして、また平成22年度には町内一円の被害想定にも基づいた訓練を行ってきております。地震に関しての具体的な被害想定を示しての訓練ということになりますとこれまではあまり取り組んでこなかったということでありまして、平成20年に策定をしまし

た職員の初動マニュアルに基づきまして各年度の担当部署ごとに確認をしてイメージトレーニングを進めてきておるところでございます。また平成24年度には職員の防災訓練の一環として県の防災指導員を講師に災害の図上訓練を行っております。町の防災計画の定めによりまして震度5以上の地震が発生したときは、東海地震に関する警戒宣言や予知情報が発令をされます。その時には全職員が直ちに登庁して非常備体制に着くこととなっておりますけれども、ケースバイケース、地震による橋梁の落橋や土砂災害等で崩れてしまって通行止めになって通れないといったようなものも出てまいりますので、なかなかこうしたあの図上のイメージ訓練だけでは現実の問題として効を成さないというリスクも想定をされるわけでございますので、こうしたあの万全でないかもしれない職員体制をどう初動態勢を整えていくかということも現実問題として考えていく大きな課題であろうというふうに思いますので、その辺のところも今後更に整理をして必要な対応を進めていくよう検討をしてみたいというふうに考えております。

北沢議員

図上訓練等を行っているということでもあります。今私の手元にですね長野県が新たな想定震源域における東海地震、これによつての被害想定、まあこういったものの資料があるわけでございますが、これによりますと飯島町が東海地震に遭遇した場合、避難者数が約571名、軽傷者が181名、重傷者が9名、死者が1、まあこんなような数字が具体的に被害想定として出ているわけでありまして、で、この571人がまあ避難をする、181人が怪我を負う、まあこういったことに対して具体的に、では飯島町は更にこれを分析をして4地区には割ったら、それぞれの避難施設にどの位の人数を収容し、そこに必要な資材はどんなものが必要か。またそこで配置される職員はどんな働きをするのか。また職員として大きく捉えれば学校職員も俗にいう飯島町の職員ということでもありますので、まあ避難所における学校職員の対応の仕方、まあそういったことを一つづつしていくことによって、例えば今町長が言われたように地区の皆さんにこの部分は協力をお願いしなきゃ職員だけではとても無理だと、こういったようなことが見えてくるわけでありまして。是非そういったところが見えるまでの訓練というのをやっていく必要があるんじゃないかと、そういった課題を浮き彫りにする中で住民の皆さん、また区の皆さんと防災訓練のあり方を検討していく、こういったことが必要ではないかというふうに考えるところであります。今一度、そういった具体的な訓練のあり方についてお考えをお聞きし質問を終わりたいと思います。

町長

今あの議員の言われましたこの東海地震の被害想定、これが公表されておるわけございまして、今それぞれおっしゃった数字、更にまた死者や重軽傷者、停電世帯等も盛り込まれておるわけでございますけれども、当然あのこれを前提にした机上とはいってもやっぱりそのイメージした訓練でなければならないというふうに思っておりますので、今後取り組んでいこうとしておる内容等について総務課長の方から申し上げたいと思います。

総務課長

被害想定、なかなか難しいわけですが、当然必要だっていうことは今までの話の中でも分かっておりますし、今年度すぐに取り組めるかどうか別として、ただあの備蓄品とかそういうのを含めて取り組める部分もありますので、あの取り組める部分からやっていきたいなということで、あの職員の訓練についても今後検討していきたいと思っておりますのでお願いします。

北沢議員

終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻は１１時５分とします。休憩。

午前１０時４８分 休憩

午前１１時 ５分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

４番 中村明美 議員

４番

中村議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。１、町は旧コスモ２１跡地の有効活用にどう関わるのかについて伺います。町民の関心度が高かったコスモ２１跡地１３,８９６平方メートル程が医療福祉施設用地として上伊那医療生活協同組合が取得しました。広大な土地であり同組合施設の運営だけで使いきれないとのことで、町のいろいろな組織や町外者、町民が集い越百会議が立ち上がりました。私もその一員に関わらせていただいているのですが、組織の詳細がよく分からないのが実態です。同じように思っている人も他にもいますのでここで伺っていきたいと思います。先程前質問の中にもありましたけれども、母体は上伊那生協ということをお答えいただきましたが、であるならば町長が越百づくりに会議の会長となった経緯はどういうことなのでしょう。またその上伊那生協の敷地においての事業を行っていく上で、今後町にどんな責務が生じるのか伺います。

町 長

それでは中村議員の質問にお答えをしてみたいです。まず旧コスモ２１の跡地の有効活用に係りましてこの活性化取り組みの中で越百づくり会議というものが設立をされたわけでありましたが、この会長に町長が就任したそのことと、それからそれによって生じる町の責務の質問でございます。旧コスモ２１の完全閉店以来、町民の皆様から早期にこの有効な利活用を願う多くの声をいただいてまいりました。町といたしましてもそれまで多方面にわたっているような誘致活動等を向けた取り組みを行ってまいりました。まあ様々な紆余曲折それから経過がございましたけれども、おかげ様で昨年度、地権者の皆様方のご協力をいただく中で上伊那医療生活協同組合にご活用いただくということが決定をして、土地のあるいは建物の全ての売買契約の締結が完了したところでございます。町の土地開発公社がこの財産処分については関わらせていただいております。この施設の利用方法につきましては上伊那医療生協より単なる福祉や医療施設にするのだけでなく、町の活性化につながるような新しいまちづくりとなるような施設としたいという旨のご提案をいただきまして、大変ありがたく思っておるところでもございます。また施設の利用計画につきましては上伊那医療生協のみで策定をするのではなくて、地域の多くの皆さんも関わっていただくよう越百づくり会議が立ち上がったところでございます。有志の皆さんのご参加という形になるわけでございますけれども、このような背景もありまして、町といたしましてはこの旧コスモ２１の土地利用は町の医療や福祉の拠点づくりとしての総合ケアセンターという位置付けのみならず、この町の活性化のために重要な位置付けであるというふうに思っておりますので、この医療生協の運営ということとは別な考え方の中で考えまして、併せてたつての要請もございましてこの越百づくり会議の会長をお引き受けしたところでございます。なおこの町長が会長という立場での関わる町の責務につきましては、直接町

の行政組織の上に組み入れた取り組みということではなくてですね、あくまで町として出来る最大限の側面、後方支援、協力をしていくということでございますので是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

中村議員 今答弁の中に会長としては側面とか後方的な支援というふうに答弁いただきましたけれども、具体的に側面とか後方支援となるとどのようなことがあるかお伺いします。

町 長 まああの現実的にはもうすでにスタートをしておりますけれども、施設の建設それからリニューアル等に対しまして厚生労働省の地域介護福祉施設整備事業としての補助金の取り付けが、現在のところ最大の取り組みでございます。2件につきまして総計約60,000,000 余り。それからまた更に現段階で今、先日も厚生労働省へ行ってまいりましたけれども、次のステップに向けても同じような補助を取り付けるということが行政の立場としてお願いをして、その橋渡しをしておるというのがございます。それから今後の様々な活性化への施設の整備についてもいろいろとご相談に乗りながら、町として出来るノウハウ、先程協力隊のこともございましたけれども、人力的な配慮、ご協力も含めて精いっぱいご協力をしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員 まあ補助金の取り付け等のことでまあ会長職ということになるわけだというふうに認識したわけですが、まあ町が行うことを改めてその越百会議の会長にならなくてもですね、町はいろいろな事業に対して支援を取り立てるとか、まあそういう補助金の取り付けをするのは当然のことでありまして、改めてこの会議の会長でなければそれは出来なかったことという理解でよろしいのでしょうか。

町 長 あのそういうこととは趣旨が違います。まああの越百会議としましては、まあしましてはというか、立場としてはやはりあの町を挙げてこの活性化に取り組んでいくかというその姿勢を皆で考える上にも、是非町長がシャッポになってほしいというひとつの願望の中で検討して受け入れたとこういう思いでございます。

中村議員 越百会議の目的は先程来ありましたが、旧コスモを中心として新しいまちづくりを考え進めるということになっています。私はこの中にテナントや子育て支援などを入れ、賑やかで活気が生まれるような構想をしていたわけですが、医療福祉施設用地ということになると内容も限られてきたように思います。しかし広大な敷地を何とか有効利用できるよう努めなければと考える次第です。そこで町長の構想がありましたらお聞きしたいこと、またこの解放されて利用できる場所はいつまで使えるというこの期限は生じるのか。また越百会議での組織が活用できる土地・建物において、権利者は同組合でありますのでその同組合がその場が必要になったときは、活用している団体なりグループはその活動を縮小したり活動を中止しなければならないという事態が生じてくるのでしょうか。新しいまちづくりへの町長の構想、空き地の利用に期限はあるのか。地権者である同組合の都合により町民の活動が抑えられるようなことになるのか、この3点伺います。

町 長 まああの町長が会長の立場だからということで、いろいろその越百づくり会議の運営組織に対してどうこう言うことは考えておりません。皆さん方の意見を集約して、それからいろんなあの部会が専門部会ごとに構成されておるわけでございますので、中村議員も一部部会員としていろいろあの取り組んでおられると思いますけれども、そうした皆さん方の考え方を尊重しながら結集をしてですね、みんながこう集えるような活気が出るような場所の提供ということを期待しておるわけでございますので、決してあの住民の皆さん方

にそれがあの束縛されるような、使い勝手の悪いというようなことにならないように、そういう1つの方向は是非内部的に協議をいただいて、あのこの立ち上がりもそのことを目指した1つの会議であり施設であるというふうにも聞いておりますので、是非そのことを期待してまいりたいというふうに思っております。

中村議員

では1番の次の質問に移ります。このコスモ跡地の利用において住民の多くは生鮮食料品店が来ることを願っていたのですが、医療福祉施設用地となればそれも望めないように思います。であるならば町民の思いである生鮮食料品店の設置は他の地に考えているのか、町民の要望は叶うのか町長にお伺いします。

町 長

まああの元々があそこのコスモ21は商業集積としてのエリアであったものですから、前々からこの消費施設をということでやってまいりましたけれども、まあ今回こういう形になりました。そこであの医療福祉の施設とは別にあの空間の中でいろんなあの方が参加をしていただく、またそのことが住民にとっても利便性が増すというようなことの中で、この越百会議の中でもいろんな部会の中でそのことを全体として活性化に結び付けていきたいということの中で、この生鮮食料品の扱う計画につきましても商業部会ということの中で今あの検討いただいております。あの今いくつかの具体的なもう進める段階になっておるこの例が具体的に動いておるということをお聞きしておりますけれども、その中であの生鮮食料品これについてはまだちょっと結論が出ていないというようなことで、当然あの部会としましても私ども町民としましても是非というようなことでやっておりますけれども、そう規模が大きくなってでもお願いしたいというふうに思っておりますが、いろいろ課題もあるようでございます。従って今後そうした内部の協議と努力に期待をしながら、ともに町もできることがあればまたお手伝いをしていきたいというふうに思っております。あのこのことが他のお店に影響するとかそういうこととは次元の違う問題だろうというふうに思っております。

中村議員

そうしますと生鮮食料品店ということは検討であるがまだはっきりしていないということですね。そうなるともし本当にまあそれが実現しなかった場合、町としてこの住民の要望ということに応えるにはどうしていくのか、その点はお考えがありますか。

町 長

まあ仮にこれが実現しなかったからといってその町の行政がその責任をどうこうというわけにはまいりません。これはあの商工会もあることでございますし、第1このいろんなノウハウを持ったこの越百会議のひとつの今後の努力に期待をしながら見守っていきたいというふうに思っております。できるお手伝いはしてまいりたいというふうに思っております。

中村議員

では2番目の質問に移ります。伊南行政組合が経営する昭和伊南病院への利用へ積極的な取り組みをについて質問いたします。昭和伊南病院は町に隣接した駒ヶ根市にあり、町民にとって通院しやすい総合病院です。医師の充実や院内の課題は伊南行政組合へ働きかけていただくことといたしまして、町民の健康管理にとって重要な位置にあります。一頃前から人間ドックをなるべく昭和伊南で行うよう呼び掛けがありました。町民が病院の経営の一端を担っているわけですので利用を心掛けたいものです。また町の医療機関では精密検査などで専門医師のいる病院を紹介しますが、その際、同病院で十分に対応でき患者に対しては昭和伊南病院に繋げてほしいと思います。それにはあくまでも患者側の希望が優先しますが、町の医療機関においては昭和伊南病院と連携をとり、患者が安心して治療

に専念できるような体制を維持していくことが大切です。そのためには町側から町の医療機関に対して昭和伊南病院との連携を密にしていこう働きかけをしていくことが大事と思います。町の取り組みはどうであるか伺います。

町 長

次のご質問は町の医療機関から昭和伊南総合病院に繋げる取り組みということでございまして、この病院の利用へ積極的な町としての取り組みをするべきということでございます。大変大切なことだというふうに思っております。飯島町の昭和伊南総合病院の利用状況につきましては25年度の病院の事業報告によりますと、平成23年度から25年度の3ヶ年間の入院数が病院入院総数の15～18%位。それから外来受診は総数の13～14%位というふうになっておりまして、伊南の人口割から見ましても妥当な利用状況ではないかというふうに思っております。またあの予防分野では町が行う特定検診や人間ドック、それからがん検診、肝炎の検査、骨量検査、それからピロリ菌検査などの健康診断事業を委託しておりまして、町の受診者の4割以上、検診によっては8割以上の方がこの昭和伊南総合病院で受診されて、多くの皆さん方に利用いただいておりますという実態でございます。それから高齢者福祉における昭和伊南病院とは町の包括支援センターと病院の地域連携室がございまして、この情報連携によって円滑な介護保険事業への移行が現在なされております。また更に今年度は例年開催をしております介護の第2次予防事業、貯筋教室これはあの筋力強化の授業でございますけれども、こうしたことについてリハビリのお医者さん等との病院スタッフとの共同開催が実現をしたということで今取り組んでおります。

さて、ご質問のこの件でありますけれども、この日本の医療制度は自由診療でございますので、町から町民の皆さん方に医療機関の指定をしてこれを行うということは禁止をされておるわけでございますけれども、まあしかしながら伊南の地域医療の基幹病院でありますし、伊南行政組合により運営されております昭和伊南病院について、町としてこれまでも積極的にPRをしてまいりましたし、今後も同様の考え方でございます。また病院と地域の診療所等の開業医の先生方との連携といたしまして、病診連携制度というのがございまして、先程申し上げました昭和病院の地域連携室で積極的に取り組みを行っていただいております。飯島町の各開業医の医療機関からの紹介状も大変多くいただいて、昭和の方へ行っていただいておりますということになってございます。それからまた病院に紹介された検査や急性期の治療が終わった後には再びまた地域のかかりつけのお医者さんに診ていただいております方も多いということでお聞きをしております。いずれにいたしましても少子高齢化社会、医師不足の今日、昭和伊南病院が各地域の基幹病院としてその役割を更に担っていただけるように、町といたしましても前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、同時に1次医療、2次医療、それから3次医療というもののこの分野の棲み分け、役割分担というものを図る中で、これまで同様町内の先生方の医療機関との連携・協力を是非お願いしてまいりたいと、町もその間に入っているいろいろと取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

中村議員

細かく説明をしていただきましてよく分かりました。それでは3番目の質問に移ります。まちおこしソング&ダンスの町民普及と町活性化にどう活用するのかに移ります。1番目、まちおこしソング&ダンスの曲披露が済み、いよいよ町民に浸透していく段階に入りました。私も2回聴きましたが歌詞は飯島の風景、町民の心が表現され、曲も聴きやすく、DVDには町民の笑顔や町の行事・自然風景が入り、飯島がよく見え心とむものにてできてい

と思います。この曲が住民に浸透し目標であるまちおこしに繋がらなければ本末転倒です。そうならないためにもこれからの取り組みが大事になると思います。踊り、ダンスの振り付けについては進行中だと思いますが、広く町民に曲の浸透を図るためDVDの配布を考えます。町民のある方に伺いますとこの曲の権利がもし町にあれば大変安いコストでできると伺いました。目標達成において大事な要因のひとつにスピードがあります。スピード感のある流れをもって曲の浸透を図るうえでDVDを全戸または各施設の配布について町はどのように考えているのか、またこの曲の権利は町にあるのか伺います。

町 長

3番目のご質問、この度制作いたしました、まちおこしソング&ダンスの町民普及とこれをどう活性化に結び付けていくか、スピード感をもってやれということでございまして、この事業につきまして昨年度長野県の地域発元気づくり支援金の支援をいただきまして、住民の皆様及び全国の皆様の応援とふるさと大使、越百大使の橋幸夫さんの特段のご配意を賜りまして、飯島町まちおこしソング「ふるさとの愛～いいねいいじま」が完成をいたしました。歌が収録をされましたCDにつきましては学校や4区、それから公民館、社会福祉協議会などに現在配置をいたしまして、区におかれましては早速会議の際にCDを掛けていただいて歌のPR等を行っていただいております。また既に5月5日からCATV行政チャンネル1チャンネルの放送時間中、町の風景や行事などを織り込んだDVDによる放送を1日6回毎日行っております。住民の皆様には毎日放送しておりますので好きな時間帯にご覧いただけたと思いますので、是非歌に親しんでいただければというふうに思っております。それからまたこのCDは販売目的ではないということでございまして、まちおこしのためにもということでございましてそういう前提で契約をしてございまして、全戸配布あるいは一部有料でというようなことはありませんのでご了解をいただきたいというふうに思っております。本年度も県の地域発元気づくり支援金が採択をされました。今後はこの曲に踊りをつけて踊れるゆるキャラを製作しまして、11月の1日の産業祭に合わせて橋幸夫さんに来ていただきましてお招きして、お披露目イベントを開催する計画でございまして。現在振り付けにつきましては若い皆さんにも好まれる踊りも含め制作を進めております。踊りができたら踊りの講習会等を順次行っていまいりますので、また多くの住民の皆さん方のご参加を是非お願いしたいというふうに思っております。住民の皆さんが誰にでも気軽に参加できるまちおこしソング&ダンスとなるように企画をいたしてまいりますので、引き続きご支援をいただきたいと思います。で、今申し上げたようなことでスピード感をもってやっていきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上であります。

中村議員
総務課長
中村議員

曲の権利についてお答え頂いてないんですけれども、それは町にあるのでしょうか。

契約の段階でその段階で町には権利はありません。

私が先程DVDを配布ということに対して有料というふうに思われたかと思いますが、そうではなくしてあの1枚例えばね、あの町に権利があれば安くできるので、それを無料で全戸に配布とか施設に配布という思いで言ったわけです。それでは②ですけれども、せっかくこの曲がですね出来たので広く町民に愛されてほしいものです。そこで提案ですが、既に完成しているDVDを道の駅やJR飯田線を使って観光に訪れる飯島駅で流し飯島の印象を深めてもらう。通勤者や通学路の子どもたちには曲に親しんでもらう。また夏に向かうこれからの季節に乗りやすい曲でもあり、全町民向けに夕方の時間帯、既に役場では

かかっていますがこの時期からチャイムに変えてかけていくことを考えます。ダンスも今振り付けを進めているというふうに伺いましたが、完成した際は各自治会、耕地などで楽しめるよう工夫に努めてほしいものです。ある書物の中で歌の力について音楽経論のなんばひろし氏は、歌には言語、国境、価値観の壁を乗り越えて人間の心と心を結ぶ偉大な力が備わっていると言われています。この4区の個性を発揮しつつ飯島町民の絆が深くなることは町の活性化の根本でありましょう。本年度の予算概要に町の活性化に図ると掲げていますので、そうなるように進めてほしいものです。今後、先程町長の方から少しありましたけれども、具体的にですね今後どういうふうにまあ広めていくのかということが、今の段階でありましたらお聞きます。

町 長

町民の絆を深めるためにもこの曲と踊りで広めてどう活用していくかということでございます。曲の方は出来ました。次にあの踊りの作成と、振り付けという形になるわけでございます。この踊りにつきましても是非まあ若い世代の皆さんにも好まれて、誰もが気軽に踊ったり、それから健康体操的な内容も含めてですね気軽にお年寄りまで踊っていただけるような、2種類の振り付けを考えて今作成に取り組んでいただいておりますという形でございます。この踊りが出来たら踊りの曲とともにDVDも作成いたしましてCATVや行政チャンネル1チャンネルで放送予定をしております。それから町民が集えるイベントにつきましては、本年は先程申し上げました11月1日に予定をしております産業祭に合わせて、直接来ていただく、橋さんに来ていただいて、お披露目という形になりますけれども、その間までも歌や踊りを多くの人に覚えていただきまして、当日のイベントには大勢の皆さん方にご参加いただきたいというふうにこれから予定を組んでまいります。それから各地区いわゆる耕地や自治会には追ってCDを配置をさせていただきますけれども、踊りが完成し踊りの講習会が終わりましたら、役場でも要請があれば出前講座として地区へ出掛けてまいりますので、この点につきましてもご利用をいただければというふうに考えております。それから耕地や自治会におかれましても高齢者のグループ、それから若い皆さん会議の踊りなどに利用していただきまして、この曲と踊りをきっかけとして楽しんでいただいて、人と人、地域の繋がり、絆を深めていただくように手助けになればというふうにいろいろと考えております。大きなイベントによる町の活性化や町民の絆を深めることも必要でありますけれども、まずはこのコミュニティー単位、グループ単位でこの歌をきっかけに繋がりを深めていただいて、小さな輪からこれが町全体に広がっていくような輪になることを願いながら、また歌って踊って楽しむことで健康づくり、幸せづくりなことに普及が進んでいくようにということで期待をしておりますので、是非ご協力をいただきたいと思います。

中村議員

それでは最後の質問に移ります。子育て環境の充実で定住促進、人口増につなげては。①出産祝い金制度の創設、保育料減免制度改革への考えはについて質問いたします。先程来、人口についての質問がありました。厚生労働省は2013年度の出生数では7,431人減り、1,029,800人と統計を取り始めた1899年、明治32年になりますが、それ以降最も少ないと発表しました。また人口の自然減は過去最大幅となり人口増対策は国を挙げての大きな課題となっています。町は子どもを育むにあたり、子は地域の宝の考えに基づき、産声から高校卒業まで一貫した子育て支援に取り組んでいます、とあります。質問に関する町の支援を見ますと前年度から出産祝いとして始めたハッピーバース

フラワー事業は親御さんたちから喜ばれているようです。また保育料の軽減制度は保育料を発生する世帯での徴収額でみると、第2子全額全世帯対象に徴収基準表の3分の2、第3子以降は全世帯対象に徴収基準表の半額、これは国では同時在園が対象ですが、当町は独自の取り組みとして同時在園に関係なく軽減対象にしています。また同時入園の場合を見ますと2人同時は一人が半額、3人同時または3人以上では2人半額1人無料、この同時入園では国に沿って1人分の無料という減免制度を取り入れ、なおかつ町独自の軽減措置を盛り込んでいます。この軽減制度にしてから保育料の滞納がゼロになったと聞きました。これはまさに保護者の思いに町が応えた結果だと感じます。保育料制度では上伊那郡下では特化しています。しかしこれはあくまでも上伊那の中でのこと。しかし県下、全国を広く見ますと更に子育て支援が充実している地域があります。まあここからが本題になります。子育て世帯にしてみますと他市町村の支援策は気になるところです。特に出産祝い金、保育料の情報には敏感です。注目されている近隣の例ですが、松川町では出生時のお祝いとして第1子 10,000 円、第2子 30,000 円、第3子 50,000 円、第4子以降は 70,000 円の町の商品券を贈呈しています。保育料の減免では第3子以降は同時入園でなくても無料となっています。この保育料減免制度は平成21年度から導入、現在379人中57人が該当、松川町はこのことで出生率が著しく上がっていないが、町長方針が子育て支援に力を入れる町、福祉の町にするとこのことで人口増減に捉われることなく更なる充実をさせていきたいということです。私は人口増にも関連のある育児支援ではありますが、一概に費用の軽減対策だけで解決すると思っているわけではありません。松川町の例をみても感じますが、軽減だけでなく広い範囲での対策が必要だと考えております。しかし現実問題として乳幼児を子育てする親御さんは主に若年層で全盛期よりも収入も少ないため生活費のやりくりも楽でないようです。その結果、家族計画では子どもを多く望めないという現状もあります。国も保育料の無料化を今後検討する方向で動きだしそうです。町長の出産祝い金の創設、保育料減免に対する考えを伺います。

町 長

次のご質問は子育て環境、定住促進・人口増に関して、具体的なこの出産祝い金制度の創設について、あるいは保育料の更なる減免改革の考え、ご質問でございます。出産祝い金につきましては平成7年から平成17年度までの11年間に亘って町でも報償金としてお支払をしておりました。内容は第3子以降のお子さんに対して母親に50,000円を支給するものでございました。その後の経過につきましてはいろいろとまあ議論をいただいた中で、このふるさとづくり計画によりまして金品給付というものを基本的に全面的に見直すという大きな方向が出まして、平成18年度の廃止に至ったわけでございまして現在になっております。これについてあの再度今後どうするかということは今のところ結論付けて至っておりませんけれども、先程来いろいろ今もお話にございましたけれども、大変まあ人口動態が厳しい時代に入りまして、婚活やそれから結婚、出生率の向上など大変まあ時代の要請による変化も求められてきておるといふふうに考えております。こうした施策を総体的に見直していかなければならないと思っておるわけでございまして、従って今年度更にまた次の後期計画の策定もございしますけれども、全体的に抜本的にもう一辺見直す必要があるということに思っておりますので、今この祝い金につきましてもそのことを含めて検討してまいりたいと、全体的な1つの子育て支援の枠の中でメニュー的に考えていく必要があるというふうに思っておりますのでご理解いただきたいというふうに思ってお

りますし、それからまたあの保育料、子育て支援の部分で保育料の問題、これはあの町も率先して取り組んできた経過もございまして、今お話のとおりでございまして、決してあの県下、郡下の中で引けを取っている制度ではないというふうに思っておりますけれども、非常にあの2子、3子、出生率を上げていかないと地域が疲弊しているというようなこともございまして、これも今申し上げた同様のひとつの方向の中で見直していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますのでございまして。同時にまたあのケースバイケースいろいろあるわけでもございまして、生活の困窮者の方あるいは病気になってしまった、あるいは震災に遭われた方、いろいろあのケースもあると思いますので、これについてはあの弾力的に現在も町長減免という規程の中で運用させていただいております、先程お話にあったようなことに繋がっておるということもございまして、こうした制度の内容も更にこれに上乘せして含めてですね、総合的に次の施策を考えていくということでご理解いただきたいというふうに思います。

中村議員

是非検討に取り組んでいくことを求めますけれども、今現在ですね3人同時保育料の件ですけれども、3人同時に保育園に入った子どもに対する減免制度があるわけですが、あのこの制度ちょっとですね私は疑問があります。それは3人同時入園時の減免なんですけれども、保護者が支払う保険料は2人同時入園よりも3人同時入園の方が安い保育料で済むという結論なんですけれども、そうなりますとね3人の子ども、まあ子どもがいて、3歳までは家で見ようと思っていた親御さんが3人同時だと安く済むのであれば、じゃあ3人目の子は1歳で保育園に預けようかということになり得ると思います。それがですね第3子以降の子どもに対して本当に良いのかなということをまあ危惧するわけでありまして。であるならばこれから見直しするにあたって第3子を無料にという特定にすることなくですね、同時ということではなくて第3子は全員無料というような方式をとってほしいと思います。同時入園にこだわって幼いうちに親子が離れることはあまり喜ばしいことではないと思います。町はその点をどのように判断をされていたのでしょうか。まあ町の努力は見えますけれども、せっかくの支援が親にも子どもにも本当に良い制度であってほしいと思うものです。是非次の見直しにおいてこの辺を検討すべきと思いますが町長の所感を伺います。

町長

あの保育料の減免規定についてはあの国の基準は同一入園に対して3子までのこの規格が枠が決まっておるわけですが、飯島町の場合はその枠を外して、極端なことを言えば姉ちゃん、兄ちゃんが成人してでも3人目がおって保育園に入ればそれは減免対象にするという枠を広げてあります。それで今それに絡んであのちょっとギャップがあるんだというようなお話、ちょっと細く承知できませんけれども、あの教育委員会の方からちょっとお答えしますが、もしそういうことで改善の必要があれば今後改善検討はしていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長

北原教育次長。

中村議員

結構です。時間も押しておりますので次の質問に移ります。次②の質問に移ります。乳幼児の子育てをしているお母さんたちからは町に「おさんぽ喫茶」が欲しいとの声があります。時代に対応する環境づくりが大切だと思います。この「おさんぽ喫茶」とは授乳期の赤ちゃんを連れて気軽に立ち寄れるところで、子どもを寝かせる所、授乳やおむつの交換場所、子どもが安全に遊べる場所が設けられ、そこでは子どもを見ながらお母さんたち

がおしゃべりやお茶を楽しめる場所のことです。このようなところは市街地にあるようですが主に個人店舗が行っているようです。当町を考えた時、現状では独自の店舗を見込むのは難しいことだと思います。そこでこの世代が自由にコミュニケーションがとれる場所を町が設けることを提案いたします。現在子育て支援センターがありますが昼に帰らなければならないこと、飲食の禁止などの制限があり利用しにくい、子どもの状況に合わせて利用できる場所がほしいとのことです。そこで町の中でどこがよいのかと考えると、例えば文化館内が良いように思います。また図書館に隣接という考えも良いかと思います。理由といたしましては乳幼児から多くの本と身近に触れる機会ができ、親子で本に親しめ、子育てに望ましい環境であるからです。そして喫茶内には地元産のお菓子や子どもの栄養管理資料、お料理に関するレシピの展示など、子育て時代に関するコーナーを設け、食育への関心を深めていく、それは子どもに安心して食べさせる地元産の安全な食材を知って紹介する場として活用し、また製品への感想なども受けるようにすると若いお母さんの志向も分かり、食品展開の参考にもなると思います。このようなことは小さなことではありますが、地産地消、食育の推進にも繋げていけると考えます。子育て世代の憩いの場「おさんぽ喫茶」の設置提案をいたします。子育ての充実に重きを置いている町長のお考え、また教育長にはこのような子育て環境をどう思うか伺います。

町 長

若いお母さんが乳幼児等を連れて、いろいろあの相互コミュニケーションの問題もありますし、それから乳幼児の直接のその遊び場の提供といったような、それから相談業務等といろいろ。あの町として今中核をなしておる施設が子育て支援センター、これはあの東部保育園の一角にあるわけでございまして大変あのご利用をいただいて好評であります。少しあの年数、年とともに利用が増えてまいりまして、手狭になったということ非常に私も危惧しておりまして、何とかならないのかなという検討しておりますけれども、ちょっとあのなかなかあの拡張の余地のスペースがああ立地上うまく行かないという面もありまして足踏みしております。それから同時にあのお子さんそれから家族の方が自由に利用できる遊び場としてこの集いの広場というのが今飯島町では2箇所設置をしておるわけでございまして、成人大学と七久保林業センターでやっておりますので、是非あの最寄りのところへその補足の分を足を運んでいただいて利活用いただけたらというふうに思っています。であのまあ更にまたあのお茶を飲みながら少し軽食もあれしながらという、ということで今具体的な提案がございましたけれども、これらにつきましてはちょっと今具体的な方向で今検討をまだできておりませんが、また現場の問題として教育委員会の方からお答えしますが、これからはやっぱりそういうサポートも必要ではないかというふうに思っておりますので、どういうことが可能であるのかということをも十分検討させていただきたいということで、ご提案はお聞きしていきたいと思っております。

教育長

それではあの「おさんぽ喫茶」の設置ということで教育委員会の立場からですが、あの先程ですお話をしました図書館とかです文化館につきましては、図書館は本来飲食禁止が原則でありますし、そこでお茶を持って語らいながらというのはいかがなものかというふうに思いますし、ただあのそういう施設がですね私が危惧するのはですね、一部の利用者に偏りがあってその「おさんぽ喫茶」がサロン化してしまう。あるいは閉鎖的な環境に進まないかどうかということもありますので、運営については慎重に考えたいと思っております。ただあの子を持つ保護者がですね育児、子育てについて共通の悩みを

語り合ったりですね、お互いに情報交換する場としての1つの提案かと思います。ただこの提案はですねあくまでも手段というふうに私は受け止めておりまして、「おさんぽ喫茶」というようなものがですね目的化してしまうと、子育てあるいは定住促進、人口増というそれが一番最終の目的というふうに判断しますので、いろいろな手段がですねそれが優先するということはいかなるものかなというふうに現在は私は思っております。まあいずれにしても町長が話がありますような支援センター、手狭ではありますが多くの方に利用していただいておりますし、また地域に出掛けてですね集いの広場も運営しておりますので当面はそちらの方を積極的に利用していただくことをお願いしたいというふうに思っております。

中村議員

これはですね若いお母さんたちが現在町へこういうものが欲しいという切実な声でございます。まあいろいろな考え方があると思いますけれども、それが一概に悪い方向ばかりをですね考えることなくですね、前向きな考えで是非取り組むことが必要です。次、最後の質問になります。保育園での幼児期の体力づくりでは、今の子どもたちがですね、転んだりすると手が出ずに顔や鼻などに怪我をする、ひどくては骨折をしたりするという子が増えています。一頃前は幼児期の事故といえばやけどが多く、大人はそういうにならないよう神経を配ったものでした。しかし社会変化によるのでしょうか怪我の内容も子どもの体力に関する事故に変わってきました。子どもたちの生活環境を見直す時がきていると思います。国も子どもの体力づくりに重要度を置いた事業を推進しています。また県では運動の苦手な子どもへのきめ細かな指導を行い、全ての子どもの体力向上を図る事業を推進しています。県では本年度、「かがやけ信州っ子体力アップ」を26年度の予算に盛り込んでいます。その中の幼児期の事業は2つあり、1つはキッズ運動遊びどこでもゼミナール、もう1つは新事業で保育園での運動遊び普及定着事業があります。内容は幼児期から運動習慣の形成を推進し幼児期から運動好きを増やす。幼児期を対象とした運動プログラムの開発で要保育園へのDVDの配布とあります。町での県事業の活用状況と町独自の取り組みがありましたら伺います。加えて取り組みの中で課題もあると思いますので伺います。

続けて質問をしますのでこれを含めて答弁をお願いいたします。あの保育園ではですね幼児期の体力づくりに保育士の方は大変苦勞をされています。また常に多くの課題が発生して検討会を開いております。実態を伺うと保育士の負担は大変重みを感じました。それでですねあの県の事業では保護者や地域の指導者も参加できるプログラムになっていますので、子どもは地域の宝との考えに徹し、研修を保育士に限らず保護者や子どもの育成に関わる人たちの参加も行い、多くの場で運動の機会を作ることをしていくということが大事に思います。親の責任部分も含め更に一步内容を含めて子どもの成長に必要な体力づくりを町ぐるみで考えていく時ではないかと思います。また中1ギャップならぬ小1ギャップというものが現在ありまして、その内容としては小学校で体育に馴染めないというのが起こっているそうです。是非この辺はですね保育園に上がる前の子どもたちへの体力づくりというか運動の必要性を町も取り組む必要があると思います。この点お聞きいたします。

教育長

あの幼児期の運動プログラムですけれども、小さい頃にですね運動の重要性というのはあの心身発達の研究分野でも学説的に定着しておりまして、その重要性というものは広く認められているところであります。あの長野県でも松本大学の柳沢秋孝教授が提唱する柳沢運動プログラムが開発されていまして、私も以前この職になる前にですねこの普及活動

に携わっていた経過があります。であの当町ではあのそういうことで10年前からですね幼児期の運動の重要性を踏まえて、保育園に導入してきております。多くの先生方が研修会や講習会に参加させていただいて、その要素を取り入れた保育、運動要素を入れたまま保育にさせていただいております。でこれまでもあの全員が参加できるようにですね奨励をして、無理なく子どもたちがですね体を動かせるそういう環境等、心身の発達に繋がるようこれからも大事に考えておりますし、ただそれがあの先生方の負担感になるかどうかというのはまあ別の問題でありまして、先生方がですね保育に有用性を感じて子どものために取り組むということは積極的にこちらからもお願いしたいというふうに思っております。

それからあの地域へどう広げるかということでありますけれども、昨年スポーツ連絡協議会、スポーツ指導者研修会の講習会がB&Gの体育館で行われまして、小学生から中学生を交えた、特に児童生徒のですね運動プログラム、これはあの基盤にはあの柳沢運動プログラムを背景とした指導方法でありますその指導講習会を行いましたし、今年もですね6月の22日に田切の体育館で幼児期からの運動プログラムに根ざした講習会を計画しておりますので、これにつきましても広報を通じて町民の皆さんに広く参加を呼び掛けていきたいというふうに思っております。以上です。

中村議員

終わります。

議長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

2番 坂本紀子 議員

2番

坂本議員

最初の質問であります、教育委員会改革についてであります。教育委員会は1946年、昭和21年にアメリカ合衆国の教育施設団からの設置勧告を受け、文部省が1948年、昭和23年に制度をつくり設置しました。当時この制度は、教育行政の地方分権、民主化自主性の確保の理念、とりわけ教育の特筆に鑑みた教育行政の安定性・中立性の確保という考えの下に、地方自治体の長から独立した公選制・合議制の行政委員会で、予算・条例の原案送付権、小・中学校の教職員の人事権を持ち合わせていました。しかし都道府県と一部の大都市で1948年と1952年に2回、それ以外の市町村では1952年に1回だけしか行われませんでした。首長のライバルが教育委員に当選し首長と対立関係になり行政が混乱したところもあった。組織的支援がないと当選できない。選挙運動にお金がかかるなどの理由で1956年、昭和31年に廃止され、教育委員は議会の同意を得て首長が任命するようになり、教育委員会の中から教育長が任命されることとなりました。また一般行政との調和を図るため教育委員会による予算案、条例案も廃止されました。これにより結果として教育行政の地方分権、民主化、自主性の確保はできにくくなったと私は認識しております。1980年代に入り経済成長を急ぐあまり人が育つというゆったりした時間を奪い、子どもと子どもを競わせる中で生まれたりじめや校内暴力や子どもの自殺、

様々な教師のトラブルは教育委員会改革だけでは解決できない問題であります。かといって現在の制度の中で教育委員会が住民に開かれていたのかという疑問もあり、改革すべき点や反省すべき点もあると思います。では平成27年4月より始まる教育委員会改革の内容はどのようなものなのかお尋ねします。現在と大きく変わる点についてお答えいただきたいと思います。

町 長

坂本議員からの教育委員会改革についてこの制度改革の内容、これはあの教育長の方から詳しく申し上げてまいりますけれども、最初私の方から一言申し上げておきますが、ご質問のこの教育委員会制度改革については現在の第2次安倍内閣において最重要課題のひとつとして教育改革を推進をするというこの方針の下で発足をしております。会議の第2次提言で教育委員会制度のあり方についての答申が行われまして、これを受けて現在国会での法案審議がなされておるわけでございます。まだ確定的なことは申し上げれる段階のものが多くないわけでありまして、内容について教育長からご答弁を申し上げます。

教育長

審議されている法案の内容及びどのように教育委員会の制度が変わるかということにつきましてでありますけれども、まああの教育委員会制度の法的根拠、今歴史的な経過を議員お話あったわけでありまして、あの教育委員会の法的根拠はですね地方教育行政の組織及び運営に関する法律、ちょっと長い名前でありますけれども、教育の機会均等と教育水準の維持向上のためというその基本理念の下に、先程お話があったように昭和31年に制定され、まあこれまで60年間現行制度による教育振興のまあ務めを果たしてきたわけでありまして。であの、現行法の一部改正とされる内容、今審議されている内容であります。改正趣旨によりますればまあ教育行政における責任の明確化、まあ所在を明らかにするということでありまして。それから迅速な危機管理体制の構築、それから首長との連携強化、それから4点目にですね地方における国の関与の見直しという大きな、まあおよそこの4点が改正の主な柱であるわけでありまして。この中で注目されているといいますか論議を呼んでいるところがですね、教育委員長と教育長を統合して新教育長を首長が任命するという点にまあ注目が集まっているわけでありまして。まあこれまでまあ私の立場、教育長はですね教育委員の中から教育委員によってまあ教育長に任命され教育委員会の指揮監督の下でまあ事務を司ってきたわけでありまして。しかしながら先程も触れていただきましたけれども新教育長は首長による今度は直接任命というふうにされて、まあ首長直属であるかのようなまあ位置付けになるとこう言われております。従いまして首長の教育への関与が強まるのではないかという見方もありますし、まあ教育委員会の立場がどのようになるか、どういう方向に進んでいくのかというようなことがまあいずれにしても教育に携わる者として教育行政の大きな転換、節目でありますので、私としては重大な関心を持って推移を見守っていききたい、注目していきたいというふうに思っております。

坂本議員

今程の説明があった中で、今まで教育委員会が決めていた教育行政のひとつ基本方針があるわけですが、それがですね首長がその総合教育会議で決めることとなるというところがありまして、この会議の構成員の教育委員会はこの会議内容を尊重しなければならないという文章があります。教育委員会が反対しても首長の基本方針の大綱に盛り込みたいとまあ強く首長が求めれば可能になるというまあ危険性があるといわれております。教育委員長と教育長を一本化し新教育長とし、直接任命するのは首長ですから新教育長はなかなかあのもし首長の意見に対して事柄に対してちゃんと批判的なことを言って、そこであの

町 長

その基本方針に対して、それではなくこれがいいのですかと言えるかというところが難しいのではないかとされておりますが、このような制度改革に対して町長、教育委員長、それから教育長はどのように考えておられますか所見を伺いたいと思います。

今、教育長の方から制度改革の内容について触れましたけれども、その総体的な改正案の中の第1条に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けるというふうに入っております。この会議は首長が招集・開催し、教育委員会と協議をしながら教育の振興に関する施策の大綱を策定をしていくんだというふうに案としては定められております。これまあ審議中でございますが来年の4月施行ということで進められておるわけでありまして、この総合教育会議の開催の進め方など具体的な運営についてはまだまだかなり不透明な部分が多くありまして、私も細部を承知しておりませんけれども、従ってこの会議に対する首長の立場を現段階でお答えということにはまいりませんけれども、まあいわゆるこの国家100年の大計といわれるこの教育問題、十分な議論と揺るぎないこの理想に向かって進められていくべきであるということはその通りだと思っております。ただまあこの100年の大計であるべき教育が今度の改正の内容によって、教育長をこの任命権も含めて首長の思惑でその時々の方角性考え方が都度変わるということはいかなるものかというふうに私も思っております。これまで教育委員会とは信頼関係に基づきまして都度教育課題に対しまして情報の共有をしてまいりましたし、予算付け執行等ももちろんでありますけれども、私自身も機会あるごとに直接小・中学校へ足を運んで、学校運営の様子や子どもたちの姿など町の教育の現状を把握するようにいろんな場面で通じて努めてきたと思います。まあ今度のこの改革の発端が津市の例の出来事に端を発して、教育の責任の所在を明確にしようとする今日の教育委員会制度の改革案でございますけれども、決してあの拙速に進められないように慎重に進めていくべきであるというふうに私も思っております。首長の立場である私としましても教育の方角性を都度その時々の方角性によって変更等ない、誤らないようにするその一貫した教育理念の構築をしていくことが何よりも、この信頼関係の上でも大切なことではないかと、そのことが安心して教育を受けられる子どもたちやそれを取り巻く保護者等との教育に対する信頼関係が構築されていくんだらうというふうに思っております。ただまあ法の成立の行方を注目しておりますけれども、今の状況でございますがこの総合教育会議、それから任命のあり方というものはそう通り進むということでございますけれども、あくまでもこれは教育の自立性というものは根底にあるものは何ら変わるべきではないという見解でございます。

市村
教育委員長

坂本先生のご質問にお答え申し上げますが、その前に町議会の先生方並びに町長様はじめ町ご当局の皆様には、日頃飯島町の教育活動並びに教育委員会活動に対しまして格別なご支援ご理解を賜っておりますこと、まずもって深く感謝申し上げます。厚くお礼申し上げます。さて坂本先生のご指摘の教育委員会改革論議の中の総合教育会議についてでございますが、これについて今の委員長としてどう考えるかというご質問でございますが、ご指摘の通り教育の政治的中立性につきましては申し上げるまでもございせんが、それが故に教育が不当な介入や支配を受けてはならず、そのような圧力から守らなくてはなりません。坂本先生のおっしゃる通り新しい教育制度が始まったときは教育委員は議員の皆さんと同じよ

うに住民による選挙で選ばれてまいりました。その後今話題になっております地方教育行政の組織に関する法律が、昭和31年に制定されたのを機会に議会の同意を得て首長が任命する組織となりました。教育委員が公選制から任命制に変わっても教育委員会はレーマンコントロール、すなわち住民の代表であります私ども教育委員の合議に基づいて意思決定をするとの精神や、教育の普遍性を追求する姿勢、そして一般行政からの教育行政の相対的独立の精神を受け継いできたと考えております。私はこのように選出された委員の代表者として、教育委員会の事務局を統括する教育長とよく連携し教育委員会の運営にあたってまいりました。来年の3月をもって教育委員長としての役割は終わるわけですが、当面教育委員としての任期は継続されることのごようございますので、総合教育会議や新体制の教育委員会での発言の場は残されております。教育に住民の声を届ける立場といたしまして教育の条件整備に関わる重要な施策には積極的に発言し提言してまいりたいと考え、より一層の精進を重ねてまいり所存でございます。先程町長様お答えになりましたように、現段階では不明なところも多々ございますが、教育委員会制度が変わろうとも飯島町の教育は大きくは変わらないと信じております。以上お答え申し上げます。

教育長

続けて私の方からお答えをしたいと思います。まああのこれまでの教育委員会制度がですねまあ著しい問題があると私はそういうような認識は持っておりませんし、飯島町の教育行政が行き詰まっているとも思っておりません。法案の詳細が判明した4月にですね日本教育新聞社が全国市町村の教育長に緊急のアンケートをいたしました、約3分の1を対象で。その結果からもですね、およそその全国のまあ3分の1というですか、まあほとんどの教育長も同様かと思いますが、まあその意見もですね現行の教育委員会制度については何ら問題を感じていないと、そのように答えた教育長が3分の1のうちの約6割の教育長が答えているという報道もあります。むしろ今の法改正あるいはあの教育委員会制度の改革がですねまあ急激であり唐突感をぬぐえないと私は思っております。先程町長も答えましたが、教育改革こそ熟慮と関係する多くの皆さんの十分な議論を積み重ねた上でなされるべきだというふうに私は思っております。まあしかしながらまあ法案の審議が進んでいる状況でありますので、その経過をみてもまああの見通しが高いということでもありますから、今後は総合教育会議の在り方、誤りのない教育行政を進めていくまあそんな立場で今後の会議をですね、そんな立場から運営していきたい進めていきたいというふうに思っております。以上です。

坂本議員

3人の方々からご意見をいただきまして、現在の飯島町はもし変わったとしてもその教育の行政内容が変わったとしても大丈夫だという意見と、まあそのような事がなく教育の自立性は確保するというご意見を伺いまして安心しておりますが、しかしですねあのやはりこういう制度改革の中で徐々にその政治的中立性、継続性、安定性というのは現在に至る中で失われつつあるのが実情だと私は思っておりますので、首長が変わる度に教育行政に影響が出ることをないよう、あの子どもや住民の側に立った考えの中が基本方針となるような、教育の考え方を持っていていただきたいと思います。3つ目の質問であります、教育委員会会議やその議事録を読みましたが非常に丁寧にまとめられておりまして、会議内容が執行部に伝わり実行されていることがよく分かりました。そこでですねまあ今後あのどういう形に総合教育会議がなっていくかわかりませんが、その会議内容及

教育長

び教育委員会会議というのはそれとは別に開催されると思いますが、その議事録のまあ個人情報に触れない範囲内で広く開示していただき、まああの会議も傍聴やまた一般住民との交流会の開催など、また教育関係職員や保育士との懇談会など教育委員会としてやるべき具体的な実践的運営を求めますがいかがでしょうか。教育委員長それから教育長にお尋ねしたいと思います。

今委員長の答弁求められましたけれども事務の統括の立場から私がまとめてお答えをしたいと思います。これまでもあの定例の教育委員会につきましてはその開催日時は公示してまいりましたし、希望される方には傍聴許可してまいりました。昨年マスコミ関係の方が傍聴希望がありましたので許可いたしましたこともあります。であの今後首長の下で新設される総合教育会議についてはですね、まあ審議内容、運営方法、それから会議進行、それから実務においてまだ、どういうまあ補足的な条項が出されると思いますけれども、まだわからない面もあります。まあ初めて創設される会議で、従来のこれまでやってきた定例委員会との違いや区分など検討すべきことがいくつか出てくると思います。であの傍聴や議事録についてはですね私はあの基本的には公開が原則というふうに思っております。あの児童生徒に関わる個人的な情報の事柄はまあ公開できないわけでありましてけれども、まああの教育の信頼形成という意味からですね私はあの公開していくことが望ましいと考えておりますので、まあその方向がよろしいかなというふうに思っております。それからあの一般住民との教育に係る意見交換ということではありますが、まさしく今年度七久保小学校をまあ指定校としてコミュニティースクール指定したわけでありましてけれども、学校運営協議会制度の最大の眼目はですね住民との協働による学校運営、すなわちあの教育振興でありますのでこうした理念をですねこれからも広げて、どのような形になるかはちょっと分かりませんが、住民との意見交換会、交流ですねそんなふうな形で進めていければというふうに現段階では思っております。

坂本議員

是非あの住民に開かれた教育委員会になっていただきたいと思います。またあの教育委員会の現在の職務権限は広く深く多くの知識が必要とされます。またあの現在はインターネットや情報機器の発達に伴い、子どもや大人たちの環境がこの20年で大きく変わってきております。これからの教育は平和の中にお互いを認め合える多様性のある社会をつくり、地球上の全ての生命体が補い合って生きられるよう人間がもっと自覚しなければいけない時代に入ってきていると思います。教育委員自身も研鑽に努め教育委員会に関係する団体や子どもたちの親など交流や懇談をし、開かれた委員会となるよう望むものです。

次に2つ目の質問であります。田切の直売所建設についてであります。今年度国道153号伊南バイパスの田切地区に直売所敷地の先行取得をすることになりましたが、現在の状況はどこまで決まっているのか。また経営主体は誰が行うことになっているのか。建物の規模や駐車台数など分かればお答え願いたいと思います。

町長

次のご質問、田切の直売所建設に関しまして用地の先行取得の問題、それから経営主体のご質問でございます。国道153号田切地籍並びに竜東線の交差の位置につきまして、現在、道の駅機能を合わせた形でこの直売拠点施設の整備を計画をしておるわけでありまして、国や県をはじめとする関係機関と今調整を盛んにまあ進めさせていただいておるところでございます。でこの用地、まああの規模だとか駐車台数その他につきましてはまた課長の方から補足をいたしますけれども、用地につきましては町といいますか

具体的には町の土地開発公社がこれが先行取得を行いまして、最終的には長野県にまあ道の駅設置者でなりうる長野県に対して、この道の駅用地として取得をいただくことを念頭に置いて、少し流動的な部分がまだございますけれども、お願いしていくということと同時に、この拠点施設に係る分につきましては町有地として取得をして、そのまま維持していくという形になろうかというふうに思います。それから駐車場の舗装や休憩用のスペース、それからトイレの部分、その他まあ情報板等々、一部また避難に対する防災対応の施設も考えられてくると思いますけれども、こうしたことにつきましてはあの県で是非お取り組みをいただくという前提で、これまでも精力的に要望を申し上げて今調整を図っていただいております。

それからいわゆる拠点施設の部分のその他の直売加工、あるいはレストラン等の建物の関係につきましては農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト交付金というこの制度の交付金を活用いたしまして、この決定を受けてできれば9月補正予算に上程をさせていただくべく今現在取り組みを進めております。今年度は実施設計、来年度に本体工事を実施していく予定で現在進めております。これはあの町が主体となって建設は行うという形になります。それから完成後の経営主体でございますけれども、これはあの今までの経過の中で田切地区の地域づくり委員会を中心にいたしまして、田切道の駅運営組織等の検討委員会、更にその中には田切道の駅の運営組織等の検討プロジェクトチームというものが大変まあ熱心に精力的に前向きにこの立ち上げを検討を重ねてきていただいております。田切区民全体のまあひとつの強い願望の表れでもあるわけでございますけれども、この田切地区区民全員をはじめとして更にまあ多くの出資者からなる運営組織を立ち上げまして、それから地元住民主体の運営を行っていく予定で今いろいろとあの取り組みを検討しております。現在の状況はそんなことでございます。若干規模の細部等につきましては課長の方から申し上げます。

産業振興課長

それでは建物の規模について説明を申し上げます。土地開発公社で先行取得する際にあの予算等の計上をさせていただきましたけれども、その際には約面積として6,500平方メートルということで取得を計画しております。そのうちあの道の駅の機能を持った直売施設につきましては約4,000平方メートルということであります。で現在あのバイパスそれから竜東線の交差点協議、それからあの電柱移転等協議を進めておりますけれども、まあそういったあの出入り口の問題等もありまして施設についてはあの現状考えているものと若干違ってくるかと思いますが、大体あの1,200から1,300平方メートルの建物を予定しております。これはあの七久保の「道の駅花の里いいじま」約あちらが2,900平方メートルですのでまあ半分以下という形になります。駐車台数でございますけれども道の駅を設置するに当たりまして国の基準がございまして、その基準から割出しますと普通乗用車で52台、それから大型車両で7台ということで、計画ではその台数が駐車できる駐車場の整備を計画しているところでございます。以上でございます。

坂本議員

かなり詳しいことが分かりましたこれで。ですがその七久保の場合は今まだ施設の補修等は町で出す部分もあったり、まあそういうふうに補助をしているところもあるんですけれども、今回のこの田切の方はそういうことが無しに一応できた段階で、手渡したら全てその後のことは田切のその運営組織の方でやるというお話でしたがそれでいいのでしょうか。その点はどうか。

町 長	あの運営形態については今申し上げましたように、まあこれがあの指定管理者制度になるか単なる委託方式によっていくかはまだちょっと細部の詰めをしておりますけれども、いずれにしてもそういう委託の方から町の手から離れて自主運営をお願いしたいという考え方でございます。建物本体につきましてはこれは町の財産に帰属するという形になりますので、必要なあの規模にもよりますけれども現場で補修を若干運営の中でやっていただけるものは是非お願いしていきたいと思っておりますが、根幹にかかる部分についての将来の課題については今の「花の里いいじま」と同じような形で考えていくべきであろうというふうに思っております。
坂本議員	はい分かりました。そしたらですねその具体的なまだ図面は出来ていないということなので、2番目にありますあの七久保にある「道の駅花の里いいじま」は現在販売面積がかなりあります。で春の訪れの遅い伊那谷は地元野菜が店頭に並ぶのが6月初め位から11月中旬位で、販売商品を充実させるのにあの「道の駅花の里」でも結構苦労しております。で現在あの田切の直売所をもう少し行きますと駒ヶ根市にTSURUYAさんという大量に仕入れて低価格販売をしていますお店があります。で、そういう中でそこに直売所的な機能を作るわけですから、是非ですね特徴のある直売所にしていく努力が私は必要だと思います。高森町の「旬彩館」や「牛牧」の直売所のような小規模な使い勝手の良い、地域に密着した長靴でもお店に入れるような施設を望みたいのですが、町も設立に協力するという事ならば要望を届けていただきたいがどうでしょうか。
町 長	まああの今度計画をしておりますこの拠点施設につきましては、規模的にはあのまあ1,200平方メートルから1,300平方メートルということで、七久保の駅の道の施設のほぼ半分位の規模になると、これはあのどうしても現在のあの用地の確保の部分でそうした部分が限られてまいりますので、それを最大限活用した中で道の駅機能の基準に合った施設を整えていかなきゃなんということ、どうしてもそうならざるを得ないということでございますので、そんな規模で進めていきたいというふうに思っております。それからまたあの店に並ぶいろんなあの特産品その他農産物、是非まあ品数豊富に新鮮にというような形の中で、これは七久保も同じ思いなんですけれども、そういう意味であの近隣の駒ヶ根市、まあ竜東線で直結しますし、それから場合によっては153沿線上の中川までいろいろまああの関連付けてですね、多くの参加をいただく、この提供への参加をいただくというような考え方もしていきながら、それから下は違った、まあ言ってみればあのレストランなんかも農民レストラン、地場産のものをふんだんに使った特色あるというようなことも含めてやってまいりますので、駒ヶ根のあの大型店舗のスーパーとは慕わずこれはあの対抗すべきものでもございませんし、それからこれはこれとしての地域のいわゆる6次産業化に結び付けていくひとつの拠点づくりという考え方が非常に色濃いわけありますから、そんなような形でまた地元の皆さんそれから関係する地域の皆さん方にいろいろご協力を仰いでまいりたいというふうに思っております。
坂本議員	ではあのまあこれからの取り組みということなので、是非あの良い施設を作っていただき、また田切の皆様方の取り組みがその施設によって花開くことを望みまして、3番目の食育の取り組みの現状はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。コーディネーターを作るというお話でしたけれども、現状状況はどうなっていますでしょうか。
教育長	それでは食育につきましては教育委員会が当面事務局となって進めておりますので、食

育コーディネーターも含めてお答えをしたいというふうに思います。今年度の担当が変わりまして推進会議など実務に関する会議等はこれからであります。これまであのそれぞれの団体がですね今年度になりまして積極的に食育推進に取り組んでいただいております。まああのコーディネーターも含めてまあ各団体の推進状況、それからその取り組み、懇談会の方向について、具体的な内容につきましては教員次長よりお答えいたしますのでお願いいたします。

教育次長

それでは取り組みについて報告させていただきたいと思います。全体的な取り組みでございしますが、まず営農センターの取り組みとしては学校給食で使用している農産物の生産者との交流給食会というのを毎年実施しております。今年度の計画では7月の3日が飯島小学校、同じく18日が七久保小学校で実施いたします。学校教育の分野では飯島小学校の現3年生が昨年生活科の授業として1年間かけて大豆栽培に取り組みました。そしてできた大豆を使い地域食材に詳しい方のご指導を受け手作りの味噌を作るなど、大豆を学習素材とした食育の一環とした取り組みをいたしてまいりました。食と農と一体となったモデル的な実践を子どもたちが行ったということでございます。またこの活動は今年の2年生にも引き継がれる予定になっております。また食生活改善推進協議会の皆様による「いい食キャラバン」を行い、保育園児を対象に野菜嫌いをなくし、バランスの取れた食事の大切さをご指導していただいております。その他健康づくり教室において親子で食事と健康について学んだり、生涯学習の男性の料理教室など食に関する意識を高める実践的な講座開設などをしてまいりました。更には食育に関わる方々との連携ということでございまして、学校給食の献立を検討するメンバーに今年度から初めて生産者の代表も加わっていただきました。ここでは旬の野菜を提供していただく間口を広げ、季節などの行事食には可能な限り生産者の意向を取り入れた食材にしていきたいということを考えております。さらに郷土の食の良さを考えられる子どもであってほしいということから、郷土食をどのように提供していくかなどのアイデアをしていただくということ。またその食材の安定供給を進めていくよう食育の重要性を踏まえ多くの方々の参加による食育の取り組みと位置付けたものでございます。ただいまありましたコーディネーターについてもこの会で今後検討をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長
事務局長

誠にすいませんがここで暫時休憩を取らせていただきます。

事務局から申し上げます。ちょっと議長の体調変化によるものでございますのでしばらくお待ちください。

(暫時休憩)

議長
坂本議員

大変失礼しました。休憩を解き質問を続けます。

先ほどあのお話にありました新しい取り組みということは懇談会に生産者も入っていくということと、あと食改のいい食キャラバンというのも今年もやるというようなお話だとお聞きしましたが、教育委員会との話の中ではあの給食に関する中であの月に何回かは自然共生米を取り組みたいというお話を伺いましたけれども、これは今年度は実施されるのでしょうか。またあの何回かではなくてですねまあ給食費を上げない中だと何回かしか使えないということなので、その給食費は今現在のはあの生徒の親御さんたちが負担しているわけですが、それに町の補助を入れましてですねあのお米全てを自然共生米にするというような突っ込んだ取り組みをしていただきたいと思います。思うんですけれども、そうなり

教育長

ますと町の税金がですね町の農業生産者に回ることとなりまして、町内でお金が循環するようなシステムになります。また食育の町内の自給率も上がるということになりますので、是非突っ込んだ取り組みが必要と思いますがその点はいかがでしょうか。

学校給食の給食米の使用であります、今ご指摘の自然共生米にしますとですね1年間で昨年実績と、昨年はあの地元産の米を使ったわけですが自然共生米以外ですが、自然共生米を使うとするとですね約全体で 260,000 から 530,000、幅があるわけですがそれはまあ給食の回数というふうに、経費が必要となります。そこで給食米として使用するためにはまあ自然共生米として使用するためには経費の課題がありますし、それから継続的に定量を確保する課題、それからですね一番は自然共生米と普通の、普通米と言ってよろしいんでしょうか、その生産者間のですね公平さを欠いてしまうという問題があるのではないかなと思います。まああのいずれにしましてもあの地元産のお米の提供ということはまあ大前提で進めていきたいわけですが、従いまして自然共生米のようなまあ特別な、あるいはあの生産者が思いを込めた米を提供するのとしてはまあ給食週間だとか、あるいは行事給食の時間などの特別な時間に当面あの提供することがですね子どもの関心も集まりますし、注目度も集まるのではないかなというふうに考えますので、まあ関係機関や献立検討委員会で調整連携しながら進めていきたいというふうに思っております。まあ補助に伴うこともありますので、これについては多面的に検討する必要があるかなというふうに考えております。

坂本議員

是非ですねあのそういうこだわったお米を作って、確かにあの生産者もしそれを買うということになると、そのそうではない方とその作ってられる方とっていう差が出るという答えは確かではあります、まああの小学校中学校だけではなく保育園なんかでもそういうものを使っていくような形の中で、食育の自給率を上げていくような努力を今後も続けていっていただきたいと思います。

次に4つ目の障がい者のグループホームについての取り組みですが、平成22年9月議会また平成23年3月議会で町内にもグループホームが欲しいという要望をしておりますが、その後の進捗状況はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

町 長

次のご質問、障がい者グループホームについて、以前に町にもそうした障がい者のグループホームが欲しいという要望に対してのその後の状況でございます。現在、障がい者のグループホームに入居されている方は知的障がい、それから精神障がい、それぞれのお持ちの方併せて8名が町外の施設のグループホームに入居をされております。町では平成23年度に策定をいたしました飯島町障がい者プランにおける第3期の飯島町障がい者福祉計画において、平成26年度までに1箇所のグループホームの整備を見込んでいるという状況でございます。しかしながら平成23年3月議会においてのご質問以降、このグループホーム運営事業者から町内でのグループホームの開設計画はその後ない状態が続いておるわけございまして、当初いろいろあの情報をいただいて出来るだけ期待をしておったわけでありまして、そう至っていないというのが現実の姿でございます。で、町でも引き続きグループホームになりそうな空き家情報などを提供も随時行っているところではあります、グループホームの開設には当事者の方、それからその家族のニーズと事業者の経営の考え方との一致しなきゃならないというようなことと、それから地域の理解が必要になってくるというようなことで、今後ともグループホームの開設の計画に対しまして

は町としましても出来るだけのまあ支援をしていきたいというふうに考えておりますけれども、肝心のこの事業経営者する当事者の方が今の状況ないわけでございますので、そうしたことを今後に期待していきたいというふうに思っております。当面のまあ支援としては町内にグループホームが欲しいという希望されている当事者家族の方との意見交換会などを実施いたしまして、入居希望者の実態把握等をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

坂本議員

もう少しですねあの町の方もですね積極的にそのまああの欲しい方たちと懇談するというのはお話よく分かりますが、これからのことを考えますとあの障がい児、まあ障がい者の方たちの親御さんたちはもう高齢になっておりますので、あの早急にまあ町内に1つは私は欲しいと思っておりますので、あの今度、旧保健センター跡地に親愛の里さんが管理するような形になるわけで、その中でもあの今後町内でグループホームが開所できるかどうかというのを是非あの懇談とかしていただきまして、あの少しずつでもいいですのでまた進めていっていただきたいと思います。

次に5番目の廃屋対策の現状と取り組みについてということですが、これに関してはですねあのどこの市町村でもまあ高齢化に伴い廃屋という、空き家が老朽化した形の中での廃屋という状況が少しずつでは出てきております。で、国会でも空き家対策推進に関する特別措置法の制定の動きが出ております。その中で市町村の所有者に対し指導、助言、勧告、命令ができ、従わなければ罰則、行政代執行を可能にするものですこれは。空き家対策への費用補助、それから交付税の拡充、税制上の措置などの内容で今現在あの国会内でこれに関する法案の検討会を進めているようですが、これが出来ないと町としても法的整備が付いていかないと出来ないということですが、現状とそれから町としてはどのように考えているかその点をお尋ねしたいと思います。

町長

最後のご質問は廃屋対策・空き家対策の現状と取り組みについてであります。昨年度本多議員からも同様の質問をいただき、今回もまあこの後いただいておりますが、飯島町におきましても家屋の所有者の町外への転出やそれから相続人の町外居住等のために、環境等が整備されていないいわゆる廃屋が空き家が増加しておる状況となっております、大変あの懸念材料でございます。まあいずれはこの倒壊による危険家屋あるいは環境に対する影響等々いろいろ心配をされるわけでございますので、今努めて耕地や自治会、それから隣接者の情報をいただきながらこの所有者や管理者の連絡先を担当部署で調査をして、適正な家屋管理を喚起をしましてまいっております。また一方で平成22年度には産業振興課において耕地、自治会長からの情報提供に基づく空き家調査を実施した経過がございますが、町内全域での廃屋の実態を把握するために、予算措置として緊急雇用創出事業を活用しまして、平成25年の昨年7月29日から9月末までの間に空き家の有効活用と危険物の把握を目的に空き家現地調査を実施をしたところでございます。なおこの調査ではあの事前に水道の閉栓状況を把握して、町の職員から居住地周辺の状況を聞きとりをするとともに、耕地や自治会長さんからも情報をいただく中で現地調査を行ってまいりました。その結果、町内におよそ200棟の空き家が存在することが明らかになってまいりました。そのうちの約1割が管理不徹底等によって倒壊の恐れのある家屋もしくは廃屋の状況で放任してあるという状況が確認をできたところでございます。まあ空き家は例えあの廃屋であったとしてもやはり帰属は個人の財産でございます、所有者が責任を持って管

理されるべきものということになります。今回の調査結果を基に耕地や自治会長さんとも情報を共有する中で、廃屋をはじめとする空き家、空き地の状況改善を図るために改めて全町的な適正管理を呼び掛けてまいりたいということの他に、建物や周囲の状況などから早急に撤去等の改善が必要なものにつきましては、必要に応じて除却を含めた改善要請を行うと。地域の安全、環境が確保されるように的確に努めてまいりたいというふうに思います。ここでまあ現在あの国が立法措置を進めて研究しておるわけですが、やっぱりあの法律の問題それから罰則等が付いてまいりますので、その状況を見た上でまあ必要な条例整備等は町は研究していくという形で従来の考え方ございますので、その推移を見守ってまいりたいというふうに思っております。それからあのこれを粒さに公にしてというようなこともいろいろ意見をお聞きしておるわけですが、少しあのプライベート的な部分もございまして、なかなか一律的に公開というわけにはまいりません。従ってその辺のところは是非ご理解をいただきたいということと、若干あの具体的な手法についての改善策を今個々に進めておりますので、お答えできる範囲内で、ちょっと時間経過しておりますけれども、課長の方から申し上げます。

産業振興課長

それではあの町長申し上げました、町では全棟調査を行いまして精度の高い調査をしてきたわけですが、その調査を受けまして庁内の関係部署等で協議をする中で、まあ適正管理については住民税務課生活環境係、で、危険建物につきましてはと除去につきましては総務課の危機管理係、有効活用として産業振興課の定住促進室、それぞれ連携しながら対応してきました。であの安全対策としてはあの現状の状況ですとか改善内容を通知したところでございます。また環境保全対策につきましては所有者に対しまして適正な管理をするように連絡をしてきたところであります。有効活用についてはあの各種の補助金等の有効活用しながら空き家の活用の相談等を受けてきたところでありますけれども、ちょっと所有者からの相談については実績がございません。ということであの200棟のうちの1割ということで約21棟の危険建物があったわけですが、再度あの再調査をかけましてこの5月にかけてたわけですが、現地確認を行う中で多くの建物、21棟うちの多くの建物が危険な部分はあって老朽化が進んでいるんですけれども、所有者と同一の敷地もしくは隣地、隣接地などの管理が行き届いているといったような状況がございました。まああの直接的な外への危害が及ばないということで判断しまして、現状のところ危険建物21棟ありますけれども、これらについてはあの町として強制的に撤去とかそういうような状況ではないということで対応しているところであります。いずれにしてもあの条例、県下市町村で条例化をしておりますが駒ヶ根市でも進めているところでありますけれども、国の情勢を見ながらまた対応を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

坂本議員

以上で終わります。

議長

11番 堀内克美 議員

11番

堀内議員

それでは通告に基づきまして、県南部へ設置が予定されている第2県庁の誘致についてをお伺いをいたしたいと思います。去る3月15日伊那市において開催されました県のタウンミーティングにおいて、質問者から長野オリンピックが終了したら南信地方の振興に

力を入れる。オリンピックが終わるまで南信の皆さんは我慢をしてほしいと言われて、オリンピックのために我慢をして協力をしてきたと。しかしオリンピックが終わるとバブルの崩壊と合わせまして、県知事も田中知事に代わりまして南信地方の振興は幻と終わってしまったと。まあ特に飯島町においては伊南バイパスの工事が一時ストップする。それからもう1つは竜東線が中平地籍で凍結。そういうことになったわけでございます。今回ＪＲ東海が東京から大阪まで、まあ当面は名古屋までですが、リニア新幹線の工事により県内の駅が飯田市に設置されることが決定をいたしまして、２０２７年に営業開始、このために今年の秋には工事が着工する予定というふうに言われております。南アルプスを貫通するルートはほとんどがトンネルで残土の処理が問題となり運搬ルートが問題となっております。ルート上の松川町、大鹿村、中川村では県は地元要望に対して誠意をもって対応が見られないと言って嘆いております。南北に広い長野県におきまして長野市の県庁においてこの南部のものに対応することは迅速な対応が見込まれず、県が真剣に対応するか心配がされております。この際、世紀の一大事業であるリニア新幹線対策を含めて、南信地方の開発振興を図るため県南部に是非第２県庁を設置して県南部の振興を図っていただきたい、こういう要望をいたしました。これに対して阿部知事は県庁が遠いと考えている人が多いのは事実で考え方には共感する。どうすれば一体感を持ちつつ動けるのか研究する必要がある、と答えております。まあこれは３月１６日付の信毎の新聞記事の内容でございます。まあそういうことで前向きの検討を約束をされていきました。このような経過の中、現在県下の町で高校や県の施設など存在しないのは多分飯島町だけではないかなとそんなように思いますので、是非この第２県庁を飯島町に誘致を進めることについて町長に積極的な運動を進めていただきたいということでいくつかお伺いをしていきたいと思います。

そこでまず釈迦に説法になるかとは思いますが、飯島町の歴史を飯島町誌により少し時間をいただきまして振り返ってみたいと思います。江戸時代の１６７７年、飯島には飯島陣屋が設置され幕末の１８６３年までの約２００年間幕府直轄領として支配する拠点として栄えてまいりました。支配地は変換を繰り返しておりますが、高遠藩・飯田藩と上伊那郡の中では辰野町を除く現在の上伊那下伊那両郡全域を支配しております。石高は多いときには五万石、米で言うと１２５,０００俵ということになりますが、の領地を支配しており、幕府直轄の天領として栄えてまいりました。また明治維新以後は飯島陣屋を引き継ぎ明治元年８月に伊那県の県庁を伊那に置き、廃藩置県まで現在の長野県の旧幕府天領、愛知県・岐阜県の一部の天領も含めて支配をしておりました。その範囲は現在の長野県の範囲とほぼ同じく、南北に１００里、約４００キロ、東西に３０里、１２０キロ、石高では３２３,０００石という膨大なものでございました。ある不祥事がありまして伊那県は明治３年９月に中野市に中野県、それと飯島の伊那県に分割をされました。この中野県は明治４年６月に中野市から長野市の方へ移転をされまして長野県と改められたところでございます。一方伊那県は明治４年７月の廃藩置県により１１月に松本に移転されまして筑摩県となり伊那県は消滅をいたしました。その後明治９年８月には筑摩県が長野県に統合され現在の長野県となっております。このように飯島町は近世から現代の初期にかけては政治経済の中心でありました。時を置きまして昭和３１年９月飯島町と七久保村が合併をいたしまして、以後昭和５０年代の後半には県立高校誘致運動が展開をされておりました。

当時、松川町に天竜高校というのがあったんですが、その件と合わせまして飯島町に県立高校をどうしても誘致したいということで飯島町で誘致運動を進めてきたわけですが、結果的にはこの松川町にあった私立高校が県立に移管するというので、飯島町に県の施設ができるということにはなりません。冒頭にも申し上げましたが、世紀の大事業であるリニア新幹線の建設事業は南信地方の活性化に重要な位置付けを持っており、懸案である飯田線の改良や東北信に偏った地域振興によりまして遅れております県南部の振興を図るためには、広大な長野県に県南部に第2県庁の建設が必要というふうに考えます。そのための立地としては伊那谷の中央に位置し、リニア新幹線の工事につきましても直接的な影響が少ない飯島町が最適任地と考えております。またこれによって悲願である県の施設を飯島町に設置するための絶好な機会というふうに捉えております。冒頭一番先の質問者の中でも将来消滅の危険がある町村とも言われておりますが、このことはそのことを救う大きな原因にもなろうかと思えます。また県知事選も8月に控えております。この第2県庁を飯島町に誘致することにつきまして町長の積極的な取り組みを期待し答弁を求めます。

町 長

堀内議員からは県の南部へ第2県庁を、しかも是非まあ飯島へ誘致をという大変大きいスケールの夢多きご提案でございます。お話にありましたように、江戸時代には当時のまあ飯島村でございますけれども飯島陣屋が、それからまた明治の初期には伊那県庁が存在をし、歴史ある当町では伊那谷の中心部に位置するまさに行政、経済の中核的な存在の位置として君臨をしまっていました。まあその後いろんな経過があって現在県庁は長野市という形になったおわけでございます。そこでまあご提案のこの第2県庁構想、構想といえますかこの件に関しましては今お話にございましたように、この3月15日の日に伊那市で開催をされました広域連合の上伊那タウンミーティング、この折に阿部知事が見えまして、伊那谷に第2県庁を求める提案が出されたところでございます。伊那谷には今後リニア中央新幹線の県内駅が飯田市に計画をされ、これからは南信地域がこの三大首都圏と県の南の玄関になるという、連結していくという形の位置になるわけございまして、お話にございました長野県は南北に非常に長い県でございまして、この県庁所在地は長野県の北部、ごく北部に位置しておることの中での悲願ともいえるべきこの県の組織を南にというご提案でございまして、この伊那谷、つまりまあ上伊那、下伊那含めると北はあの小野の地籍から南は下伊那郡の最南端天龍村になるわけでありまして、約95キロあるわけでありまして、まあその厳密な中間ということになりますと飯島と松川の郡境辺りというふうになるわけでございます。まあちょっとこれはあの距離の測り方によっても違いますけれども、まあ大体この飯島近辺がその中心部になる。今言いましたように当町は古くからは飯島陣屋が置かれ、その後廃藩置県によって伊那県庁が置かれた。この重要な位置にあったことの意義は過去の歴史の中で大変重く物語っておるところでございます。3月の知事との懇談会の折には、まあ堀内議員は同席をいただいたわけでありまして、提案に対して知事からは、新聞報道の今表現も言われましたけれども、明確な意思表示はされませんでしたけれども、知事からはこれまでの歴史の中で県庁が長野市に所在している距離感からくる南信地域住民の県政への感情、いわゆるまあ言われております北高、南低ということに対する様々な住民の思い、それからリニアや三遠南信道に関わる県南部の今後の県の全体的なバランスの問題や交通上の要所性などからもその思いは十分に理解で

きるという、まあ前向きとも取れる発言もあったことは事実でございます。現にあの上伊那をはじめ飯田下伊那地区、それから木曽地域の県会議員の皆さん方8人が、事例として先例としてあります愛知県の豊橋市、これはあの東三河県庁、少し東部の方になりますけれども、視察を行うなどして具体的な動きも出てまいりました。報道もされております。今後こうしたことを含めて各広域単位での議論も活発になると予想しております。まあ私もあのかねがね県庁出張の度に車で約2時間、往復約4時間のこの時間距離は何とかならないものかとまあ自問自答をしてこれまで経過を過ごしてまいりただけに、今回の第2県庁を飯島へという招致からという議員からのご提案は大いにまあ賛成であるというふうに心情を持っておりますし、同時にまた一方でこの第2県庁構想自体、それからましてやこの飯島へということになるとそうなかなか簡単にいくものではないと思いますし、ハードルは非常に高いということにもあるわけでございますが、飯島町の歴史的事実と意義、それからちょうど中間の位置、まあヘソの位置という地理的な意味などを、他の地区にはないいわゆる打って出るセールスポイント、アピールポイントとして、それをひとつ逆転の発想から考えて、これからの夢あるリニア時代に向けて関係機関と協議をしながら、是非働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。同時に今後いろんなあの場面の中で議論が展開されていくというふうに思いますけれども、是非まあ全町的な盛り上げ、それから実現に向けたいろんな様々な行動や、それから場所の問題、用地インフラに対する構想等が不可欠な並行して要素課題になっていくというふうにも思いますので、町民の皆さんの熱い結集を是非お願いをしたいというふうにも思っております。今後いろんな場面で努力をしてまいりたいと思っております。

堀内議員

町長としてはまあ賛成であるので町民挙げて全体で盛り上げて、積極的な運動をしないといろいろの条件から厳しいよというようなお話でございます。まあこれからはリニア新幹線の工事を契機にして上伊那と下伊那の広域連合も協調して伊那谷の振興に携わっていく方向を検討しているというふうなふうに新聞報道でもお伺いしております。またあの新聞報道によると伊那市がこの第2県庁に立候補のような記事も載っておるのを見たことがあります。まあしかしそうは言っても今もお話がありましたように、ちょうど伊那谷の真ん中、また今回のリニア新幹線の工事では直接の利害は非常に少ない飯島町でございますので、是非このことを深く上下伊那の広域連合の市町村の皆さんにも訴えていただいて、県下で唯一県の施設のない飯島町ということでございますので、このこともしっかり力説をしていただいて、是非飯島町に誘致をしていただくよう再度町長からお答えをいただいて質問を終わりとさせていただきます。

町 長

まああのいろいろ今後、知事への注進を含めですねいろんな議論の展開と要望活動実現に向けての動きが出てくると思います。要はあの位置の問題もですけれども、まずもって先に第2県庁構想がこの南信に実現できるかどうかというところからまあ取り付けて、その確信を得ると、知事はその気になっていただかなければ困ると。あの現にまあ少しずつリニアに絡んであのリニア対策の専門担当部長が、所在は県庁でありますけれども、足しげく飯田へ足を運んで今いろいろやっておる動きも出てまいりました。まあかつては田中知事時代に「お出かけ知事室」というようなことで塩尻でありましたけれどもやって、まああれはあの短期間で終わってしまいましたけれども、あの県庁サイドも徐々に南の方へ目を向けてきておるので是非期待をしたいというふう異口同音に思っておりますけれども、

まずその取り付けを、木曽も一部入っておるわけでありましてけれども、特に上下伊那連携
する中でそのことを取り付けることがまず先決だというふうに思っております。それから
次がああじゃあ何処というその合意形成がやっぱり次のステップになってくるだろうとい
うふうに思っております。そこにまあいろんな条件的なもの、考え方のも、熱意の問題、
それからいろんなその環境、設置に対するいろんな環境条件が出てくるということで、な
かなかこれはあの一筋縄ではいかない部分もあるかと思っておりますけれども、そこを大同に
つくのがひとつの伊那谷は1つという構想にもなるわけでありまして、それぞれのお立
場でまた議員の皆さん町民の皆さんお知恵をお借りしてですね、強力にやっぱり進めてい
かないとなかなかこれは一朝一夕にできるものではないというふうに思っております。皆
さんと共々お力をお借りして、また町長としての立場の中でまた進めていきたいというふ
うに思っております。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を午後3時5分といたします。休憩。

午後 2時47分 休憩

午後 3時 5分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

9番 三浦寿美子 議員

9番

三浦議員

それでは通告に基づきまして一般質問を行います。最初に子どもを育む教育、今の流れ
は不安だがということでお聞きをしていきたいと思えます。4月23日の信濃毎日新聞の
「全国学力テスト県内市町村教育委員会対応、学校別成績公表せず73%」という記事が
ありました。飯島町の対応は市町村の全体として公表するとなっております。私の頭を
よぎったのは今の政治の悪い流れに寄せられていくのではないかという不安であります。
安倍政権は世論には耳を貸さず集团的自衛権の行使を憲法解釈の変更で行おうとしていま
す。今、教育委員会に首長の意向が反映できる仕組みにしようとしています。更には沖
縄県竹富町教育委員会の教科書選考に政府が介入したことなど不安材料はいくつも出てま
いりました。政治の教育への介入は既に教育基本法の改定など一連の流れの中で始まって
いると認識をしております。今、安倍政権が教育への介入に強い姿勢で臨んでいることに
私は危機感を感じております。さて全国学力学習状況調査は第1次安倍内閣が2007年
度に小学校6年生と中学3年生を対象として本格開始をいたしました。学校間の競争が激
化し点数を競うことが前面に出て、成績の悪い子を実施当日休ませるなど社会問題となり
ました。民主党政権の時から抽出方法になっていましたが昨年度から全員調査に戻されて
います。そして今年度から文部科学省が地域や保護者への説明責任を果たすと学校別公表
を認めました。既に弊害が出ていると新聞記事にあります。このように書かれております。
「学力テスト対策として春休みの宿題、過去の問題などを使った朝、放課後授業時間の補
修が行われ、地域や学校間別競争が激化し平均点を上げると追い立てられる状況が各地に
広がっている。それから全国平均以上を目指そうと教育委員会のホームページにスローガ
ンを掲げて競争をあおる自治体まで出ています。」というような記事もあります。そこで

市村
教育委員長

全国学力学習状況調査の公表のあり方についてお聞きをしたいと思います。町全体として公表するという方針はどのように決まったのか。それからこれまでとの違いはどこにあるのか、教育委員長にお聞きをしたいと思います。

三浦先生のご質問にお答え申し上げます。全国学力学習状況調査はこれまで前政権の一時期を除きまして、全国全ての小学校6年生と中学校3年生を対象に行われてきました。今年も4月22日に町内3校の該当する児童生徒が国語と算数、数学の一部教科を調査に取り組みました。調査結果の公表につきましてはこれまで県段階において数値の公表ができるとしていましたところから、県全体の数値結果を明らかにしてまいりましたが、今年度から市町村教育委員会の責任の下で数値の結果を地教委の独自でも公表できるようになりました。飯島町教育委員会では5月の定例委員会におきまして、公表のあり方につきまして審議いたしました。その結果、町内には中学校が1校でありますところから飯島町教育委員会の結果はすなわち飯島中学校数値そのものをダイレクトに公表することとなります。この調査の目的が学習指導の改善にあることや、いたずらに数値を競い合うような方向に進まないことを最優先に考え、調査結果につきましては町内の子どもたちの学力の優れている点や、更に伸ばすべき事柄などを保護者に文章表現をもって公表し、この調査の中で同時に行われている家庭生活等と重ね合わせて家庭指導に活用したいと決定いたしました。従いましてこの調査につきましてはこれまで通り数値の結果を公表することによらず、改善点を中心とした文章表現によって保護者に対して公表することといたします。また個別の状況につきましては、必要により個別懇談会の機会に個々に公表すべき内容があれば伝えていくよう考え、各学校の指導をしてまいる所存でございます。以上お答えとさせていただきます。

三浦議員

ただ今教育委員長から今までの経過についてまた対応の仕方についてお答えをいただきました。子どもたちは一人ひとり個性があります。学び習得する速度も個人差があります。私は十羽一絡げで学力を競わせることは傷つく子どもを生み、全ての子どもたちの等しく教育を受ける権利を脅かすのではないかというふうに危惧をしているところです。文部科学省の公表後は当然社会的な反響があるというふうに思います。私は全国学力学習状況調査の実施は個人的には反対ですけれども、教育委員会として実施を拒否することは難しい状況です。だからこそ教育委員会の対応が非常に重要になってくるというふうに思っております。是非、教育委員長の今言われたように、しっかり子どもたちの将来を考えた形の中で対応をしていっていただきたいというふうに思います。

それで教育長にはこの公表について今後どのように進めていくのか教育長の見解をお聞きしたいと思います。

教育長

あのこの学力調査で測られるものはまあ学力の一部というふうに捉えております。子どもの持つ能力あるいは可能性をですね学力の一部分の測定で判断したりですね、またその結果の数値の一喜一憂すべきことではないということはいまでも申してきたとおりであります。子どもの学力というのは多面的に様々な面から、例えば足の速い子もそれも能力でありましょうし、あるいは実験観察の細かなところまで目が向くのも子どもの学力でしょうし、従いまして一遍のテストでもって子どもの、あるいはその地域の、あるいはその学校の学力を想定するということについては、私はこれまで申してきたとおりであります。

しかしながらまあ国の施策として行われているものでありますので、まあその指標は客観的に捉えてですね、その結果を先生方の日々の授業改善の材料にさせていただくと。それから学力テストと同時にあの生活実態調査も行われておりますので、それと併用してですね学校と家庭がともに子どもたちを伸ばすそれぞれの役割を果たすために用いるものがないかなというふうに、用いるべきではないかなというふうに思っております。この3月にですねある大学の研究機関から学力調査とそれから生活実態調査との関連性について注目される、注目すべき研究報告がなされました。ちょうどおそらく保護者もこの議会を聞いておられる方もおられると思いますので、是非承知していただきたいというふうに思いますが、その報告によりますと、食事をきちんと取るなど規則正しい生活をしている子ども、それから本をよく読む子ども、それから家庭で親子の会話が多い子ほど、学校の学力学習状況調査の得点が高かったという、まあ相関関係で測ったわけでありますけれども、そういう相関が得られたと非常に優位に現れたということであります。これは注目すべき事柄ではありますが、何故秋田県や福井県がこの学力学習状況調査の得点が過去からずっと高いのかということのひとつの証明されるべきものではないかなというふうに思っております。まあこの点を踏まえてですねこの調査を得点の上下、その一喜一憂、あるいはその年度の去年より上がった下がったということではなくて、もう一度家庭生活を振り返る良い機会にさせていただきたいと、子どもをただ学力の数値のみが独り歩きして学力を競い合っ、その結果子どもたちがそのことによって振り回されないような、そういう教育施策を今後も続けていきたいというふうに思っております。

三浦議員

次に国の進める道徳教育ということについて質問をしたいと思います。初めての道徳教科書などの編集に携わった教育の充実に関する懇談会委員の貝塚氏は、本書の根本的な徳は生命信であると言っています。生命信とは教育勅語の意味合いとほぼ同じだというふうに聞いています。5月12日のインターネットのフェイスブックでは下村文科相が「文部科学省が作成した道徳の副読本を子どもが家に持ち帰っているか調べていただきたい、そうでないところは文部科学省として指導したいと思う」と、持ち帰るべきものであるかのような書き込みをしていたことが分かりました。子どもの教育に直接関わる教育委員会や学校への不当な介入であり、政治的な圧力を感じ、大変私は不愉快であり危険な気配を感じたところです。と同時に国の進めようとしている道徳教育に一層の不信感と不安を感じます。本来、道徳というのは一人ひとりにかけがえのない命のあることや、基本的人権を尊重するために何が大切なかを学ぶことではないかというふうに思います。戦争で教育現場に何が起きたのか、その反省のもと学校教育に政治権力の介入は許されていません。国が推し進めようとしている道徳教育についての教育長の見解をお聞きしたいと思います。

教育長

教育委員会制度改革の先程のご質問でもお答えしましたけれども、まあ教育改革がこのところ矢継ぎ早に進められてきておりまして、まあ一番の学校現場を混乱させないような、あるいは子どもたちを不安に感じさせないような進め方を国の方でお願いしたいなというふうに思っております。道徳教育につきましても国ではですね教科化を目指す方向で検討されているようです。算数科、国語科、というようなまあ中で言えば道徳科という名称になるでしょうか、まあ教科としての扱いになるとすればですね、当然教科書も作成しなければなりませんし、教科学習ですから評価が伴ってまいります。まあ道徳教育の特性から見て果たして評価が可能かどうかということ、またできるとすればどんな場面でどのよう

な評価方法にするのかということ、まあ現場でも大変難しいというふうな受け止めをしておりますし、まああの教科書ということになりますと、どちらかというとまあ知識的な面が強調されるのではないかなというふうに思っております。まあ道徳性といった内面をですね教科としての観点から評価することには大変私は戸惑う部分がありますし、疑問に思うところであります。まあ道徳教育というのはあの道徳の時間のみで扱うものではなくて、全ての学校教育の活動の中で扱うことが子どもの道徳性を育む上で最も適当だというふうに私は思っております。例えばですねこの5月の31日に両小学校で運動会が行われました。飯島小学校の2年生のダンスの時にですね、首に巻いていたスカーフを落とした子どもがいて、そのスカーフをですね隣の子どもは踏み付けないようにちょっと後ずさりしてダンスをしていました。それから七久保小学校の騎馬戦ですが非常に感動的な騎馬戦でしたが、まあ熱戦が繰り広げられてですね白組が負けました。その時に大将がですね悔し涙を流していたところ、騎馬になっていた友達が肩を叩いていました、よく頑張ったというふうに。むしろこういう場面こそ子どものまあ友情といいますか、まあ道徳性といいますか、そういう場面を見た大人が評価して意義付けてやる。このような場面はいっぱい学校現場にはあります。また地域の活動にもあります。むしろそういう中で道徳性を育んでいくことがよろしいのではないかなというふうに私は思っております。まあこのようにですね多面的にあるいは重層的に進めるのが最もふさわしく、まあ道徳の教科化としての格上げについてはまあ学校の現場の実態をよく知っていただいて、多くの議論を重ねて慎重に進めていただきたいというふうに私は思っております。

三浦議員

まあ子どもたちには押し付けの道徳ではなくて、他人の命も自分の命もかけがえのない大切なものだということを、それから誰にも人間らしく生きる権利があること、その全てを奪ってしまう戦争は決して許してはならないということを、正しい憲法の解釈のもとで学んでほしいと私は願っております。そのためには教育委員会は教育への政治の介入を許さない立場を貫かなければならないというふうに思っております。子どもたちを守る防波堤であるべき教育委員会への固い決意を持って私は臨むべきであるというふうに思っておりますが、この点でまあ思いは私と同じというふうに今受け止めたけれども、教育長の所信をお聞きをしてこの件については質問を終わりたいと思います。

教育長

あの教育は決意とか決断という領域よりも、むしろいろんな人が関わり合ってお互いの気持ちを確認しながら信頼関係の上で進めていくと、どちらにしてもですね片一方の決意決断ということが今言われる方向、あるいは逆の方向であっても結果としては子どもたちが不幸になりますから、あの決意とか決断というのはここでは私申し上げるべきことではありませんけれども、あまり過激なですね急激なことは教育現場には馴染まない、やっぱり国家100年の計でありますので長いスパンで子どもたちの教育を捉え、今の子どもたちの姿を見て進めていくことが一番教育にはふさわしいのではないかなというふうに思ってお答えします。

三浦議員

それでは2つ目の質問に移ります。飯島町介護保険事業計画についての質問をしたいと思います。昨年12月の定例会で私は介護保険制度の町民への影響について質問をいたしました。2014年度の国家予算は執行されており、介護保険制度の改正に向けた政府の基本的な方針は定まっているという状況です。今年度は飯島町介護保険事業計画の策定の年度であります。6月も半ばとなりました。飯島町介護保険事業計画の策定について進捗

町 長

状況をお聞きしたいと思います。

次のご質問は介護保険事業計画、現在のこの計画の進捗状況ということでございます。3年に1度、第6次の町の介護保険事業計画につきましては今年度策定をするという節目になっております。現在国の方針を受けて県の策定スケジュールに合わせて市町村もこの計画を策定していくという形になります。具体的には長野県主催の担当者会議がこの7月に開催をされるというふうに予定になっておるようでございます。それを受けて町の、従来からそうでございますけれども、高齢者会等懇話会これに諮りまして検討をいただいた上で今後策定をしまいるというスケジュールになっております。いずれにしても来年4月1日から発足という形になりますので、精力的に進めていかなければならないと考えております。

三浦議員

具体的に進んでいくのはこれからだというふうにお聞きをいたしたところです。私は町内の各介護保険事業所の要支援1・2の利用の状況をお聞きをしまいました。どの事業所のデイサービスにも要支援の利用者がおり、認知症の利用者がほとんどという事業所もありました。その中でのご意見を紹介をしたいと思います。来年の4月以降要支援の方が継続して利用したいと希望された場合に、どのように対応することになるのか心配です。要支援の方の通所介護の必要性を感じる。現在利用している方が利用できなくなると困ると考える。現利用者にサービスを継続できるように安心できる対策の検討を望んでいます。脳障がいの後遺症、体の不自由な方たちがリハビリやトレーニングできる場所が必要です。認知症の進行を遅らせるための努力を工夫しながら行っています。要支援の軽度の方への関わり方はとても大事で誰でもできることではありません。専門性の高い支援です。などそれぞれのお立場のご意見をお聞きをしましました。利用者や家族にとって今利用しているサービスが必要であり、継続して受けていきたいと望んでいます。また新たに要支援に認定される人と利用できるサービスに差ができてはなりません。直接介護サービスを提供している事業所の関係者の声が事業計画に反映されるように私が取り組んでほしいと願っております。これから介護保険料の改定についても話題に上るようになってくると思います。今後の計画策定の流れについてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

この法案につきましては現在あの国会でもって審議中でございます。法案の名前につきましては、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」ということで現在審議中でございます。これらの法案が成立した後です。ね関係省令の改正があらうかと思っております。関係省令の改正がないとちょっと具体的なあの手順進んでいかないということになりますので、それらを受けまして県の方で会議が開かれると思います。それを受けまして町の方では広域連合の関係で施設整備計画の関係がございます。これ介護施設の関係であります。これらがある程度固まってくると県のヒアリングがございまして、県の中でその介護施設の関係がどの位でそれが適当であるかどうかという判断がございまして、でそこでOKが出ますと具体的に今度介護保険料がどの位になるかと、施設が固まりますと大体サービス利用料が決まってくるので、そこで介護保険料の検討になってくるということでございます。その目途でありますけれども、大体秋頃に施設整備計画の会合が開かれるのではないかとこのように思っております。で、それを受けて町も同時に並行的に原案を作りながら中の詳細に検討をしまいたいというように考えておりまして、議会の皆さんへの説明は11月下旬位から12月にかけて、ま

あ議会前位なのかなというふうに考えているところでございます。また新年度になりましてパブリックコメント等をして具体的な策定をしていきたいと、大きな流れはそんなような感じになっております。以上です。

三浦議員

まあなかなかあの最終的に決まってくるのが、法律が決まって具体的なものが流れてくると、まあ今までもそうですけれども、そういう流れの中で今お聞きすれば11月下旬になって議会にも説明ができるだろうと流れに大きくはなるということで、それまでの過程の中であの先程も私の方からあの町の事業所の皆さんからお話をお聞きしてきたことがありますが、大きな制度改革になるというふうにあの今までの答申やその他いろいろな流れの中を見ると、当然そうなるというふうにはそれは分かっていると思いますので、是非あの何が困るのか、一番やっぱりその影響を受けるのは介護サービスの利用者の皆さんが、特に要支援1・2の皆さんが今度は介護保険でなく町が事業主体となった中でのサービスの提供になるというふうに言われていますので、その人たちがそういう制度になった時に困らないような対応を飯島町として事業計画の中に盛っていかなければならないのではないかなというふうに思いますので、是非その点で、何が実際には問題になってきて、では町としてどういうふうに取り組んでいけばいいかということについては、今から具体的な対応を検討していかないと、国のその介護保険制度がどうなるかということだけでは間に合わないというふうに私は思っています。是非そういう点ではそういう協議を持ちながら、各事業所の皆さんやまた実際に利用している皆さんがどういう状況の方たちが利用しているのかとか、それから在宅、これからはあの益々在宅での介護がという方向になってくると思いますので、特に特養には介護度が3以上の方でないと原則入れないというようなことも言われております。そうした時に本当にその介護の必要な人たちがこの地域の中で安心して生活ができるかどうかという、そうしたあのこともきちっと対応する計画になっていかないと、飯島町に介護難民ができては困るので、是非そういう点で対応をしていただきたいんですけども、あの策定にあたってあの調査をするとか、今までのした調査がどういうふうに活かすのかという点についてどのように考えているかをお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

今回のあの介護保険事業計画、第6期になるわけですが、その前段でもって対象者につきましてはあの調査をすでにもう終えておりまして、今まとめているところでございまして、それらも合わせまして今後の策定の資料にしていきたいというように思っております。内容につきましてはまだ結論が出ておりません。

三浦議員

今までの行ってきた調査を活かしていくということですが、あのまだ具体的にはどうしていくかということはこれからどういうあの、高齢者等懇話会の中で検討していくということか、あの担当の中で係の中でそういうことについて検討をしていくのか、その辺はどのような対応をしていくのでしょうか。

健康福祉課長

あの高齢者会等懇話会は諮問機関ではありませんので、町の方で原案を持って懇話会での意見を参考にしながら素案を作っていくというように思っております。

三浦議員

是非あの一番大変なのはやっぱりあの介護が必要な方たちが大変であり、またその方たちのあの家族の方たちが非常にあのこれからの介護について大変になってくると思いますので、是非その辺のことを直接やっぱりあの更に声も聞きながら今後の計画に生かしていただきたいということと、事業所が今度の改定で非常にあのまあ要支援1・2の方たちが

	介護事業からは離れた別の形での対応ということになるので、あの報酬とかそういう点ではまあ大変な運営に経営に苦勞をされるのではないかとということも言われております。そういう点でもあの今後のその要支援1・2の方たちの今度はあの対応の仕方についてももしっかり協議をしていただいて、そうした皆さんが事業所がどのような状況であるのか、またそういう人たちに対しての対応ができるのかどうかということも不安に思っているようですので、ただあの今までのアンケートの中で調整していくだけではなくて、新しい生まれてきたそういう部分についてももしっかり聞きとりをしていただいたりする場面も設けて事業計画を策定していただきたいと思いますがいかがでしょうか。
健康福祉課長	基本的にはこれらの案につきましては町はもちろんでありますけれども、利用者の皆さんそれから事業所の皆さんそれぞれ、懇話会事態はそういった皆さん方が参画している会議でございますので、それらの代表者の意見は聞けますけれど、実際の事業所のそれぞれの皆さんの意見は、あの2ヶ月に一遍ですけれども事業所の皆さんが集まる会議があります。それでそういった中でもその案は提示するような計画になっておりますので、その中で原案を配布しながらご意見をお聞きして参考にしていきたいというように計画をしておりますのでよろしくお願いします。
三浦議員	是非あの大きな制度改革があるということは次の体制をしっかりと整えないとあの大変な、こんなはずではなかったというようなことも生まれてくるような気がしますので、是非その点はしっかりと対応をしていただきたいなというふうに思います。先程もあのまあ毎年のことですけれども、なかなか厚生労働省の方から具体的なその改正の中身というのはぎりぎりまで、年度が替わるぎりぎりまでいつも出されてこない、大変にいつも担当の方たちはこの計画を作るのに苦勞をされているという状況です。先ほどもお聞きをしましたけれども、先程のお答えですと具体的には全く国の方針の通達とか、そういう点では全くそういうことは提示されていないというふうに理解していいんでしょうか。
健康福祉課長	実はですね今年の2月にですね厚生労働省の方で、全国介護保険高齢者保健福祉担当課長会資料ということで国が県を集めてやった会議がありまして、それを受けて県で会議がありまして、その内容で今回先程申し上げた法律の概要について説明会がありましたので、今回出されている法案の内容のアウトラインについて、関係省令とかそういったものは今後検討するというような表現になってはいますけれども、アウトラインについての説明会はございました。
三浦議員	あの厚生労働省の方からはどのような改定になるかということのガイドラインは説明があったという理解でよろしいですか。ではあの大きく制度的に変えなくてはならないことは重々承知でこれから計画を立てるというふうに理解していいということですね。あのまあそういうことであの国の法律が変わる点でガイドラインが示されたということですので、大きく変わるということが理解されているというふうに思っております。全国での認知症のあの高齢者の方460万人を超えているというふうにお聞きをしております。そして認知症になる可能性があるという軽度認知障がいという、まだ認知症にはなっていないけれども軽い障がいがあるという方が高齢者の方が400万人いるとの推計が出ているそうです。要支援1・2の軽度の認知症の人が介護保険サービスから外されてしまうということで、時間の経過とともに重度化が進む心配がされております。介護事業に取り組む皆さんからは大変にその点について心配がされているところです。町の進めてまいりました介護

予防の取り組みに私は逆行しないように、飯島町の介護保険事業計画が作られなければならないというふうに思っているところです。先程も町のあの事業所の皆さんにお聞きしたお話をいたしましたけれども、やはりあのある事務所ではあの認知症の要支援1・2の方がほとんどだと。あの1・2の方とまたあのほとんどが利用されている方が認知症の方がほとんどだという事業所もありました。で1・2の方が結構その事業所では大勢いまして、で、その方たちが認知度が進まないように、どうやって重くさせないで気持ちよく日々を過ごしてもらおうかということに非常に苦勞をしていると、そして心を砕いてそうしたあの取り組みをしているんだというふうに言っておられました。ということはあの要支援1・2の方が今度はそうした介護事業から外されて町が主体となる事業の対象になるということになったときに、変わらないそういうサービス、支援を受けられないと後々介護度の重い方が増えてしまうということにならないかということ、そのお話を聞いて、ただそういう新聞紙上とかいろんなところのそういう介護職の皆さんの声だけじゃなくて、実際に町内の事業所の中でもそういう心配をされている事業所もありました。で、そういうことを考えるとこれからあのそうした計画を立てる時に、国の言っているようなそんな簡単なあの専門職じゃなくてもあの対応できますよみたいなふうで、そうですねというわけにはいかないというふうに私はつくづくそのお話を聞いて思ったんですけど、是非あのそういう後々あのこんなはずじゃなかったというようなことのないような、しっかりした計画を立ててほしいですし、そのための町の施策もしっかり作り上げていかないと大変な状況になるのではないかというふうに思っております。この点について何か今から考えていることとか方向を施策として考えていることがありましたら是非をお聞きしておきたいと思いますが。

町 長

まああの今度の法律改正の内容を踏まえて計画を立てていくわけですが、従来もそうでしたが、飯島町の実態に当てはめてですね、真に介護を受けられる方が受けられないような施策があってはならない計画であってはならない、それをひとつの原点にして、今申し上げたようにいろんな方の立場立場のご意見を聞いて介護の計画を立てなきゃいけませんし、それからそれにならないための予防計画、介護予防の方も力を入れていかなきゃならんというふうに思っております。で、同時にあのそうした対象者もだんだん増えてまいります。そこであのひとつ今度はあの健康な方も平等にご負担をいただく介護保険料の問題がのしかかってくるわけでありまして、現在はあのお1人月5,000円ぎりぎりの線で飯島町はまあ踏みとどまっておるわけですが、次の計画で果たしてこの辺がどうなのかということは大変まあ危惧というか、大台を超えるとなかなか負担感も増していくという1つのまた一方でのこの考えもあるわけありますので、そこをどうまあ調整したものにするかどうかということに今度の計画の変更の最大の課題があるんじゃないかというふうに思っております。ただ介護を受けられる方の手だてはしていかなくちゃならんそこをひとつ。であの今三浦議員とこうしてあの内容を議論をしておりますが、一般的にじゃどういう部分がどう大綱的に変わっていくのかということをやっと整理して申し上げないと、なかなか議論はかみ合わないと思いますので、ちょっとまだ時間ありますので担当課長の方から大まかに今度の方向がどういう方向に変わっていくのかというところをひとつご承知いただきたいというふうに思っておりますので説明申し上げます。

健康福祉課長

それでは改正の内容につきまして、先程申し上げた県の説明会で受けた資料しかございませんけれども、概要について申し上げたいと思います。先程申し上げたあの長い法律でもって規定するところであります。これにつきましてはこの法律につきましては施行文がいつ施行、いつ施行と分かれておりまして、そういった施行日別に申し上げますと、まず来年4月1日平成27年の4月1日施行分につきましては、1つに特別養護老人ホームへの入所基準、これ先程来、議員ご指摘の通り、要介護1以上から3以上に変更になります。ただし要介護の1・2の方であつてもやむを得ない事情がある場合は入所することができます。次に要支援の方のサービスのうち、先程来お話があります、訪問介護サービスと通所介護サービスにつきましては介護保険の給付費ではなくて市町村が実施する補助事業としての対応が変わります。これ地域支援事業ということになるかと思ひます。これによりまして現在住民の方が受けているサービス事業所に加えてNPOやボランティアなどの活用もできるようになります。この仕組みづくりでありますけれども、この実施期限といひますかスタートする期限であります。これは平成29年度末までに実施ということでありますので来年からすぐということではございません。それから有料老人ホームの入所者に対する住所地特例、これにつきましては新たにサービス付高齢者向け住宅が適用になってくるということでありまして、これによりまして転入する前の市町村で介護保険に掛かる給付費を負担することになるということになりまして、このような施設が建設された市町村の介護保険給付費の支出を抑えることができるということになります。またあの65歳以上の介護保険料につきましても低所得者への保険料軽減のための公金を入れることが盛り込まれております。

次に27年の8月1日施行分についてでございますけれども、高齢者の世代内での負担の公平を図るため一定所得以上の方のサービス利用料の負担が1割負担から2割負担に上ります。対象と考えられている所得につきましては合計所得金額1,600,000万円以上ということで、そういった方については2割負担となりまして、1,600,000円未満の方は今まで通り1割負担ということになります。また特別養護老人ホームなど施設を利用する場合の食費、居住費の減免につきまして、これ判断基準に資産が加わるようになってくるようになります。具体的には今まで課税所得の対象とならなかった遺族年金であるとか障害者年金の収入額、また配偶者の所得、資産要件も追加された上で減免対象の判断基準となる見込みでございます。以上あの概要でありますけれども改正内容の概要でございます。

三浦議員

大変にあの住民負担が介護に対する負担、重くなるのではないかという心配もあるわけですが、あのそれに対してもやはり安心して介護を受けられる環境をつくるためには町の施策ということも必要になってくるということもあるのではないかというふうに思われます。是非あのその点を検討を重ねていただいて安心して介護を受けられる仕組みを今年度の内に作りあげていただきたいというふうに思ひますが、その点について施策、あの新たな検討をしていくかどうか、出来るかどうかについてお聞きをしたいと思ひます。

健康福祉課長

先程申し上げましたように、あの詳細の部分が決まっておりますので地域支援事業でどこら辺の枠まで上限使えるかどうかということ分かっておりません。現在3%以内というふうになってはいますが、そこら辺の詳細が分からないとどういふ介護保険事業を組み立てられるか、地域支援事業を組み立てられるか、その総枠が分かりませんのでちょっと具体的にあの省令等が決定した時点で総枠が決まってそれに見合う介護予防事業であ

るとか、いった事業を組み立てていくと、そういう形になりますので出来るだけ努力して
いきたいというように思っておりますけれども、その時点で考えていきたいというように
思っております。

三浦議員

以上で質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時52分 散会

平成26年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年6月12日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者

橋場みどり 議員

竹沢秀幸 議員

折山 誠 議員

浜田 稔 議員

本多 昇 議員

○出席議員（１２名）

１番 北沢正文	２番 坂本紀子
３番 本多昇	４番 中村明美
５番 浜田稔	６番 久保島巖
７番 橋場みどり	８番 竹沢秀幸
９番 三浦寿美子	１０番 折山誠
１１番 堀内克美	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議 議 長	平成26年6月12日 午前9時10分 おはようございます。これから本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 7番 橋場みどり 議員
7番 橋場議員	通告に従いまして質問いたします。まずふるさと大使について伺いいたします。ふるさと大使委嘱には人口減少も懸念されて取り組まれたことと思っておりますが、ふるさと大使は町出身の方や町に縁のある方に委嘱し、飯島町を広く紹介し、まちづくりに対する意見をいただき、町の発展に貢献していただくことを目的に平成13年より活動が開始され、契約期間は3年間、現在12名の方がふるさと大使として活動をされています。ふるさと大使は町に委嘱されますと名刺、パンフレットなどを町から渡されて、ふるさと大使の皆様には町の発展のために努力いただいているわけでございます。しかし、ふるさと大使があることは知っていても、誰がどのような活動をしているのか2～3人の方については知っていてもあまり知られていないのではないかと思います。この13年間の間にふるさと大使になった方は各々どのような活動をされ、町に貢献、反映されたのでしょうか。定住促進にも繋がる効果も出ているのでしょうか。主だった活動のベスト3をご紹介します。3つに限りませんので、あればお願いいたします。13年間の間どう町に反映されたのかということを知りたいところです。また名刺パンフレットをお渡ししているようですが毎年どの位の枚数を渡すのか。途中で大使の方から追加注文もあるのか。また任期満了後は契約更新し続けていただいているのか。新たな大使を委嘱しているのか。更新時には次の契約期間に対して町から大使に対して要望、または大使から町の方へ要望意見などあるのでしょうか伺いいたします。
議 長	一問一答ですのでどうですか。
橋場議員	はい、最初の2つでお願いします。
議 長	はいそれじゃそういうことで。
町 長	それでは橋場議員の質問にお答えをしてみたいです。まずふるさと大使について、最初にこのふるさと大使制度あるいはその知名的な部分も含めて活動内容、どの程度まあ住民の皆さん方に認知されておるのか、知っていただいておりますかということでございます。このふるさと大使制度につきましては今もお話にございましたように、平成の13年4月から当町でこの制度を取り入れまして、以来10年余りを経過をいたしました。現在12名のふるさと大使の皆様にはそれぞれのお立場で飯島町のために広報活動や町への提言など、大変ご尽力を賜りまして感謝を申し上げておる次第でございます。町では3年に1回ふるさと大使の皆様一堂に会して飯島町へお越しをいただきまして、いろいろとあの意見懇談を開催をしたり、それから折に触れて講演会の講師をお願いしたり、様々なまあ文化事

業、イベント事業にご参加をいただいたり、また一部ふるさと応援寄付金へのご協力もいただいております。まあそういった折々には町民の皆さんには広報や有線テレビでお知らせや、それからいろいろあの番組でも捉えていただきまして、この放映を通じたりして大使の活動やご提言の内容について住民の皆さん方に知っていただいておりますので、まあ12人の方それぞれ違いは確かにあるわけでございますけれども、多くの皆さんに認知といいますかまあ知っておっていただいておりますというふうにこちらでは思っております。ただまあ全員というわけにはいきません。活動によっても差もあるわけでございますので、これからその辺のところをどういうふうにまあご本人たちと話をしながら、町全体にこの大使のこの意義というものを存在感というものを知っていただくかはまた一工夫していかなきゃならん課題かなというふうにも思っております。それからまあそうした活動にとってまあ町にとって大変あのどういう効果といいますかメリットといいますか、良かったということのまあベスト3というご質問でございますけれども、この12名ご委嘱を申し上げますふるさと大使、それぞれのまあ分野も専門的にも違いますし、それからほとんどの皆様大体あの著名な方でございまして、そんな中にも第一におきましてはふるさと大使の皆様方には全国的にまあ大変知名度が高いという方でございますので、そうしたネームバリュー的なものも含めてですね、講演会や会議などにおかれましては都度飯島町が用意いたしました名刺を活用いただいて、全国各地あるいは世界に通じたりしてPRをしていただいております。中でもあの西村京太郎さん作家でミステリー作家でおられるわけですが、これがあの十津川警部を主人公にした「君は飯島町を知っているか」赤と白のメロディーのこの小説化については、具体的にはあのこれは津田令子さんでございますけれども、大変あの仲介の労を取っていただいて津田さんがあってまあ初めてこのことが、町を舞台にした題材が実現できたということで大変あの大きな反響とまあインパクトを与えていただいたということでございまして感謝をしておるわけでございます。またその他まあ2番目的にはそれぞれの皆さん方からまあ特段のご指導ご支援、町政に対するいろんなまた考え方、情報発信の仕方等等あるわけでございますし、それから町の様々な行事や芸術文化、それから活性化に繋がるご意見、いろいろな面で大変あのお力添えをいただいております。あの時々広報にもそうしたことも紹介をさせていただいております。それから第3番目位になりますか、今お話に申し上げたように、3年ごとに開催しております定期的な意見懇談等におけるご提言をいただいたり、それから常にあのいろんな産業的な部分も含めてご意見をいただいたり、仲介の労をとっていただいたりというようなこともございます。大変まあ有用なご意見をいただいて町のふるさと大使として大変まあ遺憾なく発揮していただいておりますということが総体的に言えるんじゃないかというふうに思っております。以上であります。

橋場議員

ただ今大使は知名度の高い方というお話がございましたけれども、この知名度の高い方が名刺やパンフレットをお出しになって、そしてまた西村京太郎さんもあのご紹介をいただいて、この町に対してすごい反響があったということですが、どの様な反響があったのでしょうか。

町 長

まああの西村京太郎さんの小説化につきましてはまあ全国的にあの飯島町、ほとんどの日本の隅から隅までほとんどまあ知名的には限られた地域しかなかったわけでありまして

れども、あの小説が全国に販売をされましてまあ何万部か何十万部かちょっと承知しておりますけれども、多くのまあ西村京太郎さんのネームバリューで本が売れたというふうに聞いております。町内にもいろいろ購入をご協力いただいたこともありますけれども、そういう意味でまあ飯島を知っていただいた、特にあの飯田線界隈のことがあの小説、これはあの諏訪の方まで含めてということのようでありますけれども、かなりあの飯田線に乗ってみたいというような反響があったということを津田令子さんから通じてあの旅の新聞にも紹介をされました。そんなことであの有形無形に影響があったんではないかというふうに思っております。

橋場議員

飯田線が知られたというのはあの結構なことだと思いますけれども、飯田線を知られただけで飯島に降りてくれた方がどの位いたのかということも分かりませんし、それによって飯島がどういう影響を受けたのかというのがよく分かりません。それから3年に1回大使の方が町に来ていただいて意見交換をしているということですが、3年に1回では次の契約の時に同じ方になるのであればその時の意見交換もあの大事だと思いますけれども、それで契約が切れてしまうということになれば3年に1回では今あの町の状況というのもとてもスピードが速くて変わっているわけですね、町の内容であり風景であり。3年に1回ではなくてやっぱり3年の1回の最後のうちなのか、あるいは真ん中のうちなのか分かりませんが、真ん中のうちくらいには来ていただいて、そのなかでやっぱり見ていただく中でまた新たな意見要望を出していただくということも大事ではないかと思うんですけれども、その3年に1回というのはどの辺なんですかね。そしてまたそれが次の契約に続いていっているのかそのご意見とかが、その辺もお願いします。

町 長

あのできれば定期的にまあ全員お声掛けをして来ていただくのがまあ3年に1回という節目でやっておりますけれども、あの多くの方は折に触れているんなあの活動の中で、もう1年のうちに2回3回と来ていただいておる方もおりますし、その3年の1回についてもあの来られない事情の方もいらっしゃることは事実であります。ただあの大変お忙しい皆さんでございますので、なかなかあの日を決めて3年に1回でありますけれども、なかなか都合がつかないんでまあ3年に1回くらいが目途かなということで当初からそんな考え方で進めていますけれども、できればまああの個々の事情がいろいろありますけれども、できるだけ足を運んだりしていただいて来ていただくことがいいんじゃないかと思っております。それからあの更新については一応まああのそれぞれの方の立場の方がいろんなあの自分のお仕事との関係で事情も将来あるかもしれないというようなことの含みの中で、一区切りのまあ3年ということにしてありますけれども、ほとんどの方が3年を現在も更新をしていただいておりますという形で今やっております。

橋場議員

分かりました。いろんな活動という、いろんな活動がちょっとよく分かりませんが、名刺とかパンフレットはその方たちにどの位の枚数をお渡しになっているんでしょうか。

総務課長

まず名刺ですけれども、あの1つは本人、大使の方から請求があれば当然あれしますし、定期的に2年位の間にまた更新しながら名刺を送っております。それからパンフレットにつきましてはあの町の広報、毎月お送りしているんですが、あの今までの更新があったときとかそういうときにはパンフレットの的なものはお送りしていますが、毎月送るとかそういう定期的に送るというのはあの広報が中心になっております。

橋場議員	分かりました。広報が中心ということなんですね。町自体のパンフレットというのはお出ししていないということですか。
総務課長	3年に一遍の時には必ずパンフレットを一部ではなくて数種類ありますのでそれはお渡ししております。ただあの更新されたりしてれば適宜それはパンフレットの的なものはお送りしたりはしております。
橋場議員	それは枚数はどれ位というのはお分かりになりますか。で、それは渡しっぱなしということなんですね。
総務課長	言葉で言いますと渡しっぱなしです。ただそれを活用されてそれぞれの大使の皆さんがあのどなたかに渡すとかそういうことはないかもしれませんが、町の状況等をお伝えしていただいているとは思っております。
橋場議員	その渡していただいたパンフレットを見て飯島町に移住して来たいとか、そういう方が今までにあったのでしょうか。
総務課長	ふるさと大使経由でっていうのは私の段階では定住された方は知っている方はおりません。
橋場議員	あのふるさと大使経由でなくてもいいんですが、それを見て来たとかそういう方はいらっしやらないんですね。
総務課長	そのパンフレットについての反響、1～2はいただいたりしておりますが、ふるさと大使のこの制度っていうのはあのまず飯島町を売っていただくっていうか、あのまあ町外の方に飯島町の状況を言っていただくということです。で、ふるさと大使が直接どうのこうのっていうことではないっていうように思っておりますし、そもそも大使の方っていうのはあのパンフレットがどうのこうのっていうだけではないような気がいたしますので、そこら辺お願いしたいと思います。
橋場議員	あのパンフレット云々ではないと言いますけれども、ただあの大使の方は知名度が高い、それからでもそれだけで町のことはPRできません。パンフレットをもらったら当然あのお渡ししたりお見せしたりということになると思うんですよね。であのそうすると大使の位置付けというのはどういうふうになるんですか。町が中心になるのか、大使の各々の活動でやっていただくのか、位置付けというのはどういうふうになるんでしょうか。
町 長	まあこれはあの一番の基になりますのはあの、ふるさと大使の設置要綱というものを一応まあ規程上位置付けてですね、それであの決してノルマをきせてお願いしてその枠の中でということではございません。いろいろあのキャッチボールをしながら本人の活動の範囲の中で、是非ひとつ町の情報発信なり知名度アップに繋がるようなこの活動というものを、そうした大使の皆さん方の立場立場の中でまあ広く広報いただくというその取り組みでございますので、理詰めのこうだこうだというわけにはまいりませんこれは。従ってあの広く、それぞれの皆さん方の考え方と、それからこちらの思いとをいろいろまあコミュニケーションしながら活動いただくというそのフラットの考え方の趣旨の大使でございますので、その点は是非ひとつご理解いただきたいということでございますけれども、ただあのいろんな資料要望やそれからあの活動要望に対してのご意見はいただいておりますので、できるだけそれに応えていくようなことをしていかなきゃなんらんとということで、今あの定住促進なんかのこともこちらとしては是非お願いしたい要素には入っておるわけでございますけれども、だからといってこれがあのどういう目標でこの方にはどうだってい

うようなわけにはいきませんが、まあその辺をひとつ阿吽の中でひとつ是非ひとつご活動いただきたいと、ご協力いただきたいとそういう趣旨でございますので是非ご理解いただきたいと思います。

橋場議員

まあ、ふるさと大使というのは営利目的ではなくてまあボランティア的でもありますので、あのまあ難しい面もあると思いますけれども、しかしあの一応ふるさと大使ということで委嘱をお願いしております。で町のことを知っていただくというあの役目もあるわけですから、大使の負担にならない程度にモチベーションを上げて成果を上げるためには、それなりのサポート体制やツールも必要なのではないかと思いますけれどもその辺はいかがでしょうか。

町 長

ですからあのあまり大使の負担に、まあ無報酬という形でまあ善意でやっていただくというのが基本であるわけでございますので、あまり負担をかけないようにという今ご意見のとおりでありますので、その辺は今までもそうしたお話し合いの中でやってきたつもりであります。従ってあのできるだけこの金銭的な部分以外の中でサポートできることはしっかりサポートしていかなきゃなんということでございますので、あのご質問の内容全体がこの大使に対して、橋場議員どういう捉え方の中でこうされとるかということをちょっとお聞かせいただければ、議長さんお許しいただいて、その趣旨をお聞きしたいと思います。

橋場議員

うまく伝わらなかつたら申し訳ありませんでしたけれども、あのふるさと大使がいるということ、これは非常にあのいいなあというふうに思っておったところですけども、じゃあそのふるさと大使が町に対してどんな働きをしてくれていたのかというのが今一よく見えておりませんでしたので、そこをお聞きしたいと思いました。多分、講演会があります。そして西村京太郎さんに本を書かせていただきました。それから今回は橋幸夫さんにもあの歌を作らせていただきました。これで町は盛り上がります。それから宮沢フルートの社長さんですかね、その宮沢フルートさんにもあの町の方に子どもたちに楽器を提供していただいたりとか、また地元へ帰ってきていただいたりとか、そういう見える部分では分かるんですけども、他の方たちがじゃあどのような方がいて、どのような活動をしていらっしゃるのかという部分が12人もいられるのにちょっと見えないというところにあの非常にちょっと疑問を持ちました。またあのホームページにもその方たちが載っていないんですね。せめて顔とお名前位は載っていれば、あのああ町にこういうふるさと大使がいらして活動をされているんだなあということが分かるわけですけども、そういうものもございませんでした。ですのでまたこれもホームページには是非載せていただきたいと思うところですけども、そんなところでお聞きいたしました。

町 長

あのよく分かりました。あの一部には十分理解をしとっていただく内容かと思いますが、あのなかなか知られていない、例えば私もうっかりしておりましたけれども、ホームページに載せていただいてないということはちょっと意外でございました。申し訳ないと思っておりますが、是非そのようにさせていただきたいと思います。

橋場議員

分かりました。これからもあのふるさと大使に努力していただくよう、また町の人たちのためにもあの分かるようなホームページにも載せていただきたいと思います。それでは次の質問に移りたいと思います。町は若年女性減をどう捉えどう対策を講じるのかという質問です。新聞報道されており深刻な状況にあることを思います。飯島区のまちづくり懇

談会において町長は、2040年には人口が減る、20代から30代の女性が減るといわれるが必ずしもそうなるとは思わない。定住促進、婚活など一早く取り組んでおり、精一杯定住促進に取り組んでいくのだという話をされました。町民は将来に不安を抱きながらも現状ではそれほど困らないし、何とかなるだろう、行政が何とかしてくれると思っていたのがあの報道で町民は非常に危機感を抱いております。若年女性減、人口減には近隣市町村人口増に向けて同じような環境で施策も皆同じような取り組みをしています。緑豊かな自然と中央アルプスから流れる豊かな水、おいしい空気、無農薬・有機肥料で育つ甘くて新鮮な野菜や果物、ほどほどの不便、ほどほどの田舎感はどこも同じです。移住される方はほどほどの不便とほどほどの田舎感に魅了されて移住してきています。同じ環境の中でも中川村は飯島より条件が悪いと思いますが、中川村には活発なイベントがあり、そのイベントに多くの若者が集まり、横の連携ができ、若者が若者を呼び込んでいるそうです。子育て中のお母さんたちにはバンビーノが特に良い情報の場になっておりまして、外へ向けての情報発信にも大きな効果を上げており、村外に向けてのアピールを村が取りたててしなくても情報発信されているからしないということだそうです。現在定住を希望して来られても物件が無くお断りしている状況だそうです。町営住宅に空きのあるこの町にとっては実にうらやましい限りです。うらやんでいても解決にはなりません。どうしますか、町長お聞きいたします。

町 長

次のご質問、まあ今回のこの、特に若年女性減を捉えてその対策の考え方でございます。再三ご質問をいただいておりますけれども、日本創成会議によります2040年、26年後の日本の人口どうなるかこの試算された内容で飯島も大変厳しい状況で受け止めておるわけでございまして、再三申し上げておるとおりでございまして、決してあの安閑としておれる状態ではないというふうに厳しく捉えております。そこであのちょっと考えてみますと、これまでの状況といたしましては、かつてはあの自然増減につきましては死亡よりも出生の方が多くて、社会増減においてはその逆で転出よりも転入の人口の方自体多かったということでございますので減少はございませんでした。日本全体でも平成12年の国勢調査を境に人口減少が始まりまして、特に当町では経済ショックの影響を受けて極端にその時の、特に若者が一気に減少したという厳しい現実があったわけでございます。現在は第5次総合計画によりまして人口目標の設定をし、これは10,500人でございまして、定住促進室を設置して移住定住に力を注いで、また子育て支援策も充実させて何とかしてまあ社会減少を食い止めて、平成25年はこの社会減少の関係につきましては一部増減はプラスになっておるということでございますけれども、一方で少子高齢化の波が大きく影響をしております、出生と死亡の差がいわゆる自然減の方が大きくて人口減少の大きな原因になっておるという直近の状況でございます。まあこのままの状況でいきますと平成25年度に出生した子どもが他に転出をすることなく成人式を迎えたとしても、その数字50人余りでございますので、若い世代が極端に減ってしまうことは将来確実であろうというふうに受け止めています。ただまあこの創成会議、女性の方に着目して大きくまあ出ておりますけれども、これはあの男女ともあるいは全年齢層についてやっぱり考えていかなきゃなんということでございます。従ってまあ若者の皆さんが飯島の義務教育を終えて、あるいは高校を卒業して後にこの町からできるだけまあ流出をしない、一旦は学業等で飯島から離れてもUターン、Iターンして再びこっちへ戻って来ていただける

ようなこの受皿施策というものを引き続いてやって、魅力ある町づくりをしていくことがどうしても必要であると、課せられた行政の責任でもあるし、また地域の課題としてもそのようにみんなで受け止めるべきであるというふうに思っております。従いまして結婚や出産、それから育児についての環境を整えて少子化に対応すること、このことはまあ確かに自治体のみならず、昨日も申し上げましたけれども国を挙げてやっぱり取り組んでいただかないとおのずから限界もあるということでございます。今後ともまあいろいろあの成人式やそれから卒業式、いろんな場面もあるわけでございますので、そうしたことを子どもは勿論でありますけれども、保護者の皆さんや地域の皆さんにも訴えて何とかみんなで考えてこの飯島町を、少なくともこの消滅してしまうような町というイメージを払拭していかなきゃなんらんというふうに思っておりますので、ひとつこの町に愛着を持っていただくような地域づくりを共々考えていただきたいと、よろしく願いを申し上げたいと思います。

橋場議員

今、魅力あるまちづくりをし環境を整えていくというふうにおっしゃいましたけれども、今の町には老若男女が共に集える場所もなく、若者が担ぎたくとも担ぐ神輿もなく、若者が進言しても反対されたり苦言を言われほぞを噛む始末です。リニアが来ればこの町は置いていかれる、已むに已まれぬ気持ちでいる若者たち、町に来てもらうことも大事ですが、今町長がおっしゃられたように、町から出て行かれないようにすることが最も今大事ではないかとも思っております。やる気の失せる町、希望の持てない町から若者が出ていかないとは思えません。このような中でも新聞報道のように必ずしも減っていくとは思われないと言えないと思いますけれども、これらの状況を捉えて今もよい環境をつくりまた国に挙げてもらわないとまちづくりも出来ないんだというお話でしたけれども、もう国ですとか県に頼るところはあっても頼るということをやめて、飯島町自身がどうやっていくかということをすることも大変大事ではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

町 長

あの当然これはあの足元の自分の地域として何とかこの対策の中でそのことを実現していかなきゃなんらんことは当然であります。これはもう再三申し上げた通りであります、しかしながらやっぱりこれはあの制度的なものも含めてあるいは規制的な問題も含めて国が本腰を入れて根幹のところでの施策を打って出ないと、なかなかこれはあの地方には限界があるということを申し上げておるわけでございますので、まあ橋場議員是非この直近の短絡的な見方でなくてですね、これはあの長期的に今出されておる数字は26年後のまあひとつの姿がこうなるという危機感の中でありますので、もう少しこの全体の中で考えていく、それから今あるこういう個々のテーマに対してどう対応していくというご自身のまあ提案も含めてですね、現状ばっかこう憂いておっても解決になりません。従ってそのこの辺のところをまあ議会の皆さん勿論でありますけれども、地域の住民の皆さん方と一緒に出来ることは地元で足元のところで考えていくというとは当然でございますので是非ひとつご協力をいただきたいと思います。

橋場議員

今短絡的に現状を見ていても仕方がないと、直近のことを見ていても仕方がないとおっしゃいましたけれども、今、若い人たちは本当にあの已むに已まれぬ気持ちでいるというところを是非理解していただきたいと思います。この気持ちを酌んでいただかないと若い方たちがこれから出て行ってしまうということがとても危惧されますがどうでしょうか。

町 長

だからその現状認識を厳しく現実を捉えて、それで将来展望に立っているような施策を講

じていくということを再三申し上げておるわけでございますので、分かっていたかと思いますが、分かっていただきたいと思います。

橋場議員

それではあの町長がおっしゃられる魅力のある町、飯島の良さをどうアピールしていくかについてお聞きいたします。前の今の質問でも言いましたけれども、どこも似たような条件の中で町は飯島の良さはこれだというアピールをしなければ、ただ施策の取り組みばかりをしていても取り残されてしまいます。魅力ある町だということをどのようにアピールしていくのでしょうか。県外から嫁いで来られ、子育て中のお母さんからこんな声を聞きました。「飯島町は子育てをするには最高の場所です。でもそれだけです。大きくなったら夢も希望もない年寄りだけの町です。私の住んでいたところに帰りたいと思っています。」この言葉はさすがにきつかったですね。がっかりしました。でも一方でこんな声も聞きました。「長野県は教育県だから移住してきた」ということです。教育といえちよっと嬉しくなってしまうんですけども、今も長野県は教育県だといわれるのは本当に大変嬉しいことだと思いました。教育といえはこの地の近くに高遠には皆様もご存じだと思いますけれども、台湾の芝山巖事件（しざんがんじけん）で殉職した日本人教師7名のうち最後に生き残られた1人で、台湾教育の父と呼ばれ生涯を近代教育の育成に捧げられた郷土の偉人、伊沢修二がいます。私たちは卒業式で「仰げば尊し」を歌ってまいりましたけれども、この歌を文部省唱歌にしたと言えよくお分かりいただける方かなと思います。本当に誇りに思う郷土の偉人です。このことも大きなアピールの1つになるのではないかと思います。一方でまたここは最高の場所です。子どもにはお金や出世が大事なことでなく、豊かな自然の中で1人でも生きていかれる術を教えられるところであり、お年寄りから学べるところだ。住みたい人もいれば住みたくない人もいる、これは仕方のないことですが、私は長野県は教育県だから来たと言われる方と後者の言葉の中にキーワードがあると思いました。価値観も多様化し学歴などの知識だけでなく人と人との繋がり、自然と人との共存、人間らしい生き方を求めて来る方が増えています。駒ヶ根市や中川村など同じような条件の中で差をつけるには飯島町は教育の町、生きる術を知り、知恵を学び体得できる町、としてアピールできるのではないかと思います。これは県外の方だけに対してではなく町民にも町からアピールしていける部分ではないかと思っておりますが、町長の見解をお聞きいたします。

町 長

あの今お話のあったとおりだというふうに思います。これはあの住んでいただいている方それぞれの方は自分なりきの思いがあったり感じておるわけでございますので、それはあのやっぱり人間のそれぞれの個性の考え方の違いがあるわけございまして、決してあの悪いばかりでもないし、それからマイナス思考をすればそうになってしまう、プラス志向の方はそういう良い面を捉えてその価値観を見い出していただけるということでございますので、その辺のところをどう集約していい町にしていくかということが最大の課題であろうというふうに思います。であのこのアピール、飯島らしさをどうアピールしていくのかということでございますけれども、まああの再三申し上げておりますように、この飯島らしさというものをやはり打って出ると、セールスポイントにしていくと、アピールしてということはもう当然でございますが、ではそれは何かという形になるわけでございますけれども、再三申し上げておりますとおり、いろんなあの子育て支援だとかそれから福祉の面、その他いろいろの施策でのこの定住促進策、人口増対策を進めていくことはも

ちろんでありますけれども、やはり原点に戻りますとこの飯島町には最も飯島らしいのはこの手のついていない開発していないその原風景、いわゆる雄大な自然景観というものがあるわけございまして、これからの人間の価値観というものはかなりこの自然の景観環境というものに人生観を見出していく、それでその中でいろんな生活、自分なりきの生活の意義を見出して、それから暮らしていくということに価値観を求めてくる時代に移っていくのではないかと、まあ一部そういうふうにもなりつつあると思いますけれども、それがあの今言われた、後の方で言われたこの飯島の住みやすさというものに繋げていくということは、これは絶対間違いないというふうに私も確信をしておりますので、そのところをひとついろんな施策に併せてアピールしていく必要があるというふうに思っております。従ってその手法の問題でありますけれども、やっぱりこのそうした面で彩りをしっかり出していく、いろんな情報媒体を駆使しながらホームページやいろんな、先程のふるさと大使もそうでありますけれども、全国に今そうした情報網あるいはまたいろんな汗を出して実際に取り組んで広めていくと、その価値観を分かっていたいて初めて来ていただいた方の気持ちが動くんだろうというふうに思っておりますので、これからもその辺のところを精一杯まあ意を注いでやっていきたいというふうに思っております。

橋場議員

分かりました。昨日のあの質問の中にもですね県の第2県庁を飯島に持てきたいという夢のある質問もございました。越百づくり会議も始まっております。希望の持てる材料もあるわけですので、どうかこの辺もあの町民の意識が盛り上がるような環境づくりといえますか、そういう側面での応援もしていただきたいなと思っております。そうしないと若者たちも町の将来を考えております。若者たちとも繋がりをもち、みんなが支え合い、頑張れる生き生きとした町をスローガンに、20代から30代の男女と膝を交えて話す機会を持ち、その声を反映させていけるような町であってほしいと特に願うわけであります。町民の声が届く町にする、町長いつやりますか。

町 長

まあいろいろあの困難もあるわけでありまして、今いろいろ議論した内容に基づいて、是非ひとつ精一杯努力していかなくやいけんというふうに思っております。またあの橋場議員の方からも今あるこの現実を悲観論先行でなくてですね、どうしたら共々こういう手法ならということもご提案をいただいてですね、是非ひとつマイナス思考でなくてプラス思考でひとつまちづくりというものを考えていただきたいというふうにご期待を申し上げます。

橋場議員

提案が足りない部分はまたあの勉強不足ということであの勉強させていただきますけれども、決してマイナスの部分だけを捉えているわけではありません。今を見なければ先に進むことができませんので、是非現実をしっかりと見つめていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長

8番 竹沢秀幸 議員。

8番

竹沢議員

早速であります但通告に基づき具体的な質問に入ります。公共施設長寿命化等のため飯島町公共施設等総合管理計画をいつまでに策定するかについてであります。総務省より同計画を3年以内に策定するよう求められているところだと思っておりますが、飯島町はいつ行いかお尋ねするわけでありまして。最近公共施設白書とか公共施設マネジメントなどの言葉を

耳にするところであります。今全国の自治体で人口減少に伴う中、公共施設の計画的な更新、統廃合、長寿命化による最適化が共通課題になっているところでございます。そこで国は向こう10年間を計画期間といたしまして公共施設等の現状と課題、それから管理等の基本方針を同計画に盛り込むように求めているところでございます。これは先進自治体が行っている公共施設の老朽化対策でございまして、ようやく国はこの計画策定について促すに至ったところでございます。まあこの計画がないとですね今後の公共施設の維持管理補修あるいは大規模補修、更新等に係る補助金や起債などについても影響するものと考えられるわけでありまして。飯島町はこの課題にどう取り組むかを問うものでございますのでお答えをいただきたいと思っております。

町 長

それでは竹沢議員の質問お答えいたしますが、公共施設長寿命化等全体的な施設の総合管理計画に関するご質問でございます。具体的には総務省より3年以内にこの計画を策定するように指示をされておるという法的な部分があるわけでございます。現在公共施設、主にあの建物でございますけれども、これにつきましては10年先までの公共施設にかかる修繕等の見込みを取りまとめた公共施設の修繕計画を平成24年度に策定をし、毎年実施計画のローリング作業に合わせて見直しをかけて取り組んでおるという現実でございます。今回あの国から要請のありましたこの公共施設等の総合管理計画、これにつきましては総人口や年代別の人口の見通しや利用状況を踏まえた上で策定をされるように示されております。当町におきましては来年度、後期中期計画の策定をすることになっておりますので、この後期計画と整合をとりながら公共施設等の総合管理計画と併せて策定をする計画で今準備を進めております。具体的にはこの3年という国の要請期限内には策定ができると、そうする方向で取り組んでまいります。

竹沢議員

ただ今答弁いただきまして、計画については5次総後期計画に併せて行うということでございました。それで加えて建物については24年に町として計画を策定して順次実施計画の中に盛り込んでやっているというお話でございます。あとですねあの具体的に道路、それから橋りょう、水路などこうしたものについては、まあこれから計画を立てていくということでありまして、財政計画と併せましてですねどのように取り組んでいくのかについてお尋ねいたします。

町 長

建物以外のまああの道路、橋りょう、河川等まあいろいろあります。これはあの長寿命化計画というのはやっぱりこれは国に連動した法律の下で計画が出来ておるわけでございますけれども、これもやはりあの同様にちょっと別建てになりますけれども、財政状況を判断しながらローリング作業の中でその長寿命化に沿った形で今後併せて推進していくという形になろうかと思っております。

竹沢議員

それぞれお答えをいただきましたので長期展望に立って計画を策定していただき、実施に移していただきたいと思っております。2つ目の質問に入ります。災害物資等の応援協定の拡充についてであります。大規模な災害時、当町における防災センター、あるいは各地区を含めまして備蓄食料等配備してあるというふうに思うわけでありまして、これ以外にですね民間の企業や団体から物資支援を願うことによる協定締結が必要ではないかというふうに思うわけでありまして、他の市町村におきましてもですねいろんな団体とこうしたあの物資等について有事の際の応援協定など結ばれておるところがあるようであります。なおあのコンビニ関係につきましては長野県が締結をして、これに飯島町も参画しておる

というふうに承知をしておるわけですが、現状どのような物資について提携をしておるのかについてお尋ねをいたします。

町 長

次はあの災害時の物資等の応援協定に関する問題でございまして、町がまあ備蓄をいたしております食料等以外の民間企業等団体からのその応援物資の協定が更に必要ではないかとの現状でございます。現在当町が大規模な災害発生時での食料それから飲料水、生活必需品等の提供支援等に関して締結する協定は、1つには長野県の全市町村が参加をいたしております77市町村、災害時の相互応援協定がございます。それから自治体間では飯島町、斑鳩町の相互応援に関する協定、それから鳥羽市とのやはり同じ災害時の相互応援協定、この3つでございます。いずれも市町村間での応援協定の締結があるわけでございます。それから県のLPガスですね、LP協会というのがございますけれども、このガス協会との間に災害時におけるLPガスの供給協力に関する協定というのがございまして、契約内容によりまして優先的に確保いただけるという道が整っております。それから大規模災害発生時におけます必要物資等の供給や調達に関して民間企業等の各種団体を含めてですけれども、これについて現在具体的な協定が町は出来ておりません。今1つは一部に一団体と協議を進めている部分がございますけれども、近々あのその方向になろうかと思っておりますけれども、そんな状況でございます。なおあの昨年度全世帯に配布をいたしました防災のしおりでは、まあ家族構成にも世帯人員によりまして世帯ごとに備える備蓄品あるいは非常持ち出し品の構成が変わってまいりますけれども、飲料水や食料については3日以上、それから出来れば1週間から10日分位是非備蓄をお願いしたいということとをそれぞれしおりの中ではお願いしておる状況でございます。

竹沢議員

ただいま現状について報告がございました。またあの町内の家庭については3日間位いろいろなものを準備していただくようにという指導がなされているというところでございますが、お隣の市の例を参考に検討していただければと思いますが、駒ヶ根市では石油商組合との締結でガソリンですとか灯油の確保についての締結を行っております。また生活協同組合、生協との締結で食料、それから市にあります大型量販店との締結で生活用品の確保などを行っておりますので、これらも検討の中に加えていただきたいのと、加えて通告もしてございますけれども、地元の商工会あるいはJAで協力していただけるところへですね呼び掛けて、要はあの有事の際、住民の皆さんが厳しさに耐えていけるような、そうした物資をいろんな方から支援していただいくということの準備を今からしておくのが必要ではないかということでご提案申し上げますがいかがでしょうか。

町 長

まあ更なる関係機関、団体との協定・締結ということであのその通りだろうというふうに思います。先程ちょっと申し上げましたこのガソリンや灯油等の協定につきましては実はあのJAさんのスタンド上伊那全体でございますけれども、あの今回少しあのスタンドが移転をするというようなこともございますので、それに合わせて具体的に協定を結んで、できれば七久保のスタンドもというようなことで今お願いをしておりますけれども、それが今具体的に動いておるということを申し上げておきたいと思いますが、ちょっとまだ出来ておりませんので流動的な部分もあります。その他あの生協さんでありますとか、それから大型量販店等も他の町村はされております。いろんな選択肢がやっぱりあった方が安全の面に確保ができるということでもありますので、今後また検討させていただきたいというふうに思っております。

あの具体的にJ Aさんとのガソリン、灯油の締結について動き出しているということでもあります。これらを含めましてまたお取り組みいただきたいというふうに思います。それでは3番目の質問に入ってまいりたいと思います。あの今議会の一般質問では例の創成会議の問題がございまして、まあ26年先のことだとか話題になっておりますけれども、あのこれからサッカーの話をいたしますけれども、飯島のあの少年のスポーツのサッカーですけれども、今は26年とか30年先の話ですが、30年程前に子供たちを対象にして指導者の皆さんが頑張ってこの30年間の歴史の中で今日の飯島F Cがあるわけでありまして、いろいろあのお聞きしますとあの最近はですね、飯島町で育った子どもたちが大人になって飯島町へ帰ってきて大人のサッカーチームもできまして活躍しているのと併せて、中学校の生徒に対する指導についてもこの方々がやったりしております、あのまあ長い目でみると飯島で生まれて育った人が必ず帰ってきてまた地域へ貢献してくれるんだなということを、こうしてあの過去を遡ってみるとそういう事実があるということを申し上げたいと思うわけでありまして、いよいよ待ちに待ったサッカーのワールドカップがブラジルで開催されるわけでありまして、15日にはコートジボワールと日本が対戦するわけでありまして、是非日本チームの健闘を願うところでございます。

さてそこで柏木グラウンドに屋外トイレの設置と芝化の現状はどうかということで、以前にあの質問した課題ですけれども再質問させていただきたいと思います。最初にあの屋外トイレの方ですけれども、これは以前に提案してありまして必要性はまあご理解いただいておりますので、多分具体化するんじゃないかという期待を持ってですね、平成27年度にまあ予算化していただいて是非設置をしていただきたいと思うわけでありまして、この点はいかがなということ。それから加えて柏木グラウンドの関係ですが、またあの後刻、同僚議員からもグラウンドの拡大とサッカー用にといい提言もあると思いますけれども、この柏木のグラウンドはですねこの地域のサッカーの拠点でもありまして、まあ少年サッカーの大会毎週のように行われて、多くの人が訪れております。それから松本にあります松本山雅の選手、宮下選手、あれ中川村出身ですけども、彼もこの飯島F Cで育ってそうした選手に育った方でもあります。これらもこの地で育ってきたわけでありまして、このグラウンドの芝化の問題につきましてはあのそうしたサッカーに使うとかですね多目的なスポーツに使うということもございまして、有事の際のまあ避難場所としての用途もあるわけございまして、グラウンドについて天然芝もしくは人工芝をということで飯島F Cからも要望が以前からあるところでございまして再質問したところでございまして、聞くところの情報によりますとまあこの天然芝化についてですね、造園協会の方からも提案がございまして、例えば30,000,000円位の事業費であった場合に町が3分の1、6,000,000円出しますと、残りの24,000,000円についてはt o t oの方から補助があるということでありまして。皆さんご承知か、日本スポーツ振興センター、まあスポーツくじなどの原資でスポーツに対しての振興、それからいろんな資金の助成などを行っている団体がございまして、この財源をですね充当すれば可能になるということで先般町の方にも提案があったのではないかといいように拝察をしておるわけでありまして。そこでまあこれが実現のためにですね取り組んでいただけると大変ありがたいことだと思うわけですが、そのこととですねあと実際あのもしこれが実現した場合ですけれども、造園協会の方であの300,000円位かなの年間メンテナンス料で面倒見ていただけるということだそうござい

教育長

すけれども、まあそこら辺も含めて町としてこの課題についてどう取り組んでいただけるのかについてお尋ねします。

柏木グラウンドを中心とした質問でありますので、まずトイレの関係からお答えをしたいと思います。先程議員ご指摘があったようにですね、柏木運動場のトイレは避難所に指定されているという事情もありますので、それを考慮して今後災害時にも使用できる対応を、整備をしていくということをまず考えております。従いまして来年度であります緊急防災減災事業にまず要望を上げて前向きに取り組み改修・設置を考えております。

2つ目のグラウンドの天然芝化の件でありますけれども、教育関連施設の、ちょっと外れますけれども学校の校庭をちょっとあの補足的に紹介したいと思っておりますが、なかなか平成になってから校庭の芝化は広がっているわけですが、なかなかその進捗がですね、昨年の5月の調査時点ではですね小・中学校合わせて全面芝化が10校とちょっと遅い状況でありますけれども、それからあの中庭とかあるいは子どもたちが集合するそういう場所については広がっているようではありますが、校庭全面というのはなかなか進んでいない状況であります。柏木グラウンドについてでありますけれども、あの今お話にありましたようにサッカーくじ、いわゆるt o t oの地域スポーツ振興の助成等もあります。非常に魅力を感じるところであります。まあ多額の費用が掛かるということと、それから単に芝を張るだけではないかなものかというふうに思っております。従いまして排水とかですねそれから土地の構造とか総合的に考えた方がいいのではないかなというふうに思います。またその後の維持管理が重要でありまして、まあ費用面ばかりではなくまあ肥料とか、それから薬剤散布というような小まめな管理が重要になってくるのではないかなというふうに思っております。それからちょっと調べたところではですね、芝生の特性からですね連続使用が大変難しいと、特にあの使用後の養生の時間が重要で加えて冬季間はまあ積雪等によって利用できないということもあるということから、利用率は現在の状況からちょっと下がるのではないかなということもちょっと考えております。従いましてまあ先程造園業者の提案というようなお話もありましたけれども、利用率や管理面も含めて、またあのそれを大事に考えながらその他の教育関連施設の整備面で優先順位あるいは緊急性の部分もありますので、大事に考えていきたいと思っております。まあ総合型スポーツクラブが主体になってB&Gのグラウンドを管理していただいておりますので、総合型スポーツクラブの皆さんとも協議して総合的に考えていきたいというふうに思っております。

竹沢議員

芝化の問題についての見解がございました。まあ具体的にはあの総合型スポーツクラブの方に先般提案があったようでありまして、この方向性につきましてですねあの管理いただいておりますそのスポーツクラブの皆さんとですね十分協議していただいて、また将来的なことも全部含めてですね検討していただいて、これが実現になればと思うんですが町長としてはこのことは課題について見解はいかがでしょう。

町 長

まああの教育長が答弁申し上げた内容そのものなんですけれども、あの確かにまあ芝化、非常にあの1つのいい考え方だと思うんですけれども、その前提がやっぱりあの芝化、まあ人工芝っていう話になりますとこれはあの敷き替えの費用がものすごく掛かってしまうということで、その点、まああの自然芝であればあの管理さえしっかりしていればまあ長持ちをしていくということで、そこにまあ違いがあるわけではありますが、いずれにしてもかなりのまあお金が掛かるということで、一時的にあの投資の部分はt o t oの助成が得

竹沢議員

られるといたしましてもですね、それとまあその費用対効果という話になってしまうんですけども財政問題、それからあのやはりやる以上はあの公式練習で、公式試合、まあJ1やそこらが来てやるっていうことにはならないと思いますけれども、それに準じるような物はやっぱりそこでやってもらわないとその価値観が出てこないということでもあります。そうするとかなりの面積を追加して広げなきゃならんというような問題も出てきて、ここにまたひとつの頭の痛い問題があるということでございますので、いろいろ検討を今後、あの確かに若者定住や若者が帰ってきて魅力的な事業に繋がるということは十分分かるわけでありますけれども、その点が厳しいなあという実感でございます。

まあ形としてあの以前にも提案しておりますけれども、あの正式なコートとして確保するためには面積の拡張がですね、あの用地の南側の水田とそれから東側の残土処理の場所とそこら辺の用地の確保の問題も必要かと思っておりますので、あの芝生の問題やそれから規格に合ったコートの問題含めましてですね、是非あの総合型スポーツクラブまたは飯島FCの皆さんとも協議していただいて、できるところから実現を上手にしていっていただきたいということを重ねて申し上げる次第であります。

次に最後の質問であります、第2回の米俵マラソンが元気づくり支援金を受けまして11月9日に開催予定でありまして、このことについての後方支援についてであります。県の元気づくり支援金 3,070,000 円を受けまして、このほかにマラソン参加者から 2,610,000 円程参加費をいただき、また協賛金をですね募ってまあ合計 6,900,000 程の予算で、今年は330人の方にエントリーしていただくような規模で大会を開催をするということになっておりまして、この8月1日からエントリーを開始するということでございます。そのためにこの実行委員会としてホームページを立ち上げたり、また「月刊かみいな」などによる情報紙の発行ですとか、いろいろ行ってこの事業を成功させていきたいということで、向こう3年間元気づくり支援金を受けながらこの大会を充実していきたいということでございます。それでこの間、実行委員会に私もオブザーバーで参加して心配したところでございますが、米俵マラソンの費用の財源として今回から町内に呼び掛けてですね、個人からの協賛金1口 1,000 円をあの町民の皆さんに募集するという計画のようでございます。先程申し上げましたように実行委員会としてもそれぞれ広報・宣伝活動を行いますけれども、町としては例えば広報で取り上げていただくとかいうことがお願いできるのかどうか。それからいろいろ各種マラソンそうなんですけれども、来ていただいた選手が頑張る走るためには、その走るコースの沿道でですね大勢の方が応援してやることであの走る方には元気がつくわけでありまして、町民の皆さんに当日は沿線で応援していただくようなことの呼び掛けも是非していただけたらありがたいというのが実行委員会の意向のようでありますけれども、ここら辺について町として応援していただけるのかについてお尋ねいたします。

町 長

来る第2回のまあ米俵マラソンの関係でございます。既に11月9日というふうに関日にも決定をされておるようでございます。是非まあ町も後方支援をということでご提案でございます。今お話のようにあの財面的にはこれは町が橋渡しをいたしまして県の地域発支援金、これを取り付けました3年間。ほぼ見通しが立っておるわけでありまして。それから後まああの考え方としてはこれが有形無形にあのコメの消費拡大の問題、あるいは俵文化の伝承といったようなことで大変意義あることで、前から申し上げておりますように、

竹沢議員

全面的にご協力申し上げたいというふうで現在進んでおります。沿線の応援体制の問題もあると思いますけれども、町もあの実行委員の職員が一緒になって入っておりまして、この運営の一助を担っておるという関係、それからこの啓発についてもあの、今お話がございましたように、広報やそれから町のホームページで全国に発信していくという形で今体制を組んでおりますので、そんなことのご協力の中で是非成功をしていただくように応援してまいりたいというふうに思っております。

それではあの町として実行委員も関わっていただいておりますわけでありまして、また広報、ホームページによります全国発信等々含めて行っていただけるということでありますので、あの是非まあ昨年立ち上げたばかりのイベントですけれども、まあ飯島町をひとつ元気にしてPRしていく良いイベントだというふうに思いますので、是非これが長続きしていくイベントになりますよう引き続き町としてのご支援をいただきたいことを改めてお願いを申し上げます。

最後ですが、これもあの米俵保存会等々が考えておる取り組みで、まあお米を使って特産「こーめん（米麺）プロジェクト」をまあやっていきたいという意向がございまして、これが実現した段階ではご支援いただけるかどうかということでございます。具体的には飯島町産の美味しいお米をですね、ご飯で食べるだけでなく、より多く消費してもらうために米粉を使った商品を開発して、この米粉を使った米の麺を開発するという計画でございます。これはあの名称は「いいじまこーめん」というふうに名称して飯島町をPRし、まちおこしを目指していきたいというご提案でございます。一部地元の担い手法人等々にもこうした開発についての投げ掛けもしておるようでございますけれども、こうしたものがですね実際に出来上がっていく段階で町として後方支援していただけるかどうかについてお尋ねします。

町 長

この米粉を使いたいいわゆる「こーめん（米麺）」って言うんですか、これがまああのプロジェクト的にまあ立ち上げていきたいというご質問でございますが、あのどの程度このプロジェクトが進んでおるのかということはちょっと私どもも承知しておりません。いま竹沢議員のご質問の内容、初めて私どもも知るわけでありまして、直接あの話を伺っておりませんので、まあ全体的にあの米の消費拡大ということについては先程と同じような視線の中であのよろしいかと思っておりますけれども、具体的にあの関係者の皆さん方からこれがどういうプロジェクトで取り組みをしていくのか、関係機関とどう調整ができておるのか、いくのか、ということもお聞きしないと今何とも申し上げられませんが、是非ひとつ内容的にまた担当課とも十分コンセンサスを取っていただいでですね、理解度を深めた上でまたご相談させていただきたいとそういうことでお願いしたいと思っております。

竹沢議員

それではまだこれはホットな情報でございまして、あの後々またプレゼンテーション等もさせていただいてですね、ご理解いただいた中でまた後方支援をできたらお願いしたいということをお願いいたしまして、以上で質問を終わります。

議 長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時40分といたします。休憩。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

10番 折山 誠 議員

10番

折山議員

通告に従いまして質問を進めてまいります。項目1、第5次総合計画中期計画の後期、この策定について伺ってまいります。喫緊の課題であり大きなテーマでございますので、今回この1項目に絞ってお伺いをしてまいります。飯島町第5次総合計画、これなんでございますが、この計画は平成23年度を起点にいたしまして10年間、32年度の町のあべき姿を展望をして当町のまちづくり計画の核となっているものであります。またあの町の各種計画を策定する際にはその基礎となる大変重要なものでございまして、来年度平成27年度はこの前期計画の終了年でありまして、新たに28年度からの5カ年計画、32年までの計画を策定しなければなりません。これからあの庁舎内のプロジェクトが立ちあがりまして、基本構想審議会こういったものを核として町民の皆さまとともに町が英知を絞っての策定共同作業が進む、そういったようなことだかと思えます。さてこのような状況の中で過日、日本創成会議が全国の市町村別の人口試算資料を公表いたしました。昨日以来の一般質問でこれ随分取り上げられておりますが、私この項目1つしか用意してございませんので、随分と重複するかもしれませんがご容赦の方を願いたいと思えます。またあの先程の一般質問でもそうでございますが、この辺に関する各議員の皆さんの町長に対するまあ質問は随分強めだったかというふうに思えます。あの私もそうなんですが、各議員の皆さん多分あの支持者の皆さんの声や思いをやはりこの場でお伝え申し上げる、そういったようなことであの出向かれていますと思えますので、今回やはりあのこの公表したインパクト、衝撃っていうものは町内に大きく広がっているんだと、その表れだったのかなというふうに思えます。この場の議論を深めるために重複覚悟で質問を続けていきますのでご容赦をいただきたいと思います。この試算によりますと長野県では2010年を起点にした30年後、これを推計では20～30代の女性、いわゆる出産適齢期の女性の人口、これが30年間で50%以上半分以下になってしまう、そういったあの市町村が県下に34市町村あって、県内の市町村数でいけば44%を超えてしまう半数に近い自治体の適齢期の女性の皆さんの数が半数以下になってしまう、そういったまあ報道でございました。昨日の議員質問にありましてとおり、飯島町67.8%の減少でございまして県下77市町村中の8番目に高い減少率だということだでございます。それでまたあの消滅することが将来考えられる自治体だという位置付けをいただいております。

そこで質問要旨1-1なんですが、この報道を町長、今日どのように受け止められておられるのでしょうかということですが、昨日のご答弁の中でだいぶ触れていただいております。ちょっとあの5月21日の長野日報さんの記事を引用させていただきたいんですが、そこにあの日本創成会議の人口推計に対する高坂町長の思いが報道されておりました。これはあの電話で取材なのか出向かれての取材なのかちょっと分かりませんが、その記述中に町長は数字が一人歩きしているんだと不快感を示したうえで、飯島町が消滅することはないんだと断言をしたとありました。私も全く同じ気持ちで同様に不快感を示した町長に思わず拍手を送った次第でございます。あの災害や便、不便など様々な事情で1つの地域、ここからあの人口が消えてしまう、これはありうることなんですが、今のあの自治体の運

営の制度上の中で人数が減ってきてからといって1つの自治体がある時消滅してしまうなんていうことはあり得ないことでありまして、まああの表現もちょっと慎重にしなければならぬのかなというような気がしております。まあしかしながらあの今回の町長の発言は、揺るぎない確信に満ちたものがございまして、単なる不快感の表現だけではなくてですね、人口減少に歯止めをかける、その取り組みに引き続き私が立ち向かっていくんだと、そういった決意表明にもとれたんですが、その点についてお伺いいたします。

町 長

それでは折山議員からは第5次総合計画の中期計画の策定にあたってに関しまして後半にご質問をいただきました。まずその日本創成会議、これの報告に対する報道結果を受けての受け止めでございます。お話のありましたように再三申し上げておりますが、この結果として飯島町が将来その消滅する可能性のある自治体の1つに入ったということになるわけでございますけれども、まあ飯島町のみならずこれはあの全国のこうした該当市町村にとっては大変衝撃的な受け止め方であったというふうに思っております。当町でも昨日以来それぞれの議員の方から同様の質問をいただきました。それに対しての所見、重複して細かく申し上げればよろしいですけれども、大綱をまあ聞いていただいておりますので詳しくはまあ申し上げませんが、まあ都度お答えしてまいりましたように、そうなった背景にはそれぞれの地域の実情もあるということをお知らせしながら、やはりこれは今回のこの報告というものはその上に立ってもやはりこれからの人口対策に大きなまあ警鐘を鳴らされたというふうに受け止めて、大変重く受け止めてこれらの施策に対応していかなければならないということを強く感じておる次第であります。飯島町は消滅なんていうことは絶対にしない、させないという強い意志・決意を持って取り組んでいかなければならないと、町民総意で取り組んでいかなければならないと、現時点での私の町長としての思い、感想でございます。

折山議員

お聞きしたのは引き続き取り組んでいる決意表明だったかどうかということで、まあその通りだということでご答弁があったかと思います。質問要旨1-2に入ります。今回の報道は町にとって大きなダメージになったかと思います。飯島町は県下で減少率が高い方から8番目、77市町村中です。県下減少率一番高いところは新潟県境にある小谷村です。77.9%。この報道では例えば小谷村の例で言いますと2010年にいわゆる先程申し上げました出産適齢期の若年女性、254人いたわけなんですけど30年後には56人になる可能性がある村だというふうに推計されました。私はあの海は行く時は新潟が近いもんです。片道はあの高速道路をずっと使って上越へ出る、あるいはあのもう片道はできるだけ松本から大町を抜けて白馬村、小谷村を経由して糸魚川へ抜ける。何でかっていうとあれ風景良いんですね。それで時間も大きくは変わりません。そこの小谷村の食堂で食事をしたこともございますし、姫川溪谷のあの沿線の風景、その中に点在する集落、こういったものを見ますとちょっと当町に通じるようなものがありまして、穏やかで豊かで大変暮らしやすい村だなあという印象をずっと持ってきたわけがあります。しかしながら今回の報道によりまして私の持っていたそういうイメージっていうのは小谷村っていうのは少子高齢化、人口減少と直面している厳しい村なんだなというイメージを持ってしまったわけがあります。これから様々な政策を打ちながら転入者を呼び込んで人口減少に歯止めをかけようとしている当町、ありまして対外的には同様のダメージを受けているのではないかなというふうに思われます。しかしながら後期5カ年計画の策定が迫っている今日

に創成会議から真剣に向き合わなければならない課題を突き付けられて、町民の皆様も先程申し上げました今衝撃と同時にこれは他所事ではないんだと、自分の町のことなんだと、当面する大きな課題というふうに受け止めている方が多いというふうに感じております。そうであれば今環境はまさしく、今後のまちづくり計画、策定する絶好の好機ではないのかなとそんなように考えるものでありますし、またそのように前向きに受け止めるべきであるというふうに私は思うんですが町長いかがですか。

町 長

まあ今回のこの報告、まあ報道も含めてですねマイナス思考でなくて将来に対するその好機と捉えるべきであるというご提案、思いでございます。今回のこの日本創成会議の報告を受けまして今申し上げましたように、決してまあ26年間先の話にはなるというふうになるわけでございますけれども、決してあの我々飯島町町民はこのかけがえのない飯島町を消滅なんていうことは絶対しない、させないという強い意志を持って行政も住民も取り組んでいく必要があるというふうに何よりも思っております。折山議員言われますように、このことを警鐘として捉えて、そしてまた好機と捉えて、マイナス思考でなくてプラス思考で逆転の発想でいこうと、いくべきだということは全く同感であります。行政としてはまあ現在行っている様々なこうしたことに対する施策に加えて、多くの若い皆さんがUターンあるいはIターンできるような、また新たに転入、居住できるようなやはり個性あるセールスポイントを定めて持続可能な最善の策を、まあ少々サプライズ的な策と申しますか、思い切った策を講じていきたいと、またいかなければならないというふうに考えております。2027年リニア中央新幹線開設の予定となるわけでありますが、南信地域は3大都市圏とのアクセスが飛躍的に良くなるということまあ期待するわけでありまして、それから経済的にも大きな転機を迎えるだろうというふうに思っております。東京・名古屋も移動時間約1時間、大きな転換期になるわけでありまして、こうした利点というものを都会への通勤・通学、まあなかなか全部というわけにはいかないかと思っておりますけれども、これからの社会はそうした社会が必ずくるんだろうというふうに思うところでありますので、今からこうしたことをプラス思考でPRも行っていくことが何よりも肝心ではないかというふうに思っています。まあよもやあのこの町をそうしたことに売っていくまあPRしていくこの考え方として、逆転のまあ発想と言いましてもこの消滅する可能性のある町というものをキャッチフレーズにするわけにもいかないというふうにも思いますので、まあとにかくこのことを逆手に取ってこのありのままの素晴らしい飯島の姿、自然環境、豊かな穏やかなゆったりしたこの暮らしのできることの幸せという意味というひとつ価値観をこの飯島で感じていただく、また育った人が戻ってきてもらう、都会に住んでいる人にこっちへ定住していただく、様々なこう枠組みの中で検討をしてみたいというふうに思っております。行政も頑張ってみますのでどうかひとつこれは町民の皆さん方も、ひとつまあおもてなしの心という俗にいう言葉があるわけでありまして、この素晴らしい原風景共々にそれに向かって町民一丸となってこの町を豊かな町にさせていただくようなご尽力も賜りたい、ご協力賜りたいということを申し上げたいと思います。

折山議員

町長のご答弁をちょっと聞いておりますと誤解を受けられてしまうのかなとちょっと思うことがあるんですが、あの今の今回のこの報道について識者の多くはですね、またあの特にあの自治体トップは評価を2つに二分されておるようですね。悲観的になるところ、それから楽観的にそんなことはないという首長、ところがあの識者の多くはですねそのど

ちらであつてもいけないと、当面する課題を現実を受け止めて国は何をすべきか、またあの各地方の自治体は何をすべきか、それを真剣に考える好機として捉えろよということを言っておるわけでありまして、私も同様のことを申し上げました。逆転の発想で消滅する町を売り出していくっていうそういうことは今思われませんとても。そうではなくて町民の皆さんと共に真剣にこの町を考えていく好機と捉えたらいかがでしょうかというご提案を申し上げたわけでございます。

次の質問要旨3に移ってまいります。後期計画の策定にあたっては様々な場所で長民間の議論を求めまして、自由な形で町へ提言をいただいて、それを吸い上げていくそういったことが取り組みが重要なのかなというように考えます。これまでも当然そういう発想でもって懇談会を開催したり懇話会を開いたり、いろんなことを取り組んで見えたと思うわけですが、ところで今回の報道の後に今年度の耕地懇談会が各地区で主催されておるわけです。ちょっと簡単に後に様子をお聞きしたいわけですが、私あの地元七久保区へ出席をいたしました。出席者の顔ぶれは区会議員の皆さんであるとか、正副耕地・自治会長さんであるとか、やはりあの地域地区の役員の方が主体的であつたわけで、一般参加の皆さんちょっと今回はそういった報道の後ですので、かなり多いのかなと思ったんですが、なかなかそういう皆さんは少なく、またあの消滅報道に対する危惧をその場で発言する方も、私の記憶ではいなかった、あるいは少なかつたように記憶しております。つまり町の未来に憂いを持つ方が今いるわけなんです、なかなかまちづくり懇談会などこういうところへ参加をして発言してくださる方は少ないわけでありまして。そのことが総合計画を住民協働で策定しようと取り組んでみても、なかなか思うような成果に繋がってこない、またあの自分の取り組みが直接ないわけですから、町民の皆様の間にも上位下達的な感があつてなかなか浸透してまいらない。そんなようなことを感じるわけでありまして。そこで例えば、例えばなんです、テーマとして「消滅報道を受けてこの町の未来をどのように考えるんですか」、特に町の政策のこうにこうについてという説明する時間はほぼなくて、「消滅してしまうかもしれません、皆さんどう思いますか」、こんなようなテーマでもって耕地・自治会単位、各種サークル、学校PTA、いろいろな場面で「短時間でもいいから話し合ってください。どんな格好でもいいから町へ提言してください」、そういった後期計画の策定に向けた住民協働作業、真の住民協働作業がスタートできるようなそのきっかけになれば、そういったことが大事だと思います。そういう意味で計画策定の懇談会はあまりこだわらずに、そういった方法を手法を提案しますがいかがでしょうか。

町 長

今度のあの中期計画に向けての策定作業の中でいろいろと手続きを進めてまいります。少しずつちょっとまあ具体的な部分に入つてまいりましたけれども、あのまずアンケート的なことから始めていくということで申し上げておりますが、この内容についても昨日からも申し上げておりますようにご意見もいただいております。忌憚のない幅広い考え方が、また女性のどう入れていくかというようなこと。少しあのその問答形式というものを工夫した形で準備をしていきたいと。その後にはまあ町民の皆さん方との意見交換・吸収と、その前段では現在のこの5年間でやってきた、まだ残っておりますけれども、徹底的に洗い出して評価してその検証をしてご報告をしなきゃいけない、そこから始めて、で今当面するこういうまあ厳しい状況の中をどう町民の皆さんが受け止めて、行政ばかりでこれは乗り越えていくことは無理だよということは当然申し上げていかなきゃならんと思いま

すし、それから住民の皆さん方の思いをやっぱり吸収して、やっぱりそれぞれのご意見があると思います。それらを吸い上げた形でまとめていく。でその意見の出し方についてもまあ形式的な4区だけでこのいいのか、あるいはまた従来の例にありましたように全耕地・自治会単位にするべきか、というようなことの整理。それから懇談の内容につきましてもまあ大勢でやるとなかなか意見が出ません。今回もご承知の通りだというふうに思います。あの会場によってちょっとまちまちいろいろありましたけれども、内容的にもいろいろ身近なことから大きなことからいろいろありましたけれども、あの少しでも思ったことがストレートに出せれるような、まあ前にあの分散会的な形式をとって非常にあの多くの意見が出されたという経験もありますので、どうもそういった手法も必要ではないかなというふうにはまあ内部的にはいろいろ言って考えておりますけれども、とにかく大勢出ていただくような方向の中で、まああの手、手とかまあいけませんけれども、考え方の中でやっぱり皆さんのこの意見を、忌憚のない意見をひとつ出していただいて、それをベースにした形でやっぱり素案づくりというものはしていかなきゃいけないというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

折山議員

あのそうですね。やはりあの計画っていうものを自分のものにするためには、その方がやっぱり何らかで関わっていると自分のものになりやすいわけですね。どんなものでもそうですね。ただあの人の話を聞いていてそこに席に座っていてもなかなか自分のものとはなつてこないわけで、是非まあそういう発言する機会をとということ、それが多分あの真の協働作業の一番とっかかりになるのかなというふうに思いますし、時期は先程申し上げた理由で適期になっているそんなようにも思います。皆さん胸にいろんなものを抱えていらっしゃるように思います。で私がこうやって一般質問を通じてその思いを伝えるよりも、直接ご本人が計画という場面へ伝えていくということがうんと大事ことなのかなというふうに考えるものです。

そこで質問要旨1-4へ入りますが、基本計画策定に関わる住民懇談会のあり方についてちょっと若干申し上げてみたいと思います。迫っている後期計画策定にあたりましては住民が自分の思いを町に伝えてくれること、自らの意思で計画策定に関わろうとするというきっかけづくり、このことを先程申し上げました。普段なかなか町にものを言えない人がたくさんいるんです。ところがですね私の身の回りには世間話としては、あるいは親しい仲間内の中では、私はお聞きしていてもそこまで言わなくてもいいじゃないかというほど、この町のだめなところを数えられる方。あるいはですねこの町のここが好きなんだとか、ここが良いんだっていうことを言える方、あるいは現状認識の中でこの町はこういうふうに変わっていかなきゃならないんだというふうに発言できる方、仲間内は身近にはいるんですね。でもそれをなかなか懇談会の場へ来て発言してくれない、だからその人たちの思いが伝わらない。こう言ったようなことだと思います。そうであればですね、あの形式だとか地区だ自治会といったあまり単位にもこだわらず、マレットゴルフの大会、障がい者の合宿交流、こういったものも飯島町にはあります。おやじの料理教室、これ公民館でやっております。絵本の読み聞かせをする団体もあります。いろんなそれぞれの分野で住民の皆さんが集まる機会って無数にあるわけです。スポーツの場面もそうです。町民のその無数の集いの場がひとつの懇談の場にならないかなということを提案するものであります。この町の消滅報道を受けて2分間で記載できるメモ書き、それを提出してもらう、

それも懇談会の1つのありようとして受け止めたらいかがでしょうか。また向こう1年間に住民懇談年間、こんなような位置付けの中で町民が何か1つ消滅しないための1人1提案、あるいはこの町のいいところを列記しよう、こういったような取り組み年間とされたらいかがでしょうか。それを含めて後期計画策定に関する住民懇談会の持ち方についての考えを伺います。先程と重複で結構でございます。

町 長

まああの何によらず人の心情というものは、こう人のこう悪いところが目について、そのことが誇張されるというケースが非常に多いわけであります。非常にあの良い面もあり評価できる面はこれはあの良くて元々と、ましてやあの行政なんかはそういう評価になるかと思えますけれども、そこがなかなかあの辛いとこなんですけれども、まあそれはそれとしてあのストレートにそういうふうにお感じになっていることはやっぱり行政の立場としては改めて改善していかなきゃならんということで進めていなきゃならんということ新たに思っておりますけれども、でまあ住民懇談会、この改まった計画策定のための懇談会だけでなく、いろんな場面でそのことを吸い上げたり、それから吸収したりと、こちらから提供したりというようなご提案もいただきまして、あの大変それも理にかなったお考えかなというふうに思いますので、あのいろんな会議のときに改まってそのことを別建てでということじゃなくてですね、そのひとつ住民の皆さん方も関心を持っておっていただきますので、いろんな場面でやっぱりあの住民の皆さん関心を持っておっていただきますから、そのことに触れるような共通の1つの認識の問題と、課題の問題として捉えていただいて、そういうことに対するまあ思いや提案やそういうことが出やすいような雰囲気の中で、これから来年の策定までに向かって考えていきたいというふうに思っておりますし、また各区やあの耕地には自治会には担当職員がおりますので、またその辺のところも吸い上げていただいたり、是非今年はこの町長に対する手紙やそれからまあアンケートも申し上げております。無論それを目指して懇談会の形式も先程言ったように考えながら、いろんなまあ考え方の中で今回の策定に向けての1つの意見集約、住民の思いというものここを結集して、みんなが意見を言って作ったんだよというような計画になることを期待しながら考えてまいりたいというふうに思っております。

折山議員

そうですね。あの何かの集会の折の閉会のあいさつはもう省略してしまって、皆さんちょっとこのテーマでひとつお考えをお聞かせください的な短時間で済む、あまり集まることの負担をかけない意見の吸い上げ方法もあらうかと思っておりますのでまたご検討下さい。

質問要旨1-5、女性の社会進出を促す環境作りとして地域の児童遊園について提案します。という項目なのですが、質問の流れから少し唐突で申し訳ございません。外孫をお持ちのある男性からお手紙をいただきまして、嫁いだお嬢さんの事情によりしばらく入園前のお孫さんを実家で預からなければならなくなりました。孫を遊ばせる場所に苦労しております。子育て支援センターのあることはしておりますが、年をとった私が孫を連れて若いお母さん方の中に入っていくとに抵抗があります。地域の中に孫と過ごせる公園を是非作っていただけるように町に働きかけてください。こういった内容でございました。動き始めた後期計画策定資料になればというふうに思いましてお伺いいたします。少子化対策の分野になろうかと思いますが、現在児童遊園の設置、利用や管理の現状、どんなようになっておりますか。手短かにご答弁いただきたいと思っております。

教育長

それではお答えしたいと思います、現在児童あるいは幼児を対象とした遊具のある場

所としてですね、与田切公園をはじめいくつかの集会所、あるいはあの自治会の集会施設内にあります。以前はあの集会所に遊具があったわけでありましてけれども、保守点検とかあるいは管理の責任が不明確で、加えてですね時代に合わなかった遊具等が撤去されたり、その後更新されないままの箇所があります。町にはあの小規模な児童遊園、ブランコ、それから滑り台などの遊具を設置する際の補助制度がありますので、飯島町小規模児童遊園施設設置補助金交付要綱というようなものでありますが、これは現在でも有効でありますので、またあの元気づくり支援金等もありますので是非ご提案に対してですねこれらの制度の積極的な活用をお願いしたいと思っておりますが、先程議員のご発言の中に私も賛同するところがあります。児童遊園を作ってほしい、何々を作ってほしい、という要望に対してですね是非当事者意識を発揮していただいて、共々どういう形のものがいいのか、どういうものがその地域だとかあるいは地区にですね有用であるのか、いらなくなったから撤去してしまえ、というようなものでなくてですね、是非、先程住民の皆さんもですねこういうものがほしいんだと、こういう形のものだとか、あるいはそういう地域の特性、あるいはですね子どもの発達に合わせたものを共々考えて一緒に作っていただくと、そういう機会がですねやはりみんなで町をつくっていくという一助になるのではないかなというふうに思います。従いまして児童遊園の提案ではありますけれども、是非そういう施設を活用していただくとともにですね、是非皆さんも共々アイデアを提供していただければ、こちらですね子どもの発達に合わせてこういうものが良いという情報を持っておりますので、共々一緒に考えて進めていただければお願いしたいというふうに思っております。以上です。

折山議員

実は私もあの町内あちこちまわる癖がございますので、児童遊園なんか見ておりますとまずほとんど人を見たことがなくて利用が少ないように思いますし、また草刈りなどの管理にかなり苦勞をされているのではないかと、それでまた遊具の危険だということの中で徐々に遊具が撤去されている、こういったようなところを粒さに見てまいりました。まああの私にお手紙をくださった方の思いは思いで、今、教育長言われたようなこともこの方も言っております。地域の高齢者など私どもの力で草刈りをしたりということも提案にさせていただいておりますが、それはまあ総合計画の場へ譲るとして、ここではですね、ちょっと私の提案になります。最近あの全国的な話題になっているんですけど、ある公園の草刈り管理を目的に山羊を放牧したというそういったニュースを見たことがあろうかと思えます。そうしたら動物との触れ合いで公園の利用者が増えたそうであります。山羊は性質のおとなしい、やっぱりあの荒っぽいものからいろいろおるようであります。性質のおとなしい山羊をリースしてきてそこへ放す、あるいはあの広くこう回れるように草を。除草効果も上がりまして、利用者も増えて大変良いと、良い効果が上がっているということのようです。実は私の家の近くにも山羊をつないで草を食べさせている方がいらっしやいまして、たまに場所を移すと確かに綺麗になっていくんですね、移したところ。町内には適地もあると思います。少子化対策としてまあ地元任せればばかりではなくて、まあそういったアイデアもちょっと当事者出していただきながら、後期計画の中でご検討いただければというように思います。さてこの方の要望は端的に言えば児童公園を整備してほしい、こういったことなんです、この要望の目的は年齢に応じた孫との居場所の確保、これを求めているものであります。女性の社会進出、子育て支援、こういった観点か

らこのようにじいちゃん・ばあちゃんが何らかのお嫁さんや旦那さんの都合で孫育てですね、を求められる家庭は徐々に増えてくるのではないのかなこんなように思います。地区対象の住民懇談会にはこの方出席してくれそうもございませんので、そういった声も吸い上げる工夫、先程と重複してくどいんですが、そういった工夫もお願いしたいと思いますし、人口減少に歯止めをかける施策の1つ、これに直結すると考えますので、是非、動物ふれあい公園の整備提案合わせてご検討いただいて、時間も押してまいりましたので、答弁をいただかずに次に入ります。

最後の質問要旨1-6に入ってまいりたいと思います。ちょっとあの町長、大事な話ですので私の方を見ながらお聞きいただければと思いますが、後期計画策定の山場に次の町長選挙を迎えるということになろうかと思います。そのようなタイミングで重要な計画策定に臨む町長の姿勢、これを伺ってまいりたいと思うわけなんです、町長任期、来年の11月29日までだかと思ひます。後期計画の完成と公表はいつを目指しておられますかお答えください。

町 長

まああの任期満了の件についてはまたちょっと後程申し上げますけれども、今度の後期計画これについてはまず前期計画の検証をしっかりして、その状況というものを粒さにお知らせをしなければならんと。そこからまあ始めていくということであるあの作業日程が、再三申し上げておるように、アンケートの調査それから懇談会の問題あってくるわけですので、最終的にそうしたことの作業を終えまして、来年の9月議会でもって後期計画を議決をいただくと、こういう日程で現在組み込んだ日程で進めておるところでございます。

折山議員

町長は前回の選挙において公約を掲げられてご当選されました。様々な政策をリーダーシップを発揮されながら今日まで展開をしてこられました。まあこの間多くの成果を上げた一方で、人口減少に歯止めをかける、そういったことの成果が見通せない内容もまあ含んでおろうかと思ひます。後期計画の策定は住民協働で構築されるものが望ましいわけなんです、町長としてはやはりあの掲げた公約実現に向けて策定作業にリーダーシップを発揮していくことが住民からはやはり求められるものというふうに私は認識をします。しかしながら今申し上げた、任期と立てる計画がそれ以降の実践計画であるという、町長は難しい立場に今あるように思われます。現任期後の政策となる後期計画の策定を町長どのように取り組もうとしておるのか、先程と重複しても結構ですがお答えください。

町 長

後期計画の策定順序についてはあの申し上げておりますけれども、ちょっと整備してもう1回まあ重複いたしますけれども。後期計画策定のためのまず住民満足度調査、まあ意識調査になりますけれども、これをまあ早急に夏過ぎから始めていく日程になります。で、いろいろとあの審議機関としてまあ基本構想審議会ということで、前回はあの10年計画もセットでありましたために策定委員会というのを別個に作りまして、それで素案づくりをお願いして基本構想審議会にかけながら、住民との意見交換を相互キャッチボール方式の中でまとめ上げていったという経過をたどりましてけれども、今回につきましては検証の上に今ある町の現状、将来見通しのもの、財政的な見通しの問題も含めて、まずその素案づくりは職員がやりたいというふうに思っております。そのことは基本構想審議会の中で断続的にいろいろ整備をしまして、そして素々案という形で町民の皆さん方にたたき台としてまあお示しをしていくと、その中でまあいろいろとあの大きく変わる部分もあり

ますし、取り入れていく部分もあると思います。それでまあひと整理をして最終的に素案として基本構想審議会の中で決定をしていくと、まあ他にもいろいろとテーマがあるわけでありますので、日程的には同じような歩調で進むことになろうかと思います。で、最終的に今申し上げた来年の9月定例会という目標で進めてまいりたいというふうに思っております。

でそこであのご質問の趣旨が、この計画策定時期が町長の改選時期に差し掛かるということにまあなりまして、いわゆるその行政スタンスというとの整合性の問題のご質問の趣旨というふうに思うわけであります。まあ私といたしましてはこの後期計画の策定作業というものと町長の任期の件を直接関連付けて考えていくということは全く次元の違う問題だというふうに思っておる次第であります。行政は常にあの継続性がなければなりませんし、特にこの計画策定にあたって客観的視野に立ったこの社会経済情勢の現象と検証というものを行いまして、それから住民意識の把握、それから持続可能な施策の方向性、それから財源の問題等々の総合的な現況、置かれた見通しの中でこのことを積み上げて、そして何よりも現時点で町民の皆さん方の考えておるその意識の問題、それから町民の計画策定以降のこの町のあり方、姿というものをみんなで考えたものを集大成として計画に盛り込むということでもありますから、当然そこにはあの継続性もいろんな施策の中にはあるかと思いますが、基本的にはこの任期の問題とは誰がどういう取り組んでも町民の皆さんの思いというものはそう変わるものではないと、町の姿それから町民の幸せというものを優先的に追及した結果計画でなければならないということで、だとするならばそうしたことは決してあの切り離して考えるべきものだという形でございますので、是非その点のご理解をいただきたいというふうに思います。

折山議員

ちょっとあの議論が噛み合わない部分があるんですが、それじゃちょっと私の思いを申し上げてまとめに入っていきたいと思いますが、任期を1年以上残してこの時期に次の町長を語るということはまあ当然無理かと思いますが、ですから私の思いは町長からは純粋に公約に沿って目指すまちづくりを自らが先頭に立つて行うんだと、そういう気概と気迫を持って計画策定に取り組むという、そういうまあ、いわゆるご答弁を頂戴したかったということを申し上げまして、これからはちょっと総括的なあの振り返って質問をさせていただきたいと思います。ちょっとあの時間いっぱいに使えよというご指示もございました。先程来申し上げてきた飯島町の消滅の可能性ですが、まずその日本創成会議、これですがこれは政府内の組織ではございません、ご承知のとおりです。3年前の東日本大震災の復興を期に新たな日本を創ってこうよと、そういうきっかけにしたい、そうことを願う県知事経験者でありますとか、財界の方ですとか、労働界の皆さん、大学教授、こういったいわゆる識者の民間の識者の皆さんの集まりでありまして、ですから国のいわゆる政策の思惑に影響されない立場での情報発信になるわけであります。ここでいわゆる推計されるものは可能性としては必ずそこは見せなければならないんだというふうに真剣に受け止められなければならない、いわゆるデータなのかなというふうに感じるものであります。またあの発表された人口の将来推計はこれはあのそのものを発表したわけではなくて、報告書の資料でございます。推計はあくまでも。本文は報告書でありまして、これは今様の都心への一極集中の現在の構図がこのまま続いていくと、日本は内部から疲弊していつてしまいますよ、だから国も地方も知恵を絞ってそういうことにならないように考えましよう

よと、こういった提言でございます。従いまして大いに後期計画の参考にすべきものだというふうに考えます。しかしながらですね私にはどうしても分からないことがあるんですね。私もあのあちこちで暮らしてまいりました。この現住所地の前は石川県金沢市です。昭和50年にここに移ってまいりました。至るとあの出生は下伊那郡阿智村でございます。いろんな地域いろんな場所と比較するんですが、この私のよく承知している長野県、これはあの全く未知の分野ではありません。長野県、よく私、あのよくというか承知をしてございます。それで今暮らしているこの上伊那圏域、下伊那圏域、こういった圏域も大方分かっているつもりであります。何故この飯島町だけがですね圧倒的に若年女性が少なくなっていくんでしょうか。何故そのことをもって人口減少が他所に比べてこんなに加速度的に進むんでしょうか。近くでは先程中川村の例がありました。大鹿村、私、大鹿に友人がいますが、今の村長、柳島村長さん、本当にあそこまで行くのになかなか大変であります。店もそんなに多いとは言えません。買い物する場所が豊富でなくて交通の便が悪くて、いわゆる都市的機能がそんなに充足しているようには思われません。隣接する中川村これはもうもっと低くて飯島町は8番目に対して48番目、うんと減少率が低いんですね。先程申し上げました若者が流出していつてしまう要因として筆頭に掲げられる買い物環境でありますとか、働く場所が域内にあるとか、更には子育て支援政策がその2村と比べてうんと当町が劣っているとか、都市機能的にうんと不備があるとか、そういった目に見えた減少と比較していきますと、その村よりうちが劣っているんでしょうかね、とてもそういうふうには私は思えないんであります。だからよく分からないんですね。私は自分自身は他所に負けない魅力を備えた暮らしやすい町だというふうにこの町を思っております。ただ昨日のですね一般質問の中で大人が日常に不平や不満、この町のマイナス面だけを語っていると子どもたちがそのように受け止めてこの町の未来に希望を持てなくなるよと、都会に出ていった子どもたちが希望の持てない田舎に帰ってこないよということを発言された議員がいらっしゃいましたね。その時に私少し感じるものがありました。またですねもう1つ、町のあの人口減少の大きな要因に先程町長ありましたけれど、転入してくる人よりも転出者が多いんだと、こういうあの社会的な要因があるんだということを町長言われましたが、簡単に言うと転入者が少ないんですね他所に比べ。そうすると移住者が少ないってことであります。そうすると移住者の声っていうのは長くからここに暮らしている皆さんの声に比べてやっぱり数の力で小さいものなのかなというふうに思います。一方あの耕地・自治会未加入者に対して最近やはりあの住民の方から不満が、雪掻きもしない、会費も払わない、何もない、こういったようなあのいわゆる不満の声が挙げられるわけですが、この声はやはり数が多い分だけは広がるわけですね。そうすると転入してきたばかりで、まだこの地域になじめずに、山は綺麗だけどちょっと暮らしにくいのかなと思ってしまう方ももしかしたらいるのかも知れません。また小さい声ではあってもそれが発信されていくと、あの町へ行って暮らしたいな移住したいなと思っている方の意欲に水を注ぐことにもなるのかもしれない。といったようなことをあれやこれや考えていくと、飯島町だけが何でというこの疑問、これ私の頭の中ではよく分かりません。で、やはりあのこの分析にはですね様々な専門分野の方のやはりあの多角的な分析が必要なような気がします。どこが違うのお隣の中川、あの村長さんには申し訳ないけれどあの便の悪い大鹿村、何が違うのってそのやっぱりそういった分析を、提案なんです、そういう分析を近くの大学

とか大学院、短大、こういったまあそういうことを捉えるゼミからいろんなものがあると思うんですね。その皆さんのお力をお借りしながら、ちょっとこの今がチャンスだと思うんですね。これだけあの世の中に広く知れた貴重な特異な実験フィールドがここに飯島町として存在するわけですから。一方であの場所はある限り変わらずにあの南箕輪村みたいなところがあるわけですね。ちょっとそういったまあいろんな分析をそういったことと協働しながらされてみるのはいかがかなというふうに思います。繰り返しになりますけれども、今回の報道を受けて後期計画を策定するタイミングの中でこの1年間は大変貴重な時間です。経費を掛けてもそういった分析、対策、そういったものの構築が重要だと考えますので、ここで町長のお考えをお伺いしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

まああのいろいろご提案いただきましたけれども、まあ今回の何人もの議員の方がこれに触れて質問をいただきました。20代から30代の若年女性のこの層が26年後に67%減というこの数字が踊っておる、それにまあ発生した質問が多いわけでありまして。非常にあの悲観的に衝撃的に捉えておると。でこれはあの再三申し上げておりますように、じゃあ中川、大鹿、何でというようなこともあるわけでありましてけれども、あの確かに減少傾向にあることは事実で、そのように説明申し上げてまいりましたけれども、1つにまあ私がまあ分析というよりもこの事実たる数字であるかと思っておりますので申し上げますが、前回の国勢調査それから前々回の国勢調査との比の中で、あの経済ショック、リーマンショックの中で、1企業で420人という、そこもしかその20代から40代前半の方が今でさえその600何人かのその層の方が300何人減ってしまうと、そっくりそのまま以上にその2年間位の中で減少したというその統計データが国に上がって、そのデータを基に将来を、まあいろんな他の分野も要素もあるかと思っておりますけれども、まず第一はその人口、この見通し傾向というものをベースにした見通しであったと、がそれが報道されて67%、と同時にあの50%以上になるとこの消滅危機の可能性のあるというふうに分析されたと、じゃあ49%ならそれが出ないのという話になるわけでありましてけれども、まあそれは数字のことを言ってみてもしょうがありませんけれども、そのことが非常に10数%のインパクトが強かったためにこうした衝撃的に捉えてしまったということで、まあそのあのいろいろ考え方はありますけれども、今そのことをとやかく言うつもりはございませんが、そういう事実があるということだけはひとつやっていただいて、もしこれがまた次の来年の国勢調査のときに同じ傾向で60も70にもなってしまうということがあったら、まさにこれはもう一遍これはしっかりふんどし締めてひとつ対応しなきゃならんと。ただあの今回のこうしたことについてもまあ警鐘を鳴らされておるということを再三申し上げておりますけれども、これを1つの起爆剤にして更に対応していかなきゃならんということは今申し上げておるとおりでございます。そういうことを是非町民の皆さんにご理解いただきたいと、決してそんなことにはならないという確信の中で申し上げておるわけでございます。それからあの良いところもあるんですけど、どうしてもこう不平不満、悪いところばかりが目について、このことがまた子どもたちにも影響して皆そうになってしまうと、それで一旦は出て帰ってくる気持ちにもならないというようなことを、おっしゃる通りだというふうに思いますので、どうかひとつそのことはまた各ご家庭の中でも子どもたちとともに今ある現状というものをいろんな面でみていただいてですね、で期待に応えていかなきゃならないことも施策として大いにあるわけですから、そういうことも踏ま

えてプラス思考でやっぱり考えていかなきゃならないと思っておりますので、是非そんなこともまたそれぞれの皆さん方胸に止め置いていただきながら、町の発展のためにご尽力いただきたいということを申し上げてお答えとさせていただきますと思います。

議 長

ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時34分 休憩

午後 1時30分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 浜田 稔 議員

5番

浜田議員

それでは通告に従いまして、主に住民の自治に関する項目の質問を順次行ってまいります。第1項目は飯島町第5次総合計画後期基本計画の策定に向けてということでお尋ねしたいと思っております。先程の同僚議員の質問にもございましたけれども、平成23年2011年に第5次総合計画基本構想が策定されまして、その前半部分である前期基本計画これが平成23年から27年でその期間を閉じるということで、もう既に期間の3分の2を経過したというふうに思っております。まずそこでですね計画は3分の2経過したことであればそろそろ仕上げ段階に入っているのではなかろうかと思っておりますので、まずこの3分の2を経過した段階での全体の進捗あるいは課題、こういったことについて町長の総合的な所見をお伺いしたいというふうに考えます。

町 長

それでは浜田議員の質問にお答えをしてまいります。まず第5次総合計画後期計画の策定に向けて前期計画の、現在まだ中間でございますけれども、この町長総括所見ということでございます。お話にございましたように第5次の総合計画は平成23年度から平成32年度までの10年間の計画でございます。その策定にあたりましては長期間に亘りまして多くのまあ住民の皆さんに携わっていただきまして、各耕地や自治会で説明会を開催し、住民の皆さんのご意見をまとめて出来上がった計画でございます。そこでその前段となる前期計画、これは23年度から5年間、来年27年度末までという5年間でございまして前期計画ということになっております。この中身は具体的な施策の中では8本のまあ大きな柱の下に48の基本施策が掲げられているわけでありまして。この基本計画によりまして担当課それからプロジェクト等によりましていろいろと議会にも諮りながら、この実践に向けて取り組んできておるところでございます。まあ毎年ごとの事業実績あるいは行政評価の内容等につきましては決算時にあわせて行政報告書を提出させていただきまして、これに併せてこの達成率等の所見の報告もさせていただいておるわけでございますけれども、中には実施の完了の施策もあつたり、それからまだ途中のものもあつたりいたしますけれども、概ねまあ計画に沿って進んでいるものというふうに総体的には思っておるところでございます。現在はまあ25年度の総括の部分とそれから次の計画の策定に向けての5年間全体の総括、あるいはまた10年間の中でもちょっと状況がいろいろ変わってまいりましたので、その辺含めて内部評価を行ってまた1つのまとめをしていきたいというふうに思っておりますけれども、なかなかあの財政の問題も含めて、それから先程昨日来いろいろ

議論しております人口動態の面やら、いろいろあの新たな課題も深刻の部分もございますので、後このことを2年間、まあ今年も含めて2年間の中で全部達成ということはちょっとあの若干懸念する部分も私自身も持っておるわけでありますけれども、とにかくまあ最終年度まで全力で施策の目標建設に向かって取り組んでいきたいという気持ちでございますのでご理解いただきたいと思います。

浜田議員

前回あの第4次総から5次総に移る時にはですね、4次総の計画の総合検証の資料が出されまして、でまあそれに基づいて次の計画の策定が進んだのかなというふうに思っております。今回も先程のお話を伺っているとその様な手順をとるのかなというふうに思うんですけれども、ただその4次総から5次総の場合と違ってですね、今回は既に第5次という計画が動き出した中での中間的な位置、ステップということになりますとですね、白紙の状態例えばその審議会にその審議を求めるということよりも、町長自身がこの4年間近く取り組んで直面してきた問題に対してですね、私としては是非率直に問題提起をしていただいて、特に大きな項目でね。で例えば投げ掛けをしていただいて、そういったあの町長の担当のトップとしての思いをまあ審議会に投げて、その上で議論を進める方が非常に熱のこもった審議が出来るんじゃないかとまあこんなふうに考えます。そういう意味でまずお尋ねしますけれども、この詳細な個別のデータの前にですね町長の総合的な見解を表明されるおつもりがござるかどうかお尋ねしたいと思います。

町 長

まああの基本的にはあの今度の5年間、今後あの5年間と言いましても実際あの作業を始めていくのは今年年度内、秋位からまあアンケートをとったりしてという作業になってまいりますので、平成23年24年25年とこう来ておりますこの積み上げの評価というものをもまず基本において、で達成率がどうであったかどうかと、それから新たないろんな課題も出てきております。それをどう整理をして次の足掛かりにこれを見込んでいくかというこの作業が中心になると思います。同時にまああのもっと大きい意味で言えば人口10,500人がとても今その達成率いろいろ言っても実現不可能というような状態になってきましたので、そうしたことから来るその行政運営の枠組みというものもやっぱり私自身も捉えたりして、これが行政にどう影響したり、またそれが行政府評価のうえでどう憂えたりするのかというようなことも含めて検証する必要があるということですので、事務的な部分とそれから形式的な事務だけでなく、私自身もまた内部協議をしっかり分析をしましてですね、スタッフと共にひとつ町民の皆さん方に示して議論の出発点とさせていただきたいとそんな気持ちでおります。

浜田議員

私ももう少し端的にお尋ねしたので、その事務的な作業ではなくてリーダー一人としてのですねあの見解を前にお述べになった方がよいのではないかとこのふうにお尋ねしたんですけれどもこの点はいかがでしょうか。

町 長

あのその時点、まあ今年の後半になるか、素案の段階になるかはちょっと分かりませんが、その所信的なものは申し上げてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

それではその素案の検討について、もう少しあの踏み込んだ質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、あのこれから策定される後期基本計画というのはですね、もちろんあの前期基本計画を新たな状況の下でどのように修正しながら、あるいは豊かにしながら継続していくかという、まあ計画という性格があることは基本にあることはもちろん間違いがないわけですが、実は今回の第5次総合計画というのは非常に特殊な

スタートをした計画ではなかったのかなというふうに私は思っています。と言いますのは、計画策定の策定されたまさにその時に3. 11の事件が発生しました。でこの前後から欧州危機、経済危機ですとかですね、あるいは国内外の失業の増加、それから北アフリカの各国の不安定化といったような国際的な変化がありました。あの、円・ドルの関係でいっても当時は80円から78円位、現在ご存じのような価格になっておりますけれども、経済環境も大きく変わったとそういう非常に外的な国外的な要因、それから国内的な要因に関してもですね3. 11は勿論のこと、TPPですとか、それから政権交代、そしてアベノミクス、道州制、まあ異次元の金融緩和、消費税、それから介護の問題に対する大幅な制度の変更、まあその他挙げればきりがありませんけれども、恐らくその策定時に予見しなかったような大きな出来事がですねこの3・4年間に起こったのではないかと、そういう意味では単に前半5年間の継続ではなくてですね、今回のこの後期計画というのはそれだけの大きな地方自治をめぐる変化に対して、どれだけ突っ込んだ議論ができるのかということがこの後期計画の策定に問われていることではないかなというふうに私は思っております。で今回の議会では度々あの人口減少の問題が出ましたけれども、私もですねあの毎年やっておりますごみゼロ運動でちょっと違和感を感じました、今年は、朝5時半ごろ出ていって。まあここ5年間ほどごみを拾っているわけですが、あの道端の草がすく生えたなという印象ですね。同じ所を毎年拾っているわけですが、つまり徐々にではあるけれども地域力が低下したのかな。それから別のところを回っている時にちょっとした雑談でですね、前回、10数年前の大雪に比べて地域の豪雪対策が大変だとまあこんなようなことも聞いております。ですので飯島町が国外・国内の大きな波に揉まれながら、その中で体力的にもですねいろんな問題を抱えていると、その中でどういうふうに5次総の後期計画を策定していくかという意味ではですね、極めて具体的なことが求められているのではなかろうかというふうに強く感じるわけです。ところで基本構想の策定の時に参加された方の何人かの率直な感想を実は今回伺いました。で、共通して出たのはですねこんな話なんです。1つは4次総の検証結果は資料配布されたけれども、さほど深く議論されなかったという印象をお持ちの方が何人かいらっしゃいました。それから審議会の中ではですね、かなり膨大なページにのぼるものですから時間を急かされて、どうしてもその大枠の変更というのは認められない雰囲気であったという、そんなこともありました。もしこれが共通の印象だとするとですねあの審議自身が非常に参加者に不完全燃焼感を与えてしまって、これまでも公募への参加者が非常に少ないということが議会でも度々問題にされたと思いますけれども、あの豊かな審議が必ずしもできないのではないかとまあこんなことを私は恐れます。つまり一方では非常に具体的な議論が求められている時代であってですね、その一方でその審議のやり方にあのやはり不満足だという印象を持たれている方少なからずあると、で先程のお話だと素々案からまた始められるということですね、どうも形式的にはそういう手順を踏むのかなというふうに思うわけですが、あの職員の方の中からもこの作業かなり実務的に負担だという声もちょう、町長に告げ口してはいけないのかもしれませんが、あの聞こえております。まあそんなわけですね私としては少しやり方をですねあの思い切って変えたらどうかということ、まあ今回は1回1つ目の質問では提案したいということでもあります。実はその地方自治、住民自治についていろいろ調べものをしているときにこんな文章が飛び込んできました。

日本人が馴れ親しんでいるのは根回しを重んじてですね公開の場での意味のある議論を回避しながら、全体の和のためにお互いに歩み寄りを求める方法が基本なんだと、でこれではよろしくないということがそこでは書いてあったんですけども、そうであればですね今回の審議もそのようなそしりを受けないようなやり方を是非検討してはいかがかとそんなふう思うわけです。じゃあ具体的にはどういうことなのかということなんですけれども、あのまあ普通、前期・後期という計画の策定、実践、検証というのはまあいわゆるP D C Aですね、P l a n - D o - C h e c k - A c t i o nというサイクルを回すわけですけども、恐らく私の見る目で希薄なのはプランとドウはそれなりに精度の高い資料を作ると思うんですね、ちなみに例えばですね今回の前期基本計画はですね、123ページに上る細部の種類です。念のために文字数勘定してみたんですが80,000文字ですね。で80,000、80,000文字の文書をですねごく限られた中で本当に十分に精査できるのかと、でしかもこれを審議するだけではないわけです。例えば4次総の時の検証の資料というのがありまして、各事務事業に亘ってですね細かく経過が書いてあって、でそれに対する評価・対策というのが書いてあるわけですけども、これが実は94ページ、しかも非常に小さい字で、まあご存じだと思いますけれどもA3か何かの非常に小さい字でですね、非常に高密度に書いてあるわけです。でこの2つを突き比べながら本当に後期計画をですねあの深く突っ込みができるのかと、またその準備作業も大変だろうというふうに私は非常にあの心配しましたというか、私はあんまりそこに首突っ込みたくないという気につくづくなったわけですけども、あのそれよりもですねあのまあこれは単純な提案なんですけれども、例えば思い切った提案としてはですね素案づくりをやめてしまったらどうかと。素々案とか素案は作らない。じゃあどうするのかというそれはあの前期計画そのままを使う。それで検証のデータはいずれにしても必要だと思うわけですね。検証のデータっていうのはあの4次計画の時の検証資料という細かい数字ももちろんそうなんですけれども、先程町長がおっしゃったようなあの行政報告書、あれはかなり具体的に書かれているのであれを使った方がよほどその具体的な事実が審査委員の方の目に届くんではないかと。でそれに基づいて前期計画のこの項目はこうだったんじゃないかという議論をした方がですね、密度も高まるし重要な項目の議論も進むんじゃないかというふうに思ったわけです。で、まあ抽象的なことを言っても何なので自分で試しにあの目暗である項目拾ってみてどんなものかということやってみたんですけれども、1つはあの交通安全ですね。これ4次の検証資料というのは全部突き合わせるとやっと1ページの資料なんですけれども、まあ交通事故があって死亡事故が2件あってというふうなことがいろいろ書いてあります。ところが交通安全対策の推進ということで前期計画にまとめられたのはですね、極めて淡々とした中身で、道路標識の整備、交通安全意識の高揚、死亡率原因調査の実施、道路の凍結防止対策の強化、シートベルトの着用促進、だと。で、指標目標は何かというとシートベルトの着用率を向上させましよう。で平成27年までに100%にしましょう。それから死亡事故ゼロ1,000日を達成しましょう。これはとっくに破綻しているわけですけども、で1,000日以上という目標が掲げられている。じゃ行政報告書の実際を見るとどうなっているかというとなさね、こういう姿とはずいぶん違うと思うんですよ。実際に亡くなられているのはここ3年間でですか高齢者の方が、しかもシートベルトが原因ではなくて比較的スピードの出る道路で、お二人は多分あの運転中に、もう1人は

横断中に亡くなられたというふうにするわけですね。してみるとですねシートベルトの着用率とそれからその死亡事故ゼロということを目指して、先程のような項目を取り組むべきだという結論にはですね恐らく審議会の方ではないんじゃないかと思うんですね。我々が直面しているのはそういう問題ではなくて、飯島町が高齢化してですね、にもかかわらず交通手段が非常に限られているので高齢者がどうしても車に頼らざるを得ないと、ただその一方でスピードの出る道がある、そして高齢者に対する教育も実は十分に行われていない。これはあの私どもの耕地の中でも安協の委員の方がですね、教育のための金がないんだけど何とかならないかというまあそんなお話もあったわけですけども、そういうふうなことが実はもっと具体的な問題に踏み込んでいくとですね浮かび上がってくるんじゃないかと私はそんなふうにするんです。ですのでこういうきちんとまとめられたシートとそれから非常に美しく作られた素々案に職員の方の膨大な職務のエネルギーをつぎ込むよりも、もう既に作られている行政報告書、具体的な事実、それからそれをたたき台にしてその部分だけ修正すれば出来上がる後期基本計画、こんなやり方で一方では労力を減らして一方で作業の重要な項目の検討の密度を上げてはどうかと。慣例から見るととてもない提案にはなるとは思いますけれども、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

町 長

まああの浜田議員、全然違った角度からの発想で今度の中期計画の作成についてのご提案をいただきましたので、これに対しては今あのまあそのようにというわけにもまいりませんけれども、あの一応まあ内部でまた十分協議して検討させて、お聞きしておきたいというふうには思います、ただあの職員関係ではこれはあの確かにこの事務ばかりでなくて、いろんな事務が最近増えてまいりまして負担は大変でございます。ただあの楽をして出きるものならそれは結構だと思いますけれども、やはりこれは真にあの町民の声を吸い上げた形の中で次の5年のステップを始めていくということにふさわしい計画でなきゃならんということで、苦労は付いて回ると思いますし、まあ真剣勝負でやってもらわなきゃ困りますので、その点についてはまた職員の自覚も含めてですねあのより良い方法でひとつ努力をしてもらうようにまた私も一緒になって考えてまいりたいというふうには思います。

それからあの今のこの2つ目の質問の冒頭で言われました、あの確かに世界情勢、経済情勢、それから産業界を取り巻くいろんなあの税収減とする政治の変説も含めてですね、あの大きな変換この5年間、まあまだ5年になりませんが4年ぐらいの中ではあったことは事実でありまして、このことがあの微妙に町の政策の中にも否応なしにまあ左右されたり、取り入れていかなきゃならん、それに沿っていかなきゃならんということは、これはどこの市町村も同じであるわけでありまして、現実問題として。でその町の方向性、将来性、理念といったようなことについては、実はあの同じ5次総合計画の中でも主には10年間の中にまあ入れてある考え方の問題でありまして、特にあのここ2～3年の中に地方分権一括法ができてですね、地方のことは自ら考えて実践する、それから特にあの関係省庁の統廃合だとか、まあそのことの奥に道州制の問題がまあ見え隠れしたりして、そのことが市町村合併にまた助長するような解釈にもとれるというようなことがあって、なかなかあの難しいわけでありましてそれをどう読んでも。ただあの我々自治体としては何としてもいろんなあの苦労も多いけれども、先程の議論じゃありませんけれども、破たんしないようにひとつ守っていかうという、ほとんどの市町村がそういう思いだと思いますので、そのことはやっぱり10年間の中で余りあの全面的に変えるという話になりますと、

この総合計画はもう一遍見直さなきゃなんということ、でまたその先に来るのがまた違った時代が来るということでもありますので、一応基本的にはこの10年間のものはそのまま置いておいてですね、社会情勢いろいろ揺れますけれども、それで5年間の中のこの、まあ現在は8基本48施策ということで、かなりあの今言われるように具体的な施策を盛り込むのが基本計画5年間でもありますので、それはあのもうずっとメニュー的には今言われるように毎年あるわけでもあります。でそれをただこうあのローリングするという形でなくて、もう一遍全体の10年の部分もお聞きをしながらですね、皆さんの受け止め方を、でそれを、まあ人口問題は少しちょっと別な考え方をしていかなきゃいかなのだろうというふうに思いますけれども、あのじゃ具現していくにはその48が50になるのか30になるのか分かりませんが、基本計画の中でやっぱり取り入れていかなきゃなん、というような気持ちでおります。それでただそれをどういう手法で行くかっていうことは、今のあのご提案いただいたようなことも含めてですね、ちょっとまたスタッフと一緒に検討してさせていただきたいと思います。

浜田議員

もちろん私は楽に計画を作ることを目的に申し上げたのではなくて、あのやはり重点思考でやっていただきたいということとですね、それから審議委員の皆さんが比較的抽象的な文章の扱いで終始するのではなくて、できるだけ具体的な現実即して議論して深めていただきたいと、まあそういう思いで申し上げたということを是非ともご理解いただきたいというふうに思います。それでは1番目の項目についてはあのその程度にして、是非ご検討いただきたいということを申し述べまして、同じくあの住民自治に関わる2つ目の項目に移りたいと思います。

2つ目の項目をですね、自治基本条例は必要かという内容であります。自治基本条例といますのはまああの流行のように各市町村で、まあまちづくり基本条例とか様々な形で条例制定が進んできたという経過がありましてですね、で飯島の計画過程もちょうと調べてみました。あの平成19年に同僚議員がですね町の憲法としてこういったものが必要ではないかというふうなことを一般質問で求めて、まあその後、5次総の5カ年計画議決と関連した一般質問とか、あるいはこの平成24年6月には別の同僚議員からですね成立を求める一般質問がありました。その時町長はですね、まあ必要かもしれないけれども理念先行で形ばかりを急ぐべきではないというふうなご答弁をしておられたというふうに記憶に残っておりますが、それから半年後の12月にはですね、別の同僚議員からの質問に対して、5次総に記述されているので重く受け止めて27年度を目途に実現したいと、まあこんなふうに答弁が残っております。ただちょっと私が調べたところではですね、あの5次総とおっしゃいますけれども、第5次の基本構想の中には自治基本条例という言葉は入っていないと思います。全文検索をかけたけれどもありませんでした。それであのその前期基本計画の中にですね盛り込まれているというふうに私は理解しています。しかも前期基本計画も7月の、要するに議会議決の中には入っていないという意味です。で、前期基本計画が議会議決の対象ではございませんし、しかもそれもあの素案の段階、7月に出された素案の段階ではですね実は自治基本条例という言葉は全く文章の中には見当たらず、その後9月の策定までの2ヶ月間の間に盛り込まれたんだろうというふうに、私は経過をざっと調べて理解しています。でこの件については議会の中でも特に今まで議論がなされてきたわけでもございませんし、まあ既に退任している先輩議員の中にはですね、

あの直接の住民の役割を拘束するような条例は作るべきではないということをまあ言い残して議会を去られた方もいらしてですね、このあたりはまだ議会でも煮詰められていないんだというふうに私は認識しております。まあそんな中でですねあのこの自治基本条例が必要とされるという理由はいったい町長はどのように考えておられるのかということをもっと伺いたいと思います。これはいったい町民の声なのか議会の声なのか、あるいは行政が率先してやらなければいけないというふうに思っておられるのか。それからもう1つ後で詳しく述べますが、実は議会基本条例っていうのもあの国内の様々な自治体、まあ10いくつかざっと私見たんですけれども、もうピンからキリまでと言いますか、様々なあの基本条例という形がありましてですね、そのどれを目指すかによっても全くスタンスが違うというふうに思います。ですので、まあできれば併せて町長がこれが必要だというふうにしてお考えで、しかも27年度という目途を切られて発言されたということ。それからその場合に考えておられる自治基本条例の主たる内容は一体何であるのか。この辺について伺いたいと思います。

町 長

2つ目のご質問、自治基本条例の件でございます。まずその必要とされる具体的な背景は何かということでございます。まあこの地方分権のまあ進展ということが盛んにまあ言われるわけでありまして、先程もちよっと申し上げましたけれども、全国の各地方自治体にはやはりそれぞれの市町村運営についてのまあ自己決定・自己責任に基づいて、自治体ごとに自立して地域の実情に応じた行政運営をすることが求められるようになったと、こういうまあ最近の地方自治体をめぐる基本的な情勢でございます。地方分権時代におけますまちづくりには、飯島町で掲げております協働のまちづくりという1つの基本的な考えがあるわけでありまして、この仕組みと実践がまさに不可欠であり、課題であるというふうになっております。飯島町では今お話のこの第5次総合計画にある、触れておりますけれども、以前からあの協働のまちづくりというこの考え方、理念が推進をされてまいりました。これはあの合併議論をした今からちょうど10年ぐらい前、もう少し前になりますか、頃からやっぱり皆で汗して町をつくっていくということの基本的な思いの中に、そうした方向に沿ってまああの行政もそれから地域の皆さん方も真剣に取り組んできていただいて、いろんな効果もまあ実績として出ているということとはご理解いただけるというふうに思いますけれども、まあそんなようなことであの条例こそございませんけれども、この地域においてはこの役割が既にまあ浸透しつつあるのではないかと認識でございます。で、当町ではこの前期、まあ第5次総合計画ということになります、今お話のように謳われておる、触れておる項目としてはあの前期の基本計画、これ確かにあの議会議決事項ではございませんけれども、あの大きくはまあ総合計画とセットのまあ1つの資料になっておりますので、見ていただきながらそうした内容を前提にまあ議決をいただいているという総合計画の中にあるわけでありまして、この中でまあ地域課題への対応や、まちづくりを誰がどんな役割を担ってどのような方向で進めていくのかということを含めて自治基本条例の制定が求められて、このことを検討をするということはこの5年間でまあひとつ考えるという宿題におったわけでありまして、それであのまあかつて議員の皆さん方からも質問をいただきましたし、それからあのいろんな懇談会においてもそうした意見も出ていることは事実でございます。そのことは議会の皆さん方とこうしっかり議論したという経過はありませんけれども、まあ一般質問等を通じてそんなようなことをお聞き

しております。お答えしてきた内容は先程言われたような経過でその通りだというふうに思います。でこれはあの今現在私の考え方といたしましては、これをどう具体図を具体化していくところに今思いを持っておるわけでありまして、やはりその背景になる、ご質問の内容になるわけでございますけれども、やはりこのまちづくりの基本原則や町民の権利、それから町民の役割、町長の責務、それから町の職員の責務、それから自治組織の役割、町民参加あるいは協働の問題、それから行政運営などいろんなこう直接住民自治に関わるこの内容を持ったことを念頭に、こうした内容を踏まえてですね、やはりこれはあの1つのまちづくりのルールを町民の皆さん方と約束事として定めておくという、こういう条例であるべきというふうに思って今そのことを準備を進めてまいりたいというふうにおるわけでございます。当然まああのいろいろのまた議会とも議論をさせていただかなきゃなりませんし、かつてあの議会基本条例を制定されたときも同じような位置付けでもって、これは対議会と町民、議会と行政、議会と地域というような内容があると思いますけれども、今度は町と町民、町と議会とかまあちょっと主役がこうあの主語が変わるわけにありますけれども、そういう考え方の下にこの基本条例というものをいろいろ今動きがいろいろございましてですね、あのなかなか転入をされてきた方も、果たしてそういうどういうルールの中で枠組みの中で私どもはこの生活の中に地域の中に入っていくかということに迷っておる方もおるかと思いますし、ちょっとあのいろいろトラブルもあったりするということも現実の問題としてあるわけですので、そんなようなことをひとつ念頭に条例の制定を目指していきたいというふうに思っておる次第でございます。

浜田議員

お考えは分かりました。ただ私あのちょっといくつか懸念しているところがありましてですね、まず最初に今議会基本条例のお話が出ましたので、それについて申し上げます。議会基本条例とそれから住民自治条例とがセットであるという考え方は私はいささか違うのではないかと。というのは議会基本条例はですね議会の役割については定めておりますけれども、住民に対して一切の義務役割は求めているというのが条文の内容だというふうに思います。むしろこれまで議会が自主的に取り組んできたものを条例として議会をめぐる最高法規として定めたものだという意味でですね、住民側を束縛するような内容は一切書かれていないということが1つです。でそれに比べてですね、あのまあこれは市町村にもよるんですけれども、住民基本条例と呼ばれるものの中には全く千差万別、中にはとんでもないものもあるというふうに私は思っています、その中身によってはですねあの非常によろしくない結果を招くものもあるのではないかとというふうに私は考えるので、まあそれなりに慎重に考えなければいけないのではないかなというふうに考えて今日質問の項目に挙げたわけです。ざっといろいろ調べてみたんですけども、私流の分類でいくとですね大体3つぐらいに分かれますかね、あの1つは非常に憲法的な条文があります。でご存じのように憲法というのはあの他の一般法と違って普通の法律というのは国の法律体系の中で国民に様々な権利の制限を行ったり、逮捕したり税金を掛けたりとまあそんなことなわけですが、憲法は逆に国民が政府に権限を委ねる、そのために政府の役割を規定していくというのが憲法の基本的な内容で、憲法の中で国民の役割を定めているのは恐らく2項目だけですね。あの納税の義務とそれからですね憲法を遵守して磨かなきゃいけないと、何条だか忘れましたがその2項目位じゃないかというふうに思っております。で同じような考え方で作られている条例は確かにあります。例えば足立区の区条例

というのはですねほぼ全部の条項がですね、区は何々しなければならない、という書き方ですね、区もしくは区長の役割をもっぱら述べている。で区民に関しては区を協働して築くことということとですね、もう後、発言に責任を持て、とその位のことが書いてあるというのが多分足立区あたりの条項ですね。で、とんでもないというのが2つほどありますですね、まあ他所の自治体が勝手に決めたことですから私がここでとやかく言う筋合いではないんですけども、例えばある市はですね、北関東と大阪の方なんですけども、市と市民はパートナーとして対等だという書き方をしているんですね。これはちょっと仰け反ってしまうんですけども、国と国民が対等なパートナーなどという法律をもし制定する国があるとすれば恐らく世界中から笑いものにされると思うんですけども、その行政機関とそこ住民との関係をですね対等なパートナーとして記述するというふうな条項もないわけではありません。でその辺に関してもう少しよく練られたなというふうに考えていたのはあの議会基本条例でもかなり先進的だと言われているニセコ町ですね。それとですね非常に大きな政令指定都市、川崎市辺りはですね、地方自治の原則、住民自治と団体自治の原則をですねかなり正確に捉えながら書いているというふうに私は感じました。でニセコ町の場合も当然あの若干の住民に対する役割、規定はあるんですけども、実はですねあの川崎市も同じことを書いてありますけれども、町民によるまちづくりの活動は自主性及び自立性が尊重されて町の不当な関与を受けないということとですね、まちづくりの活動への参加または不参加を理由として差別的な扱いを受けない、とこんな条項がどちらの自治体にも入っています。多分その筋の法律の専門家の目がかかなり入っているんじゃないかなというふうに感じています。川崎市のもう1つ面白くてですね、基本理念のところで、市民は地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立したと。で地域社会における自治の一部を信託している。つまりこれは実際の姿とは違うわけですけども、川崎市というのは市民が作り上げた、でその市民が作り上げた自治体の実際の機能を市という、まあ市役所がありますけれども具体的には、そこに信託しているんだというそういう考え方ですね。これはあの地方自治法の考え方をまあ非常に正確になぞっているのかなと、それともう1つは、市は国及び神奈川県と対等な立場で相互協力する。要するに上下関係にないんだということを非常に明確に基本理念の中で謳っている。こんなところまでですね今ざっと5つ6つご紹介しましたけれども、その自治基本条例と呼ばれるものの中にはあの地方自治法あるいは、まあ地方自治法は憲法の付属法だというふうに思いますけれども、そういう条項等の整合性を保ちながら作られているものもあるし、それから私のような法律の素人目から見てもですねちょっと哑然とするような条項もあります。まあこれはそれぞれの自治体勝手ですのでここでとやかく言うわけではありませんけれども、ですのであのここで質問した1つのポイントはですね、あの期限を切ってやるという以前にですね、どういう内容を目指そうとしているのかということと、それが本当に住民の自治のために住民の側から上がってきた要求にのっとっているかどうかということに対して、十分時間をかけて議論していただきたいというふうに私はお願いしたくて、一般質問2項目目に持ってきたわけです。で特に私実はあの住民自治という言葉で連想することがありまして、それは捕虜収容所のことなんです。捕虜収容所と住民自治というのはまるで相いれないあの関係のように普通は思われますけれども、実はあのもう昔の大昔の人で小津安二郎というまあ映画監督がいました。あの黒沢明と並ん

で国際的にも評価されている監督ですとかですね、それから山本七平とって、年配の方はあのユダヤ人と日本人という本で日本人の論じた方とか、まあご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう方々が第2次大戦の時の捕虜収容所のことについて、あの実際の経験も含めていろんなことを書いておられましてですね、でこんな事を書いているんですね。ちょっと読みあげますと、これはフィリピンだと思いますけれどもアメリカ人、そこにいたアメリカ人民間人だと思うんですけどもまあ軍人と一緒に抑留されました日本軍が進出して。で抑留は2～3日だと彼らも思っていたらしいんですが、どうもいつまで続くか分からないというふうな状況になったと、そうしたら彼らはたちまちのうちに自分たちの組織を作ってですね秩序を立て始めた。で3日経ち1週間が過ぎると管理機関としてですね優れた専門家からビジネスマンたちの実行委員会が作られて、警察、公衆衛生、風紀、給食、教育、で最後にはそれぞれの委員会が全部立ち上がって、本当にその自主的な組織が刑務所の中に作られるようになったと。これはフィリピンの例ですけれどもシンガポールでも他の地域でも、ありとあらゆる国でアメリカ人やオランダ人やイギリス人や、彼らはですね刑務所の中でそういう自主組織をつくって食糧の分配ですとか、それから監守に対する改善のための要求と交渉ですとか、そんなことを始めた。で彼らは決してエリートでも何でもない普通のまあ外国の住民だったわけですけども、それがヨーロッパ人たちが身につけた自治だというふうなことが書いてありました。それに対してその数年後にですね日本は当然敗戦になるわけです。で今度は日本軍が捕虜収容所に入れられるわけです。でそこで起こったことは何だったかというですね、まあ2種類のことが起こったわけですね。1つは軍隊組織がそのまま横滑りして大隊長なり中隊長がトップになってですね、で下手をするとあの特別待遇を求めたり、あるいはそういう人たちがいない場合にはですね、あの実質的に力の強い古参兵たちが占用とリンチをふるってですね暴力支配をやったヤクザの世界だったと、要するにそこでは自治は育たなかったということをこの人たちは報告しております。でももちろんこれは極端な例で、今の日本はそんなことはないというふうにももちろん思っておりますけれども、だけれども私たちが育てなければいけないその住民の自治というのは、まあ理想を言えばそのくらい自発的なもの自主的なものがあってですね、そういう風土が十分に醸し出される中で住民自治の条例というのが作られるのが本当の姿ではないか、もっと懇談会で自由な発言が行われ、様々な自治活動がですね、役場の皆さん大変苦勞しておられると思いますけれども、そういう力を借りなくてもあちこちで動き出して、そんな中でやはり自分たちが役場と行政とどういうふうに関わるか、自分たち相互の組織関係がどうかということを、上位下達やピラミッド型の組織ではなくて、あの動きだすのが本当にやるべき自治の姿ではないかなというふうに思った次第であります。ということでまあいろいろな長々と延べましたが、私はですねあの自治基本条例のその制度のそのものに反対しているわけではありませんもちろん。でもそうではなくてですね住民の義務をいくらかでも定めるようなものであるならば、期限を切るよりも皆さんがですねそういう条項を受け入れられるような、風土づくりにもう少し時間を割いていただきたい、まあこんなふうに思ってこのテーマを取り上げたわけであります。今の私のまあ感触に対して町長の見解を伺いたいというふうに思います。

町 長

まああの今度制定を計画していきたいというまあ内容に関しまして、あの全体としてこの住民の皆さん、あるいは町がよくて住んでいただくようにみえた皆さん、これはあのい

ろんな面でこの拘束をするような負担感のあるような条例であってはならないというふう
に先ず思いますそれは。であの今各市町村の先例等を挙げて内容をお聞きしましたけれど
も、またあの私どももそれあの資料いただいてですねあの聴取しています地区から。参考
にはさせていただきたいというふうに思っておりますが、あの原点はで総合計画にありま
す。これはあのずっと前からまあ町の行政というものはそういう考え方でございますけれ
ども、やはりあの住民が主役の地域づくり・まちづくりということを先ず原点においてで
すね、それでまああの豊かな緑と環境というものの中で束縛なく暮らしていける、ただあ
の1つのこれはルール作りでありますから、それぞれ役割分担というものをきちんとみん
なで確認し合えるような根拠を持つということは大事だというふうに思います。それから
あの協働のまちづくり提案以来ですね、いろいろあの地域づくり委員会等でもまさにあの
だんだんそうした機が熟してきておるこの時世だというふうに思いますので、ここでまあ
あのもう一回そのことを町民の皆さん方と考えながらひとつの約束事として当然義務も背
負っていただかなきゃならない問題もございます。権利もあると思いますけれども、1つ
のみんなの約束事としてルールとして、この基本条例をまとめたものを後世に伝えていく
という考え方でよろしいんじゃないかというふうに思っておりますので、是非またいろい
ろまた議論をさせていただきます。それからあの決して慌てる必要はないと、しっかり議
論を経てということであります。ただ1つあのこの前段の総合計画の策定の問題がござい
まして、いろいろとあの接していく、それからいろんな面であの計画との整合性もまた条
例自体も動いておる内容もあるわけでありますので、その辺をひとつ平行した議論もひと
つありうるのかなあというふうに思っておりますから、ひとつそこらも含めてできれば同
じようなこの歩調の中で計画との歩調の中で事が進められたらというふうに今のところ思
っておりますけれども、また十分また内容を検討して、この条例については制定をしてい
くという前提の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

先程は付け加えませんでしたけれども、あの実は私の目から見るとその条例の出来・不
出来とかなり関係しているのがですね、あの住民投票条例であります。でこれは重要な案
件について住民の意思を直接問うというあの中身が入っていたり、入っていなかったりで
すけれども、私としてはもし住民の権利いささかでも関係のあるような条例ができるので
あればですね、是非、住民投票条例はその一部分となるべきであるし、なによりも先ずそ
の条例自身が住民投票にかけられるべきではないかというふうに思いますけれども、この
点についての町長の見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

町 長

まああの基本条例的にそれじゃ実際の判断を仰ぐ場合にはどうその措置をする根拠があ
るのかといったときにまあ投票条例というのがあることはその通りだというふうに思いま
すが、多くはあの投票条例というのはいろんなこの1つの具体的な事案が、大きい課題が
存在するときにやはりその前段としてそのことを定めるケースも非常に多いんだろうとい
うふうに思っております。国もまあいろいろ憲法の改正法案なんかそんなような連動があ
るようでございますけれども、そういう具体的な部分でなくてですね、基本条例は基本
条例としてあれして、その中にまあいろんな議論もあるかと思いますが、先行した
形の中で基本条例をまず進めるべきではないかというふうに思っております。

議 長

3番 本多 昇 議員

3番

本多議員

通告書に従いまして4件の質問をいたします。あの最後の質問者なので前の質問者の同僚議員と類似した質問については結論だけいただければ結構ですのでよろしくお願いいたします。1番目の質問です。行財政改革プランについて質問します。平成23年から27年までの5カ年の行財政改革プランの中で人件費の削減目標が示されています。一般会計での人件費を27年度まで単年度で8億円以下にするという、思い切った素晴らしい数値目標があります。22年12月に計画したとき22年度の人件費は939,340,000円でした。これを5年後に8億円以下にできるとした根拠を先ずお伺いします。

町長

それは今議会一般質問最後の質問者であります本多議員の質問にお答えをいたします。まず最初に行財政改革プランの内容で人件費の問題であります。平成22年の12月に平成23年度から27年度までの5年間の行財政改革プランというものが策定をいたしております。その中で平成27年度までに一般会計の人件費800,000,000円以下にするという目標を立ててございます。その内容でございますけども、具体的には町長等の特別職の給与、それから議員さんの報酬、手当、職員給与、共済費、退職手当組合への負担金、公務災害補償の負担金、嘱託職員等の報酬、農業委員、教育委員等の報酬、それから消防団、選挙に係る事務、あるいは統計調査などの係る事務の報酬、それから多くあるわけでありましてけれども各種委員会の委員の報酬等、すべて含めた総人件費というふうにご理解いただきたいと思います。で、職員給与につきましては個人の積み上げをベースに、定員管理計画に基づきまして100人体制を一応目標にして維持をするよう、欠員があった場合にはその補充をして試算をして人件費に組み入れていくという手法でございます。この5年間をかけて職員の退職等いろいろございました、また補充もございましたけれども、全体的な100人体制への減額を見込みまして800,000,000円以下と目標を設定をしたということでございます。

本多議員

25年度の予算では人件費は834,170,000円。震災復興対応による国家公務員の給与削減に伴い町も減額したため、補正後の予算では813,740,000円となっております。もう少して800,000,000円を割ることができますが、25年度決算の人件費の見込み金額をお伺いします。

町長

具体的に25年度、昨年度終わったわけでありましたが、この人件費見通しであります。まああの数字はほぼ固まってきておるわけでありましたが、ちょっと決算調整中という形でございますけれども、今お話がございました約810,000,000程度と今お話のあった数字にほぼなる見込みでございます。

本多議員

26年度の予算では人件費は860,520,000円です。27年度60,000,000を削減して800,000,000円以下にできる目標が達成できるのでしょうか。

町長

先程あの行財政の改革プランの人件費の目標数値の根拠をお答えしたわけでありまして。その内容でもってまあ平成27年度来年度末ですが、この決算を800,000,000円にすることができかどうかということになるわけでありまして、定員管理計画に基づきまして一般会計の職員を100人とした場合に、当初計画では800,000,000円を切る計画でございましたけれども、26年度末、次の今年度の末になりますが、退職をされる職員、それから平成27年度の新採用の職員も大きく影響してきてまだ確定的な見通しが立っておりませんが、なかなかあの厳しいという状況でございます。職員の給与等につきましてもあ

本多議員

のいろいろあるわけでございますけれども、こうひとつまあこの席で申し上げてどうかとはいうふうに思いますけれども、ご承知のあの議会議員の議員年金の法改革がございまして、この公費負担というのが大幅にまあ上がったと。現在 23,000,000 位の数字になっておるわけございまして、このことについては当初の行財政改革プランの中の想定外のこととございました。あのまるまるこのことがっていうことではございませんけれども、一番これが 800,000,000 を上回る要素になっておることは事実でございますので、まあそんなこともございまして現在の試算 27 年度見通しますと、この 800,000,000 円をまあ下回るということはちょっと不可能であると。26 年度よりも下回ることは確実にございますけれども、800,000,000 円の最終年度の達成率はちょっと厳しいという実感でございます。

分かりました。あの経常収支比率を下げるには固定費の削減は欠かせません。固定費の中で人件費の占める割合は多くて、適正な定員管理、給与の適正化に努め、時間外勤務については仕事の効率化を図り残業ありきを払拭して積極的な縮減に取り組んでいただきたいと思います。当期の基本計画においても人件費は 800,000,000 円以下を目標にしていきたいと思います。

それでは次に 2 番目の質問です。定住促進について質問します。住みたい町を創出し、みんなでもてなすまちづくりをスローガンに定住促進プロジェクトがあります。若者定住を促進する施策は現在 6 項目の基本施策に掲げ、様々な事業行っています。しかし今の施策だけでは定住が促進するとは私は思えません。ハード面での施策が必要です。人口の減少、超高齢社会で予想される将来を見据えて、住民、高齢者が安心して暮らせる先手のまちづくりを始めるべきです。飯島町は西に中央アルプス、東に南アルプスの 2 つのアルプスの見える町、上伊那と下伊那とのほぼ中心、伊那谷のほぼ中心の町、JR の駅が 5 カ所、4 地区全てに駅がある町、中央道も松川と駒ヶ根の真ん中、上り下りで使い分けて利用できる町、リニア中央新幹線の駅にも近い町、様々な宣伝をして飯島町の知名度をアップさせながら自然、景観、環境が素晴らしい地の利を生かした町づくりを進め、美しい自然に育まれた飯島町を近隣市町村のベッドタウンとなるよう整備し、住宅地は飯島町と言われるような町にしたらどうでしょうか。人口の減少、超高齢社会に対応できるまちづくりの先手の施策、地域に応じた個性のある施策の立案・実施は知恵と工夫により最優先で取り組む町の重要課題です。町長はどう考えますか。

町 長

次のご質問、定住促進についてでございます。大変まあ厳しい人口動態上の状況の中で、地の利を生かしたベッドタウン的なあるいはそれを目指した先手のまちづくりということで、提案をいただいております。町では平成 23 年の 4 月に産業振興課内に定住促進室を設けて、移住交流の取り組みを進めるとともに、町の重点プロジェクトであります定住促進プロジェクトによって、各課横断の下に全庁的な定住促進に努めておるという状況でございます。このような中、現在進めております国道 153 号伊南バイパスの事業など道路事情も徐々にまあ利便性が増してまいりまして、町内はもとより周辺市町村への通勤環境も年々改善をされてくるということでございます。ベッドタウンとして町を売り出すとともに定住人口を増やしていくことは大変重要な視点であり、本多議員ご提案のとおりだというふうに思いますし、私もそれが実現できたらというふうに思いでいっぱいでございます。まあベッドタウン化を進めるにはあの今申し上げた道路状況の改善に負うところ、あるいは自然環境、それからいろいろな職場の問題や、その他また戻りますけれども、いろ

いろとあの子育てや福祉やそうしたあの幅広い施策も伴っていかないと、ただ宅地造成だけをして来てくれ来てくれだけではだめでございますので、繰り返しになりますけれども、先程来議論がありますように、申し上げておりますように、総合的なひとつ一歩進めたこの発想の中でいろんな施策を取り組んで、できればまあベッドタウン、ちょっと少しあのこれが飯島は下伊那との郡境、松川との郡境という形になって、あの伊那市のあの南箕輪をベッドタウン化するというようなちょっと構想とはちょっと食い違った部分が、いろいろ住民の皆さん方の心情的にはあるわけでございます、なかなか同じようなわけにはいかないわけでございますけれども、まあ駒ヶ根のお隣というようなこともございます。是非そうしていきたいというふうに思っておりますが、ただこれはあの町独自だけで考えるんでなくてですね、いろいろあの不動産協会の皆さん方もおるわけでございますし、それからまたいろいろあの若い人たちの希望やご意見もあろうと思いますので、その辺をまたこの定住促進室、今いろいろと方向を練っておりますけれども、総合して是非前向きに取り組んでいく必要があるということでございます。できたらまあ官民一体となった取り組みの中で、このことを実現をしまいたいというふうに思っております。以上です。

本多議員

私はあの将来最悪の事態を考えたんですけれども、若い人々がいなくなり人口も減ってコミュニティーの活気がなくなり、近隣の小売り店、サービス店が見られ、日常生活が不便になり、住民、特に高齢者は生活に困り、ますます人口の減少、空洞化が進み、空き地、空き家、更には放置された廃屋だらけの荒廃地が出現する恐れもあります。まちづくりとして空き家の徐却や空き地の公園緑化・緑地化、更には農地や雑木林を自然の森に戻す公共事業を実施する時代がくるかもしれません。飯島町が消滅しないためにも住民、高齢者が生活に困る恐れがある郊外住宅地の増加を抑制し、住宅地を分散させないようにし、地域に応じた個性のあるまちづくりを考えていく必要があると思います。私の考える先手のまちづくりとは人口の減少、超高齢社会にも対応できる飯島町の施策を反映したコンパクトシティにすることなんです。この考えについて町長はどう思いますか。

町長

このコンパクトシティという構想はあの地方分権の中で出てきておる構想でございます、まあ東京一極集中をできるだけ地方へ分散をして、ただあのいろんな若者や皆さんなんかのこの思いは、やっぱり利便性であるとかその生活のこのいわゆる近代的なこの流れの中にどうしても沿っていきたいという気持ちがあるわけでありまして、そのことを地方の拠点的に整備をして、一極集中流出を防いでいくという構想が地方分権の中の1つの根幹にはあるだろうというふうに思っております。であの各自治体ともそうしたことを目指したいわけでありまして、やはりこの地方自治体の区域全体がそのことになりうるということはなかなか難しいという現実問題としてあるわけでありまして、まあ飯島町なら飯島町に置き換えて、この他の市町村との競合の中でそのことを考えられるのかどうかということとはなかなかハードルは高いというふうに思っておりますし、またあの大きな市の中でも中心部はコンパクトシティ的な機能が果たせても、やはりその反動の周囲が寂れてしまうというようなこともいろいろ議論の中で言われておるようでありますので、その辺はあのコンパクトシティ確かに結構な構想だとは思いますが、慎重にやっぱり捉えていく必要があるんだろうなと思っております。

本多議員

はい分かりました。是非ですね5次総合計画の後期基本計画に先手のまちづくりの施策を考えてですね、いただきたいと思います。それでは次に飯島町の知名度をアップするに

は施設の充実もイメージアップにつながる。将来を見据えて施設の整備を行っていく方向付けをする提案です。当然一気にできるものではありません。国、県からの補助金等を受けられる事業があると思いますので、今から計画をしておくことが大事だと思います。例えば飯島町主管で野球の大会を開催する場合、田切野球場と飯島運動場の2つしか無く、駒ヶ根市のグラウンドを借りなければなりません。飯島町の施設で全ての競技、球技の大会ができるようにしたいものです。5つの提案をしますので町長の考えをお聞かせください。

1つ、柏木運動場を拡張しサッカー専用グラウンドにする。この場所は中央アルプスと南アルプスが展望できる景観の素晴らしい場所です。他の地区から来た人たちもこの場所の景観には絶賛しています。各地区から来てサッカーの練習に使用していますが、狭くて合理的な練習、公式戦ができません。公式戦ができるサッカー場にして将来はナイター設備も設置する。今は柏木運動場の面積は11,304平米、これを2倍にしたらどうでしょうか。

2つ目、本郷運動場を拡張し多目的グラウンドにする。伊南バイパスの与田切大橋の下が整備され駐車場ができて素晴らしい場所となりました。この場所を有効に使わない手はありません。本郷運動場の面積は10,033平米、これを1.5倍にする。

3つ目、与田切公園に多目的グラウンドを建設する。リニア中央新幹線のトンネルの残土を利用して野外ステージの東側に建設する。22,500平米、150メートル×150メートルの土地を今から確保する。このグラウンドは多目的広場としてすべての競技ができるようにする。

4つ目、与田切公園にスケートボード場を建設する。今、若者に人気となっていますがスケートボード場がありません。プールがあつてスケートボード場をセットにすればの与田切公園も賑やかになります。

5つ目、与田切リバーサイド計画を復活してみても。平成2年度に飯島町の良質な生活空間の創造と観光、レクリエーションの活性化を図るため、世田切流路溝完成後その背後地を良質な生活空間と合わせた新しい観光レクリエーションの拠点として幅広く利用に供するため、基本構想を策定し具体的な施設設置計画を立案することを目的として与田切リバーサイド計画が企画されました。飯島町は自然に恵まれた地域であるが観光の中心となる施設等がありません。今、与田切公園はキャンプ場、プール、テニス場、野外ステージ、遊具、越百の水があり、飯島町の注目される場所になってきています。先程の多目的グラウンド、スケートボード場を建設すれば素晴らしい場所となります。現在も背後地をいろいろな形で整備し有効に利用していますが、遊歩道の整備が遅れています。千人塚マレットゴルフ場からの与田切公園までの遊歩道を整備し、ジョキングもできる遊歩道にしてほしいと思います。与田切リバーサイド計画を見直し整備すれば世田切公園を中心としたリゾート地になるのも夢ではありません。

以上5つの具体的な提案をしました。町長はどうお考えでしょうか。

町 長

知名度をアップして是非ひとつこの活性化を図る、そのためにいろんな施設整備をするべきという5つの提案をいただきました。まずこのご提案をいただきました本多議員には、何とかしてこの飯島町のイメージアップを図り定住促進を進めて、知名度を上げて住みたい住みよい町にしようという意気込みからまあ大胆なご提案をいただいたということでご

ざいまして、敬意を表したいというふうに思います。私もこのことが実現できれば大変素晴らしいというふうに思うと同時に、やはり行政はあの財政とその継続性という問題、それから費用対効果の上にも立ってもまあ考えていかなきゃならない責任も負っておるわけでございますので、その点も合わせて是非ご理解をいただきたいなというふうに思うわけがあります。まああの知名度アップ、露出度のアップは必要でありますけれども、その結果としてまあ将来的に財政そのものが、あるいは町民役に繋がるのかどうかということ。それから管理面を含めたこの将来的に持続できる費用対効果はどうかといったようなこと。様々なまあ検討をしなければならないことはもうご承知のとおりかと思います。できた以上は後戻りはできないということでございます。破綻してしまっちは元も子もございません。そう考えるのがやはり行政の責任だろうというふうに思っておるわけでございます。まあそういう考え方に立ちますとご提案いただいた各事項については極めて大胆な素晴らしい発想だと思いますけれども、実現となるとなかなかハードルは極めて高いと言わざるを得ないこともひとつご理解をいただきたい、お願いしたいと思います。

そこであのご提案いただきました5つの件について1つずつコメントしてまいりたいと思います。若干時間をいただきたいと思いますが、まずあの柏木グラウンドであります。これはあの先ほど竹沢議員のご質問の中で教育長がお答えしているわけでありまして、今の面積11,000平米余り、大変あのサッカーに利用が一番多いわけですが、野球やソフトボール、ゲートボール、いわゆるあの多種目的に活用されております。もしまあこれがあのサッカーの公式戦あるいは公式練習場という形になりますと、これをまあ面的な整備フィールドでございまして、芝生化というようなことも想定しなければならないと同時に今の面積ではこれが公認をされないということは先程も申し上げておる通りでございますので、まあ倍位までいくかどうかはちょっとわかりませんが、そうした拡張の問題が出てまいります。なかなか費用対効果、それからトイレもまあ改良いたしますけれども、あの規模ではどうも無理だろうなというふうに思っておりますので、財政先行で申し上げることは大変あれですけれども、そうした面で大変ハードルが厳しいなというふうに思っております。

それから次のあの本郷の運動場のことでございますが、これもほぼ同じ面積が柏木とでございます。同じようにサッカーやソフトボール、野球を中心に、それからここは夏の合宿にも利用いただいておりますということでございます。でお話ありましたように伊南バイパスの工事に伴いまして環境整備がなされて、大変あの利便性が良くなりまして、駐車場あるいは周辺整備も行われまして、更に利用しやすい施設になったんじゃないかなというふうに思っております。ここもまあ柏木グラウンドと同じ考え方になるわけでございますけれども、これを更に多目的に、外から来ていただいて競技会なりというようなことの対応をいたしますとやはり拡張しなきゃならんということと同時に、いろんなトイレの問題から手洗いの問題、水道の問題、整備していくということで、これもまあなかなか今のこの財政状況の中では厳しいかなということを免れません。1つあの教育委員会の方から聞いておる話でありますけれども、この本多議員も大変まあ今まで関わってこられたと思いますが、スポーツ連絡協議会の中でもこの伝統ある野球部、この野球の町内の野球大会これがあのなかなか現在参加チームがじり貧になってまいりまして、大会継続が不可能というような形になって、ここにきてチーム数が少ないために3年連続この大会が出来ずじまい

でおるといふ形で、大変残念な結果でございました。まあこれはあの特別なケースだといふふうに思いますけれども、やっぱりあのこうしたことを対外的だけでなくやはりこれは町民のためのグラウンドということでございますので、この町民の皆さん方の利用実態というものも考えていろいろ考えていかないと、施設ありきだけで解決できる問題ではないということも是非ご理解をいただきたいといふふうに思います。

それから与田切公園の多目的グラウンドの建設と、まあ与田切公園の問題でありますけれども、更にスケートボード場ですか、これの設置ということでございます。この与田切公園の施設整備についてはまあいろいろとあの課題も現在あるわけでございまして、アウトドア的なあの利用については非常に多くの皆さん方にご利用いただいておりますけれども、あそこにあのプールがあるわけでありまして、これがあの広いプールとそれからスライダーのプールと最初、都市計画公園整備事業の中で整備をしたわけでございますが、かれこれ20数年経ちました。老朽化しておりましてスライダーの方は一時休止ということでもここ5年位になりますか、プールの方も年々減少してきておるといふような厳しい経営実態があるわけでございます。まあ何とか施設が利用可能なうちは続行したいということで、現在まあ協力をいただいて頑張っているところでございますけれども、まあここに今言うこの多目的のグラウンドあるいはスケートボード場の建設という形でございます。これを実現いたしますということになりますと全面的に公園の模様替えをしていかなきゃならんという現実があるわけでございまして、これもなかなか限られた面積の中で、東にまあ少し余地もあるわけでございますけれども、あの当時からちょっといろいろありまして、なかなか用地取得が難しかったという経過もございます。同様なことで大変あの地理的条件的には良いわけでありまして、これもまあ今の与田切公園の機能を最大限発揮して、まあ多くの皆さん方に来て利用いただきたいということを当分まあ続けていく以外やむを得ないのかなといふふうには思っております。

それから最後になりますけれどもこの与田切のリバーサイド計画の復活でございます。このリバーサイド計画というのはあのご存じの方も多いかと思っておりますけれども、平成2年度、今から10数年前になりますけれども、この飯島町の大変優れた空間の創造と観光レクリエーションを是非ひとつ世に出して、それから公共工事であるいわゆる建設省のこのいろんな砂防事業とセットしてですね、背後地利用をする中であのこのレクリエーションエリアとして観光面での拠点施設として計画をしたいということで、大変あの国土交通省天竜川上流河川事務所の方からもご協力をいただいてひとつの絵が描けておるわけでございます。でこれはあの川と一体となったこのふるさとの川、それから山という21世紀の森構想の実現というような意味もあるわけでございまして、やってまいりました。ただあのここに絵に描かれた通りの、これはずっとあの国道の下の方までの大きな広大なエリアになっておりますけれども、今までやってきたことについてはあの天竜上流のご協力もいただいてして、ほぼそれに近い形で部分的ではありますが整備がなされてきておると、同時にこれにはあの住民参加を大変いただいております。植栽ボランティアの皆様それからエリアを区割りしてキノコの菌を打ったり、それから植栽をしたり、自らいろんなあの野鳥の観察であるとか植生の観察であるとかいうことが実現してまいりまして、大変あの多くの方が、一部キャンプの人も含めてですね、あのやってまいりました。少し今上の方にもトイレを作る計画をしたりして、まあ歩道という専門のまだ全面舗装というわけ

にはとてもいきませんが、遊歩道的な回路、上の林道横根山線との連携も含めてですねやってまいりまして、ご覧のような状況でございます。まあ今ご提案いただきましたこの5つのご提案の中では、更にこれの事業を進めていくこうアピールしていくという施策の中では、最もあの実現をしていく上にまあすでにそういう体制でございますけれども、リバーサイドに近い形で今進みつつあるのかなと、可能性が高いというふうに捉えさせていただいておりますので、今後ともまた、まだまだあのこの砂防事業は中田切もそうでございますけれども、天竜川の方まで延伸してまいりますので、川に親しむこのふるさとの川というものの意味をかみ締めながら整備に力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、以上ちょっと時間長くなりましたけれども、そんな考え方で進めておりますのでご理解をいただきたいと思います。

本多議員

非常に消極的な発言ばかりで大変残念ですが、とにかくあの知名度を上げるために住みたい町にするようにあの整備していただきたいと思います。それでは3番目の質問です。空き家の実態調査について質問します。昨年7月29日から9月30日までの予定で空き家の有効活用と危険建物の把握を目的に廃屋を含めた空き家現地調査を実施しました。調査から8ヶ月が経過しますが調査の正式な公表がないのは何故か伺います。

町 長

次のご質問、空き家の実態調査に関してその公表の問題でございます。空き家のまあ実態調査につきましては、昨日まあ坂本議員からも質問をいただいておりますけれども、昨年度あの緊急雇用創出事業の制度を活用いたしまして25年の7月29日から9月末までの間に、空き家の有効活用と危険な建物の把握を目的に実地調査を実施したところでございます。その結果は町内におよそまあ200棟の空き家が存在をし、そのうち約1割が管理不徹底等によって倒壊の恐れがある家屋もしくは廃屋の状態にあるということを確認いたしました。この調査はあのあくまでも空き家の有効活用や現状把握を目的としたものであること、また調査結果の精度についても一部あの他人の財産ということもありまして、再調査が必要な部分もあるというようなことから、今後、耕地総代さん、自治会長の皆さん方に詳細確認についてご協力依頼を行いながら、この精度向上を図ることも今検討しております。この調査の結果の公表については、その後において個人情報等の見地からなかなか難しい部分があるということでございまして、現在はこの物件数のみのお知らせ公表という形に留めさせていただいておりますので、そここのところをひとつご理解をいただきたいと思います。

本多議員

あの公表というのは、今言ったあの個人的情報がありまして、その別にあの誰の家とかそういうことを全然聞く気はありません。今言った物件数ですね、これを聞きたかっただけで、これが何も発表されなんだっていうことはもう8ヶ月経過して、これがちょっと納得いかないから聞いただけでありますので、あの調査したら物件数速やかに発表するのが当たり前だと思っていますのでよろしくお願いします。

産業振興課長

昨日の他の議員さんの質問でもお答えしましたが、今年に入りましてあの全部で空き家件数ですが、191軒、まあ200軒近くありまして、その内の先程申し上げました危険建物等、管理が不徹底のためにあの倒壊等の恐れがある家屋もしくは廃屋の状態にある家屋ということで、これはあの調査で確認しまして、その後まあもう少し検討を建物について検証をしていく必要があるということで、今年に入りまして5月にあの再調査を行ってきたところであります。であの昨日も申し上げましたとおり、廃屋あるいは倒

壊の恐れのある家屋ですけれども、他の所に危害を及ぼすものではないということで確認しました。数値的にはあの把握しておりまして、数字ですけれども飯島地区につきましては空き家数が８８、で危険建物等が１２、田切については２２、それで危険建物が２、本郷については２３、危険建物数については２、七久保については空き家軒数が５８、同じく危険建物数が５ということで、あの数字を把握しておりますので近々のうちに公表をしていくということで、議会の最後の全協の時にきちんと報告して、それから一般の方にも公表していきたいというふうに考えております。なおあの数字は刻々変わってまいりますので、その都度調査を続けながらまたあの１年に１回は公表していきたいと考えております。

本多議員

駒ヶ根市ではですね来年４月の施行を目指して、所有者の義務を明確化するとともに行政指導に従わない場合は行政代執行を含めた強い措置を盛り込んだ、空き家の適正管理に関する条例を制定する方針で今検討しています。飯島町でも検討するべきだと思いますけれども町長の考えをお聞かせください。

町 長

まああの検討したいと思っておりますけれども、昨日もちっと申し上げましたように、これはあのあくまでも空き家とはいっても個人の所有であり個人の管理責任があるということが根底にあるわけでありまして。であのいろいろまあ対応しておるわけでありましてけれども、なかなかあの聞いていただけないと、その内どんどんまあ老朽化が進むというようなここにひとつの悩みがあるわけでありまして。でこれをまあひとつの決まったもの、条例等で束ねてその強制的な部分も含めてというのが条例の趣旨になるわけで、あの今、国の方であの、これ議員立法になるかちょっとわかりませんが今その動きがありまして、かなりあの罰則規定を盛り込んだ法案になるような雲行きでございますので、その辺を含めてまあどういう条例体系になるかっていうことは、あの駒ヶ根市さんもいろいろ悩んでおろうと思っておりますけれどもまあここまで進んでおるので多分制定すると思っておりますけれども、ございますので、ちょっと時間をお貸していただいて、これはやっぱりあの何らかの手段をもって規制していかないと野放しでは解決できる問題ではないというふうに感じております。

本多議員

建築物の所有者等が適正な管理を行わず廃屋化し、良好な景観の阻害、生活環境への影響、安全な生活への阻害など、悪影響を地域に及ぼしてもその責任を問うことができないのが現在の法律です。廃屋の取り壊しには財産権などで様々な問題がありますが適切な対策を取ってほしいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは次の最後の質問です。通学路の歩道について質問します。昨年６月と今年の３月に歩道のない道路の歩道を整備し、歩行者の安全安心な歩道を確保する質問を２度いたしました。１年掛かりましたが今年５月に菖蒲平線の七久保郵便局から農免道路までの不法占用物が住民の協力により全て撤去され安全な歩道になりました。しかし住民の理解はまだ得られていません。啓発活動を積極的に行っていただきたいと思っております。今回は通学路の安全を図るためグリーンベルトの設置工事を提案します。グリーンベルトとは歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色し、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的としています。路側帯部分は除雪によるペンキが剥げたりする影響は少ないので本格的な設置工事をしていただきたい。国の社会資本整備総合交付金事

町 長

業を活用し取り組んでほしいと提案します。町長の考えをお伺いします。

それでは最後の質問、通学路の歩道の問題でございます。具体的にまああの整備されていない道路についてはグリーンベルトの設置で事故防止を図ったらというご提案をいただきました。町ではあの幹線道路を中心に通学路へ歩道設置事業を進めているところでありますけれども、なかなかまあ予算のことを申し上げてなんですけれども、思うように進んでいないのも現実の姿でございます。家屋の移転等を伴う場所もございますし、それから地形的に多額の工事費が掛かるカ所も非常にありまして、まだしばらく時間がかかりますけれどもこれは着実に進めていかなきゃならない問題だということで、国の方も県の方も地域と一緒に頑張ってまあ現地踏査も含めてそのことが提起されておることはご承知だと思います。でまあその整備ができる間、この道路の路肩の幅について、まあ路肩の幅といいますかあの一部分に緑色などのラインを設置して、それで塗装をしまして歩行者の安全を分離して確保するようなことを図るというようなことで、現在あの町内では七久保の駅の前ですね、それからご承知かと思えますけれども県道の北林飯島線、それから北街道の自治会の県道飯島飯田のあそこの千人塚へ上り口の前後の地籍、等で今始めております。歩行者の安全向上のための地元の皆様やPTAの皆様方にもご協力をいただいてご理解をいただいてまいりました。今後とも更にこの路線を定めて若干お金も掛かる話でございますので、計画的にこのグリーンベルトなかなか効果のほどは良いようであります。それからドライバーの方にも十分あのそう支障なく安全が喚起できるというようなことも聞いておりますので、これについては計画的に進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本多議員

あの今の言った北街道のあのグリーンベルトなんですけれども、あれはボランティアで手で塗ってやるからとれちゃうんですよね。私が言っているのは本格的に吹き付けてピシッとすると、そのベルトを言っていますので、是非ですねそういう形にして歩行者の安全をお願いしたいと思います。それでは以上で質問を終わります。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 3時 3分 散会

平成26年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年6月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 請願・陳情等の処理について

日程第3 議会閉会中の委員会継続審査について

平成26年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成26年6月17日

追加日程第1 発議第3号「労働者保護のための法整備を求める意見書」の提出について

追加日程第2 発議第4号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」
の提出について

追加日程第3 発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（１２名）

１番 北沢正文	２番 坂本紀子
３番 本多昇	４番 中村明美
５番 浜田稔	６番 久保島巖
７番 橋場みどり	８番 竹沢秀幸
９番 三浦寿美子	１０番 折山誠
１１番 堀内克美	１２番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 鎌倉清治 住民税務課長 大久保富平 健康福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 唐沢隆 建設水道課長 紫芝守 会計管理者 湯沢範子
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 北原英利

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	宮沢卓美
議会事務局書記	市村晶子

本会議再開

開 議 議 長	平成26年6月17日 午前9時10分 おはようございます。町当局並びに議員各位には大変ご苦勞様です。これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして、提出されました案件について大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。 平成26年3月議会定例会において付託いたしました請願・陳情等の案件1件、及び去る9日の本会議において付託いたしました請願・陳情等の案件2件について、各委員長よりお手元に配布のとおり請願・陳情審査報告書が提出されております。本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うこととなっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重に審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。 先程申し上げましたとおり、所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情について、お手元に配布のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 ここで議事進行についてお諮りいたします。各請願・陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。 北沢総務産業委員長。
総務産業 委員長	それでは総務産業委員会の請願・陳情に対する委員会審査報告を申し上げます。3月6日の本会議において当委員会に付託され、同3月7日の委員会審査において継続審査とした26陳情第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情」について審査するため、6月13日本委員会を開催いたしました。陳情の提出者は日本労働組合総連合会長野県連合会会長、中山千尋氏、並びに同上伊那地区協議会議長、北澤洋二氏であり、内容は労働者保護のための法整備を求める意見書の採択及び国会関係行政庁への提出に関する陳情であります。審査の結果についてはお手元の報告書のとおり採択すべきものと決定をいたしました。なお審査の過程で出された主な意見について申し上げます。採択すべき意見としては、陳情は権利を保護されなければいけない労働者の様々な権利が順番に切り崩されようとしている、この現状に対しきちんと歯止めをかけなくていけないという考え方が根底となっている、労働者保護を緩めてはならないと考えるので採択すべき。特に小企業、個人経営のところで働く労働者のことを考えると法整備は必要だ。ただ問題は人口減少の中で国内では働き手が少ない、共稼ぎなどもある中で働きやすさを求めた方

法についてはもう一検討する必要があるのではないか、陳情については賛成する。反対意見としては、現在政府が検討している内容を見ると働きやすい労働環境の検討の面もみられるので一概には言えず、すべて行うべきではないと言っていいものか懸念する。現在は素々案的なものが出来て労働政策審議会で審議して労働基準法の改正案を来年度の通常国会に提出するという段階であり、今意見書を提出するのは時期早々であると考え。雇用の健康が保たれることが最優先であり、働きがいのある環境でなければならないので、そういう方向で国が取り組んでいくことを期待している。以上でございます。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。

次に社会文教委員長からの報告を求めます。

竹沢社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託されました案件を審議するため6月13日本委員会を開催いたしました。去る6月9日の本会議において本委員会に付託されました26請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について、提出者であります飯島町公立学校教職員組合執行委員長、大平美夏、氏に参考人として出席を求め説明願いました。また紹介議員である坂本紀子議員から補足説明を求めたところでございます。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見についてであります。長野県は30人学級が中学校まで拡大し飯島町も成果がある。国全体で均等に教育を受けられるように35人以下学級推進をすべきである。義務標準法改正により35人以下学級を実現すべきだ。また定数改善のための教育予算を増額すべきだ。などであります。

次に26請願第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」について同、大平美夏、氏を参考人として出席を求め説明願いました。また紹介議員である坂本紀子議員から補足説明を求めたところでございます。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましても、国全体が少子化で子育ては必要である。義務教育は国が全額負担すべきであり義務教育費国庫負担制度を堅持し負担率2分の1の復元の請願は採択すべきである。以上であります。

議 長

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

最初に26陳情第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情」について討論を行います。討論はありませんか。

4番

中村議員

この陳情に反対の立場で討論いたします。言うまでもなく労働者環境は健康管理が保たれ働きがいのある環境でなければならないことは認識しております。多様社会にあり労働者も様々な働き方を求める時代になっています。よって労働者保護のためには法の整備も不可欠でしょう。この陳情内容を見ますと、1では行うべきではないとすべて否定しています。メリットもデメリットもあり一概に切り捨てるのは乱暴であると判断いたします。2では雇用・労働政策に係る論議が労働政策審議会で行われるべきであることとありますが、閣議決定された内容は既に始まっておりますが今後審議会では来年の通常国会を目途に労働基準法などの改正案をまとめることになりました。また制度の対象者が健康を確保し仕事と生活の調和を図れるようにするとのことでも一致いたしましたと紙面でも発表されました。従って今後労働政策審議会では問題点や懸念事項を検討する方向にあり、もう少し事態を見守っていく必要があると思います。よってこの陳情内容は時期早々と判断し反対といたします。

議長
5番
浜田議員

賛成討論はありませんか。

この陳情に賛成すべき立場から討論いたします。様々な論点が議論されていますけれども、詳細に立ち入ることをあえて避けて基本的なところだけ申し述べます。一番重要なのはこの新しい労働法制が一体どういう経過で議論されてきたかということでもありますけれども、基本的にこの労働法制の改悪が議論されてきたのは、経済財政諮問会議、規制改革会議、産業競争力会議といった政府と財界との間での会議が出発点になっております。そこには労働側の代表は入っておりません。つまり元々この労働整備の動機は何だったのかと言うとですね、結局、労働者の権利を制限することによって、そういう消極的なやり方で日本の経済力を復興させると、この辺が動機になっていることは経過から見ても明らかであります。内容も同様でありまして、例えばホワイトカラーエグゼンプションと言われる制度に見られるように、時間外労働について何の手当も無い、いわゆる自由採用労働の拡大、あるいは派遣労働法に関して言えば、従来であれば長期間繰り返し同じ労働に就いた場合には正社員にしなければいけないという規制を取り除いて、3年ごとの見直しを継続すればいいという、いわゆる不安定雇用の拡大。こういったことが主な内容になっております。従いまして政府と財界の間で推進されるような労働の改悪に対してははっきりした態度をとるべきではないだろうかというふうに私は考えます。本当に日本の産業力を回復したいのであれば現在のように若者の3割から4割が非正規雇用になっている。このような不安定な雇用ではなくてもっと労働者、技術者が自分達の生活を安定させ、そのうえで仕事に誇りを持って働けるような社会を作ってこそ、本当の意味での日本の産業力は回復するのではないのでしょうか。そういう立場からこの陳情を採択すべきだというふうに私は考えます。

議長
6番
久保島議員

他に討論はありませんか。

私はこの陳情を不採択とすべきと意見を申し上げます。先程今浜田議員からもお話ありましたホワイトカラーエグゼンプションですが、これは私は働き方の多様化を可能にするものだということで是非とも進めるべき施策であるというふうに考えています。従来のように一律的な働き方は個人の生活や身上を全く無視した拘束によるものだというふうに思

っております。ある一定時間一定の場所に閉じ込めておくというような考え方になっているんじゃないかと。これは現代社会には合いません。人々の生活環境や考え方、また価値観が多様化している中、従来のような終身雇用を中心とした正規社員扱いではなく、もっと自由な働き方があってもいいのではないかとということで、これが今後の方向性だというふうに思っています。まあ連合の皆さんの心配も分からないではありませんけれども、心配や懸念ばかり負の考え方を持っていくのではなくて、そのことは皆さんの首や足を縛りかねません。ワーキングシェアや子育て中の若年女性の職場復帰なども考える時に、限定正社員という考え方もこれも納得いくものでございます。何でも負の心配事ばかり展開せずに前向きに新しい方向を活用して、マネー資本主義を脱却してですね豊かな実りある人生、生きがいのある人生を送っていただきますように念願をいたしまして、この陳情は不採択とすると存じます。

議 長 他にありませんか。ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
26陳情第2号「労働者保護のための法整備を求める意見書採択に関する陳情」について採決いたします。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立ください。
[賛成者起立]

議 長 お座りください。
起立多数です。従って26陳情第2号は採択とすることに決定しました。

議 長 次に、26請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
26請願第3号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って26請願第3号は採択することに決定しました。

議 長 次に26請願第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を行います。
討論はありますか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
26請願第4号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。従って26請願第4号は採択することに決定しました。
議 長	日程第3 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。
議 長	ここで暫時休憩といたします。 [追加日程・追加議案配布]
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、浜田議員、坂本議員から計3件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って議案3件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第1 発議第3号労働者保護のための法整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。
事務局長	事務局長に議案を朗読させます。
議 長	(議案朗読) 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 5番 浜田 稔 議員。
5番 浜田議員	それでは意見書提出の趣旨説明を行います。基本的な事項はこの意見書に十分書かれておりますので詳細は省略いたしますけれども、この背景になっている事情について若干申し述べたいと思います。ご存じのように労働者というのは総体的に弱い立場だということで様々な労働者保護のための法整備がなされてまいりました。しかしながらこの日本の現状をよくご存じのように、例えば年次有給休暇の取得率は極めて低く、とりわけ中小企業等については非常に厳しいものがあります。つまり本来の権利も遠慮しながら申し述べて、それでようやくその一部が取得できるという位、労働者はですねあの経営者の側に気を使いながらでないと雇用が維持できないと、こんな現状が未だに続いているのではないのでしょうか。それから最近増えているのが派遣労働者です。ハローワークに行って求職活動を試みた方だったらよくご存じだと思いますけれども、ほとんどの職種が派遣労働という形になっております。で派遣労働の形で雇用された人々はほとんど正社員に就く機会はありません。でその中で例えば厚生労働省の調査によればですね、6割以上の派遣労働者が正

社員になりたいという希望を持っております。しかしながら現在検討されている派遣労働者の制度によってはですね、これは繰り返し、繰り返し継続されると、派遣労働者のままの身分から抜け出せないということが実現しかねないということになっています。そして何よりも今回検討されようとしている労働法制の改正がですね、もともと労働者からの要求、こうしてほしいという要求に基づいたものではないということは先ほども申し述べました。従いましてこの連合から提出されています法整備に対する意見書はですね、日本の働く人たち9割の人たちの切実な願いであるというふうに私は考えます。是非この趣旨をお汲取りいただいて議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でもって趣旨説明といたします。

議長

次に本案に賛成者の意見を求めます。

3番

本多議員

3番 本多 昇議員。

労働者保護のための法整備を求める意見書に賛成する立場から討論いたします。我が国は働く者の約9割が雇用関係の下で働く雇用社会であり、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。よって労働者保護のための法整備を求める意見書に賛成いたします。全議員の賛同をお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

6番

久保島議員

私は先程陳情のところでも申し上げましたが、これからの新しい時代に新しい働き方っていうのはあってしかるべきだというふうに思っています。その関係で新しい制度はですね懸念があるとか心配があるとか、誘発する恐れがあるとかいったようなマイナス思考のこの意見書にはですね賛成できるものではありません。この意見書の提出には反対をいたします。

議長

1番

北沢議員

次に賛成討論はありませんか。

賛成する立場で討論を行います。労働者保護をと言いましてもこれは法律によって保護されることであります。法律によって保護されるということは、特に我々みたいに地方の中小企業、まあそれから個人経営そういった方々の部分にも及んでくるわけでありまして、そのためには法律によって守られるべき下請けに対するいろんな単価の是正だとか、そういったことが当然行われてくるべきものであるというふうに考えるところであります。そのひとつの根拠となるのはこの労働者保護のための法整備であると私は考えるところであります。従ってこういった最低限のライン、こういったものを守った上で中小企業並びにまあその他の個人経営、そういった部分の労働者の保護は守られるべきだと、こんなふうに考えてこの意見書に賛成するものであります。

議長

他に討論はありませんか。

(なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第3号労働者保護のための法整備を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立多数です。従って発議第3号は原案のとおり可決されました。
議 長	追加日程第2 発議第4号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
2 番	2 番 坂本紀子議員。
坂本議員	国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の趣旨の説明をいたしたいと思います。国民の長年に亘る運動により学級編成標準は50人から35人へと徐々に引き下げられてきました。平成23年に義務標準法が改正され小学校1年生は35人学級制が実現しました。しかし小学校2年生以降は40人のままで必要な専科教員が配置されなかったり、小人数学級実施に伴って増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に正職員ではない講師といわれる先生方が増えている状況です。長野県内では平成25年に30人規模学級を中学3年生まで拡大し、現在、小・中学校全学年において35人学級が実施されています。町内の小学校の子どもたちのアンケート調査では、学校生活に満足している、学力が向上した、と答える子どもたちが多くと聞きました。また保護者からの意見では、丁寧に教えてもらっている、声かけも多く子どもたちの声もゆったりとしていると書かれております。これは小人数学級制の良い結果といえると思います。少子化と言われて久しいですが社会の変化は目まぐるしく、子どもたちの中のいじめ、自殺、発達障がいなど成長につまずきのある子どもたちの増加。小学校英語の教科化、教育機材の電子化など山積する教育課題は多くなっています。複式学級の定員の引き下げについては国は小学校は16人、1学年で8人、中学校は8人で実施しています。しかしわが長野県は現在小学校1年生と2年生で8人、それ以外の学年は16人以下、中学校は8人ですが飛び級複式学級においては4人と県が独自に教員を配置しており、平成25年はその数50人となっております。35人学級の実現、そして複式学級における独自の加配など県の財政負担は大きなものです。小人数学級の推進はわが国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう強く要請するものです。多くの方々のご賛同をお願いしたいと思います。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。
9 番	9 番 三浦寿美子 議員
三浦議員	国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出に対して

坂本議員の提案に賛成するものです。最近の子どもたちの生活環境は不安定になっていると感じております。携帯電話やパソコンが身近にあること、保護者の働く環境が不安定な家庭が増えていること、社会情勢が目まぐるしく変わることなど、子どもの育つ環境が随分と変わってきています。一方、教職員は事務量が増え、子どもたちと関わる時間が少なくなっていることも重大な問題です。長野県は平成25年度から中学3年生まで30人規模学級となりました。先生の子どもと関わる時間が増え、先生の負担感が軽くなったとお聞きをしております。飯島小学校では学級の生活に満足していると答えた児童が増えたそうです。小人数学級の成果だと思います。すべての子どもがどこにいても行き届いた教育を受けられるよう速やかに35人以下学級を国の責任で行う必要があると思います。そのため義務標準法を改正し、小・中全学年で35人以下学級を実現すること。教職員の定数改善計画を策定し実行すること。実現のため教育予算を大幅に増額することなどが必要があると思います。そのためにこの意見書の提出に賛成するものです。

議長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号「国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認めます。従って発議第4号は原案のとおり可決されました。

議長　追加日程第3　発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長　(議案朗読)

議長　本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

2番　坂本紀子　議員。

2番

坂本議員

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の趣旨説明をいたします。義務教育費国庫負担制度は戦後、地方財政により教育水準が様々だったため1953年、昭和28年に義務教育費を確保するために作られた制度です。この法律は憲法の義務教育無償の原則に従い国民の全てに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る目的で、国が必要な経費を負担するものです。しかし国は1985年から構造改革路線の下で財政状況を理由として次々と対象項目を外し一般財源化してきました。また2004年は総額裁量性を導入しました。これは費目ごとの計算をやめ教員の平均給与額を標準定数分だけ配当し、あとは地方の財政に任せるというものです。これにより正規採用の教員の数を抑制し、臨時的任用の教員を充てることにより講師と言われる先生方が増えております。不安定で低賃金の講師の先生方は来年度の就職を心配しながら

議長 10番 折山議員 議長 議長 議長 議長 議長 町長	正規採用の先生たちと同じように子どもたちに関わって仕事をやっております。これでは教職員の方たちが生き活きと働ける職場ではありません。そして2006年に三位一体改革の中、教職員給与の国庫負担の割合を2分の1から3分の1に引き下げました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方交付税の中へ組み込まれ配分されていますが、地方財政が苦しい自治体ではその目的に支出されるか保障されにくくなっております。就学援助金は国庫負担でしたが、一般財源化されてから財政規模の大きい自治体と小さな自治体では格差が生じております。国は子どもたちがどこに住んでいても自治体の財政力に左右されず等しく教育を受ける権利を保障するために、義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきであり、国庫負担率を3分の1から2分の1へ再び戻すべきと考えます。よって多くの方々の賛同をお願いし、国にこの意見書を提出していただきたいと思います。 次に本案に賛成者の意見を求めます。 10番 折山 誠 議員。 まあ教育の環境っていいものは親のあるいは暮らす自治体の財政力に左右されるものであってはなりません。またそのためには国の負担を段階的に引き上げていこうとするこの意見書の内容、それから提出者の趣旨に賛同するものであります。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから発議第5号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。従って発議第5号は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。 それでは議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9日から本日まで9日間の会期をもって開催をされました6月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程しました各案件の全てを原案のとおり議決、承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。併せて今後とも議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りながら負託に応えてまいりる所存でありますのでご協力の程よろしくをお願い申し上げます。 さて、当地域も本格的な梅雨の季節を迎えました。全国各地におきましては豪雨に伴い被害も発生をしているところではありますが、当地域におきましてはお陰様で今のところあまり雨も降らず小康状態にあります。近年は異常気象が続いており大きな災害が思わぬ場所で発生をしておりますが、災害が起こらないことを祈るとともに、災害を想定した対
---	--

応を重ねて万全を期してまいりたいと考えております。町民の皆様におかれましては日頃から防災備品並びに備蓄食料などの準備につきましてもご協力をお願いをするところでございます。当町をはじめ上伊那地域における経済情勢や雇用情勢につきましては依然として厳しい状況が続いております。今後、国、県、町が連携をした経済対策とともに平成26年度の予算を早期にまた計画的に執行をし、各種事務事業に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、6月中に策定を予定しております経済財政運営の基本指針、骨太の方針の原案が少しずつ判明をしてきております。今後の重要課題として消費税増税後の駆け込み需要に対する反動減、経済好循環の拡大、人口急減、超高齢化、更に財政健全化の4点を掲げております。将来を見据えた雇用・賃金制度のあり方の検討や人口1億人を50年後も堅持をするための年齢や性別に捉われずに活躍できる社会を目指す考えを示されております。またアベノミクス効果を発揮するためには政策経費を国の借金なしで賄えるかどうかを示す基礎的財政収支、プライマリーバランスを2020年度までに黒字化する目標を堅持すると共に、膨らみ続ける社会保障費を聖域なく見直すとし、年金の給付抑制、75歳以上の後期高齢者の保険料負担の見直しや、自治体が医療費抑制に取り組む仕組みなどについて来年の通常国会で法制化を検討するということとされております。社会資本の整備では国際競争力を強化するインフレや国土強靱化、防災減災に資するために選択と集中を徹底的に行い、公務員制度改革においては女性登用の推進や働きやすい職場環境の整備を進めることも示されております。また法人税の実効税率引き下げについては来年度から着手をするとともに、消費税率10%への引き上げの是非についても本年中に判断をすることとしております。2015年度の予算編成の考え方では消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動減からの回復過程を注視をするとしておりまして、その上で民需主導の経済財政と財政健全化目標の双方の達成を目指す中で、歳出については厳しい優先順位をつけて行うなどの方針も打ち出されているところであります。ただ現状の財政政策の延長ではたとえ消費税率を10%に引き上げても、財政の指標ともされるプライマリーバランスの黒字化実現は大変厳しいものと思われます。景気の回復などこれからの目標達成には一段の歳出の抑制と、半面、増収の具体策も必要とされているところであります。今後予断を許さない事態も予想されますが、いずれにいたしましても国は議論を尽くし、誤りのない住民本位の政策を期待し、今後の推移を見守っていかねばならないと考えております。

さて、今議会の議案審議や一般質問を通じて貴重な数々のご意見やご提案などをいただいたところでございます。このことを十分に胸に留め置きまして、今後の町政運営に慎重かつ全力で努めてまいりたいと思います。議会ははじめ町民各位のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げる次第であります。本年の関東甲信地方の長期予報では、気温は低めで梅雨明けも遅く、曇りや雨の日が多い見込みとのことであります。議員各位におかれましては時節柄、健康には十分ご留意をいただき一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、6月議会定例会閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。誠に世話になりました。ありがとうございました。

午前10時 6分 閉会

上記の議事録は、事務局長 宮沢卓美の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員